

令和 2 年舟形町議会
第 1 回定例会会議録

舟形町議会

令和2年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 令和2年2月25日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月3日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和2年3月3日（火曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年舟形町議会第1回定例会第1日目

令和2年3月3日(火)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
副町長	庄司雅人	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光
会計管理者	須貝孝子	農業委員会会長	加藤嘉久
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	総務課財政係長	八畝幸仁
まちづくり課長	小野芳喜	教育長	齊藤涉
健康福祉課長	沼澤伸一	教育課長	鍛冶紀邦
住民税務課長	伊藤茂樹	代表監査委員	齊藤徹
地域整備課長	伊藤武美	監査事務局長	相馬昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬昇	主事	伊藤優
--------	-----	----	-----

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告
日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時04分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和2年第1回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。7番佐藤広幸君、2番荒澤広光君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いします。

6番 それでは私から、去る令和2年2月21日に開催された議会運営委員会において、第1回定例会の会期について協議しましたので、ご報告いたします。

令和2年舟形町議会第1回定例会の会期は、本日3月3日から11日までの9日間とすることとしましたのでご報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、奥山議会運営委員長報告のとおり、3月3日から11日までの9日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から11日までの9日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告、日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略をいたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

今日は、令和2年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ち、私の2期目の町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

改めまして、2月9日執行の舟形町長選挙において当選させていただき、そして2月26日に第18代町長として就任いたしました森富広でございます。2期目の町長選挙は無投票となりましたが、町民の皆様からの審判を4年間猶予していただいただけで、決して町民の皆様からの白紙委任を受けたものではないと自覚しております。これからも4年前立候補したときと変わらない熱い思いで、2期目の4年間も「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」のまちづくりをさらに前へ前と推し進め、お年寄りや子供たち、そしてここに住んでいる人のために一生懸命働く所存でありますので、議員各位におかれましては引き続きご指導、ご鞭撻賜りますようお願いを申し上げます。

引き続き2期目も「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」が私のまちづくりの目標であります。今、人口減少社会を背景に、地方創生の総合戦略として都会からの移住定住を図ろうとしておりますが、東京一極集中はさらに加速しているのが現状です。それならば、ここに今現在住んでいる人が心の豊かさや経済的な豊かさを実感できるようにすることが一番大事な政策だと考えます。私が考える舟形町の地方創生の原点は、平成の大合併の中、平成16年に1市1町の合併を進める行政と議会に対し、町民が県内初の住民投票で、舟形町として自立することを決断したことだと思えます。「自立」はみずから律する「自律」でもあり、財政状況が厳しい中、みんなで考え知恵を出し、決して奪い合うことなく、情報を共有しながら取捨選択し、ともに汗を流して助け合うことこそ地方創生の姿そのものであり、「オール舟形」ワンチームのまちづくりだと考えます。

そのようなまちづくりのため、引き続き「舟形の元気をつくります」「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」「オール舟形でまちづくりをします」の3つの柱でまちづくりを進めてまいります。

1つ目の「舟形の元気をつくります」は、農業や商工業のやる気を支援して元気にします。そのため、売れるブランド米づくり、圃場整備、園芸農業を推進し、さらに農業に就職する若者、生涯現役農業など多様な農業者支援をしてまいります。また、商工業者への支援も十分に協議をしながら、商工業者のやる気をしっかりと支援してまいります。さらには、町の豊かな自然環境を生かして関係人口の拡大を推進してまいります。

2つ目の「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」は、お年寄りに優しい環境づくりと健康長寿日本一を目指し、引き続き雪の苦労軽減、100歳元気プロジェクトを推進してまいります。次に、若者移住定住を促進のため、おかえり！孫プロジェクトやWAKU WAKU WORKを継続、強化して実施してまいります。また、町の未来を担う子供たちのために、高校生までの医療費の無料、保育料、給食費を無料にしてまいります。さらには、日

本一のおいしい給食食育事業、縄文の女神をはじめとする縄文文化教育などや情報発信にも努めてまいります。また、県内初の国土強靱化地域計画のもとに防災減災事業に取り組み、災害等にも強い安全で安心な強靱な町をつくってまいります。

3つ目の「オール舟形でまちづくりをします」は、地域運営組織などの組織化を目指しながら、町民の皆様と町民主体のまちづくりを推進します。さらには、国で進めるSociety5.0やローカル5GやAIやロボテクスなどを活用し、人口が減少しても住んでいる人が誇れる先進的少数社会や、にぎやかな過疎地域をつくってまいります。

以上が施策の大要ですが、このたび策定される第7次総合発展計画と整合を図り、第7次総合発展計画の目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり」「わくわく未来ふながた」の創造に向けて、6本の柱とそれを支える1つの基盤を7つの基本目標として取り組んでまいります。

重ねて申し上げますが、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」を目指し、お年寄りや子供たち、そしてここに住んでいる人のために一生懸命働いてまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、その他の12月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 舟形町総合教育会議について、12月25日（水）、町中央公民館において、令和元年度舟形町総合教育会議を開催いたしました。この会議は、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために行っているものです。会議では、学校教育や社会教育、社会体育、保育の分野で、未来を担う子供たちの育成のために実施している取り組みや今後の見通しについて意見交換を行いました。また、各委員からは、家庭教育の重要性や、スポーツ活動でのけがが多い現状、読書環境の充実等について話題提供されました。

(2) 舟形町防災会議について、1月14日（火）、中央公民館3階ホールにおいて、舟形町防災会議を開催しました。国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長をはじめとする委員35名にご参集いただき、舟形町地域防災計画の修正案の概要を説明いたしました。素案に対する意見をお願いし、会議を終了しております。最近の災害状況を踏まえながら、平常時の予防対策、災害発生後の災害応急対策と復旧復興対策等に至るまでの対応が幅広く記載された内容です。災害が発生した際に行政がどう行動するのかの指針が描かれている大事な計画であります。現在、提出された意見を確認し、集約を行っており、3月末を目途に山形県へ修正報告をし、公表していく予定としております。

(3) 令和元年度第1回舟形町総合戦略推進会議について、1月20日（月）、町中央公民館3階ホールを会場に令和元年度第1回舟形町総合戦略推進会議を開催しました。この会議は、

産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、住民の代表で構成され、8名の委員より出席いただきました。会議では、第1期舟形町総合戦略の数値目標と重要業績評価指標（KPI）の状況を踏まえ、委員の方々より施策の成果に対する評価と検証をしていただいたほか、今年度に策定中の第2期舟形町総合戦略についてご審議いただきました。委員からは、第1期分について「町民の方々との意見交換を重ね、地域の課題解決に取り組む住民主体の地域づくり事業や町独自の若者定着・Uターン施策である「おかえり！孫プロジェクト」事業は、町の特色も出ており、非常によい取り組みであるため、今後の継続と発展に期待したい」、また第2期分について「国際的に推進されているSDGsの実現に向けた方針を盛り込むべきである」などの意見が出されました。

（4）舟形町総合発展計画答申について、3月2日（月）、舟形町総合発展計画策定会議阿部委員長が来庁し、第7次舟形町総合発展計画の答申書が提出されました。阿部委員長からは、6月26日の第1回会議から審議を開始し2月13日の第5回会議まで、町長より諮問された今後10年間の舟形町をつくる計画づくりに全委員が誠心誠意取り組んできたことや、委員の意見はもとより、議会や有識者からの意見、中学生からの作文、小学生からの絵画、町内会からの地区ビジョン、町民からのパブリックコメントなどを含め、町民全体で作り上げてきた重みを踏まえて今後のまちづくりを進めてほしいとお話がありました。来年度からは、総合発展計画策定会議委員をはじめ町民の皆さんの思いの結集である第7次舟形町総合発展計画に基づき、「住んでいる人が誇れるまちづくり」「わくわく未来ふながた」を具現化できるよう施策を展開していきたいとお誓いを申し上げたところであります。

以上4件について行政報告を申し上げます。

さて、本日、定例会に提案します案件は、専決処分の承認案件1件、令和元年度舟形町一般会計、特別会計補正予算が6件、令和2年度舟形町一般会計、特別会計予算等が7件、条例の設定が1件、条例の一部改正が4件、町道路線の認定についての議案が1件、舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更についての議案が1件、人事案件が13件、以上34件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次ページ以降に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。6番奥山謙三議員。

6番 一般質問の前に、森町長、2期目の当選、まことにおめでとうございます。引き続き町民の幸せのため、町政のかじ取りをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業の最終年度の取り組みは、そして2として、地域おこし協力隊の採用は行わないのかについて質問を行います。

まず最初に（1）ですけれども、この事業の中で特に重要と考える取り組みとして、町民主体で協働によるまちづくりを推進するとあります。具体的には、地域住民と町が知恵を出し合い、それぞれの役割や責任を再確認し、住民の皆さんが自分たちで地域の現状や課題を洗い出すとともに、自分たちの地域をどうしたいのか考えてもらい、地域計画を策定し、地域住民ニーズの多様化、高度化、厳しい経済状況などに的確に対応していくために、地域住民が主体となり、将来にわたって持続可能な集落機能を構築することを目指すとあります。

これらに基づき、これまで平成29年度は地域づくりアンケート調査の実施及び分析、公表、平成30年度、アンケートに基づき各町内会ごとに2回のワークショップを実施、そして町内会ビジョンを策定しました。令和元年度は、4地域（旧小学校区単位）において地域づくりのワークショップを2回実施してきました。

令和2年度は補助事業による最終年度となります。計画書には、長沢、舟形、富長、堀内地区の会議開催の継続、地域計画に基づく持続可能な地域運営組織の取り組みの推進となっておりますが、①最終年度の進め方と達成目標は、②各町内会ビジョンにある地域目標を達成させるために、今後町のかかわりはどうするのか、③地域運営組織の構築と運営はどうするのか、以上について町長の考えを伺います。

次は、地域おこし協力隊の採用は行わないのかについてですけれども、都市部の若者らが地方へ移住して活性化に取り組む地域おこし協力隊は、2009年に始まり、2018年度は5,530人が1,061自治体で活躍しています。舟形町では令和元年度ゼロとなっております。これまで私の記憶では舟形町に8人着任し、定住したのは町外も含めて3人となっているようです。町の活性化のために若者や町外の方々の力を活用するのもいいと思うが、町では募集し採用する考えはないのかお聞きします。以上です。

町長 それでは、6番奥山謙三議員の「官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業の最終年度の取り組みは」についてご質問にお答えします。

本事業は、地域住民が主体となって地域づくりに取り組むことが大前提となっており、目標である地域運営組織の構築に向けた重要なキーワードの一つとされております。少子高齢化を伴う人口減少が進行する中、これまでは単一の町内会で実施できていたことが、住民ニーズの多様化、高度化、厳しい経済状況など、地域を取り巻く環境の変化に対応できなくなってくることも予想されることから、各町内会の維持活性化はもちろんのこと、地域間連携の仕組みづくりの必要性についても重視して、住民と行政による協働により平成29年度から取り組んできたものであります。

ご質問の最終年度の進め方と達成目標について、来年度はこれまでの町内会ワークショップ、地区ワークショップをもとに旧小学校区において地区連合町内会を中心に地域運営組織の構築に向けた検討をより具体的に進めていきます。検討については、これまでのように多くの方々に参加していただいたワークショップ形式ではなく、地区連合町内会を中心に参集範囲を絞った形の検討とし、各地区の課題に合った県内の先進運営組織への研修も行ってまいりたいと考えております。こうした事業方針を周知し、できるだけスムーズに来年度事業に取り組めるよう2月17日から順次地区連合町内会を対象に事業説明会を開催しております。

達成目標は、旧小学校区における4つの地域運営組織の構築です。ただし、地区により現状や背景はさまざまであり、また地域運営組織を構築するのは地域住民でありますので、組織の構築が行政による強制とならないように、検討には十分な配慮をもって取り組みます。

次に、②各町内会ビジョンにある地域目標を達成させるための今後の町のかかわりについてですが、町内会ビジョンの地域目標を達成するのはあくまでも地域の住民であることが前提であります。町としては、集落支援員や地域づくりに対する助成等により地域目標の達成のための支援を行っております。

最後に、③地域運営組織の構築と運営についてですが、地域運営組織の構築については、来年度の検討に先立ち、運営組織の体制図案や会則案について検討のたたき台として準備しており、それをもってさきの事業説明会で説明をしております。体制図案については、当初予算の重要事業のポンチ図に記載しております。

現在、各地区において地区連合町内会が組織されているわけですが、新たに組織を構築することによって組織だけがふえては負担ばかりが増し、事業の意義が薄れてしまうと考えます。行政による画一的な構築ではなく、旧小学校区の現状と背景を十分に考慮して、地区連合町内会の仕組みを発展させた形での地域運営組織の構築がよいのか、それとは別な形が適しているのかを旧小学校区単位で検討してまいります。

運営については、地区運営組織が構築された場合の事務費と活動費について来年度当初予算案に計上しております。事務費に関しては、地区運営組織が構築された場合に組織の事務費として、活動に関して地区ビジョンに掲載している課題に対して活動した場合の助成を想定しております。

なお、活動費に関しては、モデル地区を1地区選定して、地域運営組織による活動事例としてまいりたいと考えております。

次に、「地域おこし協力隊員の採用は行わないのか」についての質問にお答えします。

初めに、現在、女性1名について採用を決定し、ことし5月の着任に向けて事務を進めていることを述べさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、平成24年度から採用を開始し、延べ8名、緑の協力隊を

含めると9名の隊員を採用してまいりました。このうち移住定住に結びついた方は3名となっております。

昨年1月に長江隊員の任期満了による退任を契機に、新たな隊員募集について町ホームページやJOIN（移住交流）サイトに情報を掲載して募集を行ってきたところです。協力隊員募集の内容としては、テーマ型（1）舟形町の特産品を使った加工品開発、販路拡大業務、テーマ型（2）鮎の中間育成水産振興業務、テーマフリー型として自由な発想による提案型の3つを掲げ、募集人員数は2名としておりましたが、結果的には1名の採用予定となりました。他市町村の募集状況を見てみますと、募集するテーマを明確にし、数種類のテーマを設定しているところが多いようです。本町でも2つのテーマを設定したわけですが、町の課題を踏まえた募集テーマをさらにふやし、地域おこし協力隊を希望する方とのマッチングのチャンスをふやしていきたいと考えております。現在、新たな募集テーマについて検討を重ねているところであり、充実した募集テーマによって舟形町の地域おこし協力隊活動に魅力を感じてもらえるよう募集を行っていききたいと考えております。

地域おこし協力隊制度の成果の一つに、地方への移住定住があります。町では、地域おこし協力隊として活動しながら地域の課題などについて町内会や地域住民と一緒に取り組み、任期終了後には起業や協力隊中に培ったスキルを生かした就職により町への定住に結びつくように支援体制を十分に検討して、次の募集について検討してまいりたいと考えております。

5月、新しい隊員が着任の際には議員の皆さんをはじめ町民の皆さんにも紹介しながら、活躍を期待したいと考えております。

6番 まず最初に、官民協働の質問について、回答について感想を述べたいと思います。

今回の回答を聞いていて、これまで多くの町民の方から、幅広い年齢層の方々からアンケートをいただき、さらには各町内会ごとにワークショップを開催し、そして幅広い年齢層からも参加していただいて学区単位のワークショップも開催してきたわけであります。そういった経過の中で、さらには役場職員、若手職員も参加して、ともに汗をかきながらこれまで進めてきた経過があるわけです。その経過がありながら、ここから先はその該当する地区でやってくださいよと、ここから先はあなた方でやってくださいよと、ただし補助的なお金はやるから、そこから先は、勝手とは言わないけれども、そういう感じを受けました。せっかく今回、幅広い年齢層の中で地域を何とかしたいという思いを持った方々が多くいるかと思うんです。そういった中で、今後の最終年度における参集範囲、町内会役員を中心としたというふうになってくると非常に参集範囲が狭くなってくるのかなという感じがしました。特に若手、女性の方々の参加が減るんじゃないかというところを危惧したところであります。

それでは、再質問の中で具体的な内容について、もう少し詰めていきたいと思います。

まず最初に、町長が考える地域運営組織の形、考え方についてお聞きしたいと思います。

町長 まず前段の感想の部分でお答えいたしますと、基本的に補助事業の年度ということの中で最終年度をことし迎えておりますので、一応地域づくりのタイムスケジュールと申しますが、見本的なものとして、今年度につきましては地区運営組織の構築に向けて、旧小学校単位の連合町内会を中心にしながら、こういうものですよというモデルを示したものだとは私と考えております。やはり地域づくりの基本は、各町内会ごとにしっかりとできるところはやっていただいて構わないと思っております、そうした場合に、まずはそこで町内会としてのあり方、組織ができなくなってきたときに、じゃもう少し大きい組織でどうやってその地域をまとめていきましょうというときにはこういう地域運営組織というものがあるんですよということをお示したんだと思っております。

したがって、35ある町内会が、一律の町内会、同じような状況であれば一気に地域運営組織に持っていくということができると思っておりますが、それぞれ一生懸命地域づくりを頑張っている町内会もございます。戸数が減ってきて、それができないというところもあります。そのところをどうやってみんなで問題を共有しながら、何ができるかということを考える時間がことしまでのものだったと思っております。それを連合町内会という組織の中で、そこに入っている町内会長が考えていただいたということは非常に有意義なことであって、これで今までのワークショップから地域運営組織をつくるまでの旧小学校区での単位で、あとこれが終わったとは全然考えておりません。まずそういった地域運営組織づくりのタイムスケジュールであったり、こういうふうにするんですよというお手本を示したものだと思っております。今回モデルケース、来年度から1地区やりますけれども、それも一つ終わりということではなくて、しっかりと今後考えて、どういうものが必要なかということそれぞれのところで考えていかなければいけないと思っております。

それで、先ほどの町長の考える地域運営組織とはどういうことかということがありますが、それぞれの町内会もしくは地域の中で何が必要なのか、それぞれ4つの地区の地区ビジョンも出されてきておりますけれども、その中で必要なことをそれぞれが考えてやるということが大事であって、こういったものとか定義というものがないというのが地区運営組織だと私は思っております。そこに住んでいる人が一生懸命それぞれの町内会を思う、考えるということが大事な一つの要素だと思っておりますので、そのために財政的に支援をするということも一つは継続をするという意味で重要だと思っております。多様性と継続性、この2つがなければ地域運営組織というものは成り立っていかないと、形だけのものをつくってもしょうがないと私は思っておりますので、今回補助は終わりますけれども、継続しながら、東北公益文化大の伊藤先生をはじめとしまして、その方々にしっかりと今後もフォローしていただきながら、舟形町に合った地域運営組織というものをしっかりとつくっていきたくと。それぞれできるタイムスケジュールは違うかと思っておりますけれども、それぞれに合った、そうい

った地域運営組織をつくっていければ、舟形町の小さな拠点のまちづくりという部分の協働のまちづくりというものが完成していくものだと私は思っております。

6番 町長の答弁を聞いていますと、今ある地区連合町内会の組織を今よりも強化したいというようなことしか聞こえてこないんですけれども、総務省で出している地域運営組織の定義というのがあります。その内容を読みますと、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織、従来の自治・相互扶助活動から一步踏み出した活動を行っている組織という形で定義されているようです。言いたいのは、今ある地区連合町内会の強化、要するにこれだけではなくて、もっと強固なものを本当に町でつくりたいのか、もう一回、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 その総務省で出している定義というものもあるんですが、その検討委員会の委員のメンバーでもあります明治大学の小田切先生が言っているのは、その定義にこだわったものではなくて、結果としてそういうものを特徴づけて言うところの形での定義になるんですよということが地域運営組織だと私は理解をしております。

やはりその多様性、地域運営組織の型としましては分離型とか一体型とかいろいろな形のものでございます。NPO法人であったり、さらに営業活動、営利活動もやっているところもでございます。そういった中で、それぞれがどういった地域運営組織であつたらいいのかというものはその地域の状況に合わせて考えるべきだと思っております。

したがって、今の連合町内会の型が悪いということではなくて、その地域連合町内会という零度の水に衝撃を与えることで凍るということもでございます。そのことのように、1つの連合町内会、今までやっていたものに何らかの衝撃を与えて、それが発展していけば地域運営組織に変わっていくのではないかと、また別の組織ができてくれば、それはそれでいいと思います。したがって、必ず連合町内会、また別の組織ということではなくて、その地域の型に合った、その地域に根差して持続可能なものをつくっていかなければ、型にはまったものではだめだと思っております。

私の好きなまちづくりの言葉に「まちづくりの入り口には正しさよりも楽しさがなければだめだ」という言葉があります。したがって、やはり自由な発想、柔軟な姿勢というものが重要だと私は考えておりますので、総務省の定義というものについては議員ご指摘のとおりでございますけれども、それをさらに柔軟に取り組んでいこうと私は考えておるところでございます。

6番 今後の進め方で、連合町内会役員を中心とした参集範囲という形で行ってほしいということですが、やはり大事なものは、先ほども言ったとおり、幅広い年齢層の方々から参加をしていただいて、運営組織について協議をし進めていくということが非常に大事なのか

など考えますが、もう少し幅広い年齢層の方々から参加していただくというところについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 今のタイムスケジュールという中での地域運営組織のつくり方としては、連合町内会の役員ということ、それは各町内会の町内会ビジョンを持ち寄って、じゃ何が足りないのか、何をしたらいいのかということ連合町内会の役員の方々がやっていると。それでやってみて、まだまだ足りない、もう一度フィードバックして町内会ごとにワークショップを開いて、また地域運営組織並びに連合町内会の中での協議に入っていくと。常にフィードバックしていく姿勢というのが大事だと思っております。

したがいまして、今回の形のものについては、各町内会ビジョンを受けまして、各町内会長たちが連合町内会の役員として出ておりまして、そこで話をして、まず地域運営組織ってどういうものなのかということを理解していただいているということでもありますので、まず地域運営組織化するためにはこういうことなんですよということでの役員ということでもありますので、意見を聞かないということではなくて、それをつくるためにはこういうことですよということでの役員ということでもありますので、今のところはその役員でやっていただく、そこで足りないのはまたフィードバックして、町内会に戻ってそれを聞くという形になると思っております。

6番 来年度の事業の中で、地域運営組織体制のイメージ図ということで、構成団体、町内会からその地区にある企業等があつて、そして部会という形でイメージ図がありますけれども、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長 これもあくまでイメージ図でありまして、これで確定しているわけでもないと思ひますし、この地域運営組織というのは、国で進めている「まち・ひと・しごと」というものに関連しているわけです。「まち」というのはその地域のもの、例えば大きな町ということではなくて、地域のことを「まち」、そしてそこに住んでいる人が「ひと」であつて、「しごと」という部分は、その中でどういうことができるかというところがあると思ひています。したがいまして、「まち・ひと・しごと」というものと地域運営組織というものは一緒になっているものだと思ひておりまして、そういった中で、このイメージ図はあるんですが、これは一端をお見せただけだと思ひておりまして、そこからもっともつといろいろな方々が参加して、先ほども言いましたとおり、営利目的の方も、営利活動もできるような、そういう地域運営組織もあるわけですから、そういったものをしっかりと取り込みながら地域に合ったものと思ひております。

したがいまして、イメージ図だけでイメージされるとそこから広がっていかないというところがあるんですが、一応こういう形だということでお示しをしたとご理解をいただければと思ひます。

6番 地域運営組織をつくることについては私も賛成です。というのは、私が知っているところでは、酒田地区については当初から学区単位で地域コミュニティーがあって、地域コミュニティーの下に町内会がぶら下がっていると。要は、地域コミュニティーが全体の予算を把握しておいて、各町内会でこれから活動したいからということでその地域コミュニティーに申請書を出して、そこからお金をいただいて町内会で活動しているというのが酒田地区の地域コミュニティーの体制なんです。特に有名なのが旧八幡町の和合日向地区にあるコミュニティー、ここについては無印良品ですか、この商品まで置いて地域のコミュニティーの場をつくってやっていると、本当に県内でも先駆的な地区であります。あと私が知っているところであれば、地見興屋小学校の廃校になったところを改築して、そこにコミュニティーをつくらせていろいろなお年寄りが集まる場、あと喫茶店があって、体育館があってということで、そういう形で進めているところもあります。

要は、私はぜひとも、これからの町内会活動の限界を感じるものですから、地域運営組織というものをつくっていただきたいなと思っていますところ。そういった中で、町としては補助事業があるからやるんだと、何かそういう回答しか聞こえないんですけども、もう少し強力に進めていただきたいと思います。

次に、各地区の課題に合った県内の先進運営組織の研修とありますが、こういったところを候補として考えているのか。

町長 補助事業は、こういったものをつくらうとしていたときに財源的にこれを使えるということで使わせていただいただけで、この補助事業があるためにこの事業に取り組んだのではないことだけのご認識いただければと思っております。この事業につきましては、私の公約でもあります「オール舟形でまちづくりをします」の中の町民と一緒にってという協働の部分がこの部分に入ってくると思っております、これを実際にするための財源として地方創生交付金をいただけるということであったのでこれを使わせていただいたということでありますので、根本的には我々はその補助事業がなかろうが、あろうが取り組んでいた事業であり、今後もこのことは重要なことだと認識をしておりますので、やっていきたいと思っております。

また、研修先については、先ほど課長から聞きましたら、まだ確定をしてないそうです。したがって、その運営組織をつくらうとしている各連合町内会ごとにどこを見に行きたいというところがあるのか検討しながらということだと思います。先ほどご提示されました例ということで旧八幡町、さらに川西町には「きりりよしじま」と、全国的にも有名なのところもございます。ただ、それぞれの歴史とか条件、背景とかそれぞれやはり違うところがあると思いますので、そういった中でも我々がどういった地域運営組織をつくりたいのか、そういう方々をふやしていかなければいけないと思っておりますし、そういうことをやっていかなければいけないと思っておりますので、しっかりと、ただ研修にということではな

くて、我々のつくろうとしている運営組織であったり、その他のいいところばかり見てくるのではなくて、我々との違いというところも認識していただきながらの研修になればと思うところでございます。

6番 要望ですけれども、この研修に行く際には、地域住民の方々全員に呼びかけをしていただいて、多くの方々から参加していただくような形で研修を行っていただきたいと思います。

次ですけれども、各町内会ビジョン、地域目標を達成させるためということで質問しましたが、回答についてはあくまで地域住民であることが前提という回答であります。ただ集落支援員や助成等は行うということではありますが、もう少しかかわってもいいんじゃないかなと思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 総合戦略の中で、重要業績指標ということでK P I とかが今求められておりますけれども、この地域運営組織の成果と目標とかっていうものについては、自分たちが決めて自分たちが取り組むものであって、そこを我々行政がここまでないとお金を出しませんよというようなことではないと思っております。一步ずつ、極端に言えば一步進んで三歩下がってもいいのかなと思います。しっかりと、これから奥山議員がおっしゃられるとおりの少子化の中で地域の町内会というもののあり方が変わっていく、そのときに地域運営組織がどうやってそれを補完していくことができるのかということが一番大事だと思いますので、その点についてはしっかりと私ども行政側でもかかわっていくということは変わりないと思っております。

ただ、先ほど言った研修に地区住民を全部ということはまちづくり課長は考えていないということですので、役員を中心にまずは地区運営組織の研修ということになるそうでございます。

6番 この質問について、時間がありませんので最後になろうかと思いますが、せっかくこのたびの地域づくりにかかわっていただいた若い方々、女性の方々、ぜひこの方々を今後とも地域づくりのために参加していただくような方策をぜひ考えていただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊についてでありますけれども、まず第1点が、このたび1名の女性の方を採用したということではありますが、今回の協力隊員の活動テーマは何でしょうか。

町長 先ほど答弁申し上げましたとおり、舟形町の特産品を使った加工品開発、販路拡大ということで取り組みたいという方でありました。現在は東京都八王子市で保母さんをなされている方でございます。

6番 役場の人にこういう質問をするのもおこがましいんですが、募集に際して係る経費について、200万円という上限があるようではありますが、この経費は使っているんでしょうか。地域おこし協力隊の募集等に要する経費については、地域おこし協力隊員を募集する地方自治体当たり200万円を上限とするという文言がありますが、この辺の活用はしているんですか。

町長 今の説明でいきますと、来ていただいて活動するのにそれだけの経費をとということでありまして、募集するのは先ほど申し上げましたとおりホームページもしくはJOINに掲載依頼ということで出させていただいているだけでございますので、募集に関してまでの経費は町として支出はしておりません。

6番 必要経費の事例として、募集、PR費、あと現地説明会、地域おこし協力隊に要する経費、現地までの往復に要する参加者の旅費はこれは除くですが、職員の旅費とかあるようなので、こういうのもあるということで活用していただければいいのかなと思います。

最後になろうかと思いますが、今後募集するに当たって新たなテーマがあればお聞きしたいと思います。

町長 新たなテーマについて、まちづくり課で考えておるようでございますので、まちづくり課長より答弁をさせていただきます。

まちづくり課長 新しいテーマということで現在考えているもの、農業という視点で、園芸農業に取り組んでほしいというテーマと観光にかかわる形を今2つほど考えています。また、ほかの内容についても職員から提案をいただいて検討中という現状でございます。

6番 募集する際に、都会から舟形町にお嫁さんに来たと、要するに都会から当舟形町に嫁に来た方々を採用してもいいんじゃないかなと思いますが、隣町では採用しておるようなので、この辺についての考えはないのか。

議長 時間となりましたので、以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番叶内昌樹議員。

1番 おはようございます。

それでは、一般質問の前に、まず町長、このたび当選おめでとうございます。また4年のかじ取りよろしくお願ひします。

それでは、通告書に伴いまして次のとおり通告いたします。

まず初めに、1. 小規模事業者の推進対策について、2. 自転車活用推進計画についてという題で質問したいと思います。

初めに、小規模事業者の推進対策について。

舟形町の商工会は、昭和36年創設し、平成21年に新たにもがみ南部商工会として設立され、10年を経過いたしました。3町村における商工業者の中で小規模企業の減少率は、10年間推移でもがみ南部商工会全体で2割弱の減少率であります。商業においては消費者の購買促進は利便性の向上を図る町外企業やネット通販に寄りやかな志向だと思われま。昭和の経済成長、平成の経済グローバル化で時代とともに生活と文化の変革で大規模に対応できず、最上管内においても購入者のニーズに柔軟な対応が困難で、廃業や商業から離れる事業者も数年で増加いたしました。令和になり、国が推進するキャッシュレス決済でも世代間で浸透

する割合が違い、現金支払いがまだまだ多いのが現状であり、またマイナンバー登録の普及率も低く、半強制的に登録を促すことにもなっていくと聞きました。

そのような中で、商工会が発行するめがみちゃん商品券であります。平成29年度から毎年発行枚数がふえているようです。町内で利用できるすばらしい商品券でありますので、さらなる普及が望ましいと思いますが、めがみちゃん商品券の発行がふえた要因をお伺いいたします。

また、南部3町村の商工会で舟形町における小規模事業者は10年推移で3割を超える減少率となっております。両隣の市に近い舟形町としての今後の小規模事業者の推進対策としてどのように考えているのかお伺いいたします。

続きまして、自転車活用推進計画についてでございます。

昨年11月に、瀬戸内海に浮かぶ島々を結ぶしまなみ海道を自主研修してまいりました。風光明媚な景色の中を自転車で横断でき、8カ所の大橋で結ばれる島内では観光地ルートを結ぶ道しるべとして通称ブルーラインが引かれていたのに関心を持ってきました。

平成30年6月に自転車活用推進計画が閣議決定されたことを受け、県では計画的な整備を進めるため、山形県自転車ネットワーク計画を策定しているところです。モデルルートとして、最上川に沿って県内全域を対象とした基本的なルートと、これに接続し近隣市町村の観光地を結ぶ地域的なルートの2つを想定しているようですが、舟形町も最上川に沿ってある地域であり、猿羽根山から見る月山と最上川の眺めはやまがた景観物語おすすめビューポイント33に選ばれております。国宝縄文の女神誕生地として、その景観ポイントを起点としてサイクリング推進ルートを若あゆ温泉施設や町内交流・休憩スポット、キャンプ場、宿泊場などにサイクルオアシスの看板も設置して結ぶ、しまなみ海道ブルーラインのような受け入れ整備を具体的な取り組みで町道や県道に推進していただきたいと思うのですが、町長の意見をお伺いいたします。以上です。

町長 それでは、1番叶内昌樹議員の小規模事業者の推進対策についてのご質問にお答えします。

舟形町の商店の現状としましては、人口減少、少子高齢化、大型店舗との競争、インターネット通信販売など構造変化に直面し、売り上げや事業者数の減少、人手不足、経営層の高齢化などの課題があると考えております。

このような中でもめがみちゃん商品券の発行枚数がふえている要因について、もがみ南部商工会舟形支部に問い合わせたところ、「ふるさと納税事業、結婚祝い金事業、健康ポイント事業など、町の事業で活用があったため」との回答がありました。

商店は地域にとって重要な存在であると認識しており、町では商店の魅力向上や持続化の推進に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

これまでの取り組みとしては、商工業活力アップ推進事業を実施しております。これは起業

される方、町内で小売業を営む商店において魅力向上を図るための事業を実施する際に必要な経費に対して補助し支援を行うものです。また、今年度につきましては、消費増税関連で県と連携して、がんばる商店街応援事業を実施し、町内の10事業所で構成される舟形町サービス店会に消費増税のための消費喚起対策について、チラシの発行などの事業に補助を行い、支援をしております。令和2年度においては、今定例会に上程しておりますが、舟形町小規模企業振興基本条例を新たに設定するとともに、新規事業として町内事業者が町外者への販売を促進するための研修等の開催について計画するなど、引き続き商工会と連携し、商店の魅力と持続化について支援をしていきたいと考えております。

次に、自転車活用推進計画についてのご質問にお答えします。

国では平成30年6月に自転車活用推進計画を閣議決定し、山形県においては昨年8月に山形県自転車活用推進計画を策定して関係機関に通知するとともに、県のホームページで公表しております。また、ことし2月に、国土交通省県最上総合支庁、新庄最上管内市町村、警察署、観光関係機関等を対象に、山形県自転車ネットワーク計画策定検討会ブロック意見交換会が開催されました。この会議は、県が昨年8月に策定した山形県自転車活用推進計画の概要説明や、この計画に位置づけた取り組みを実践するための計画として山形県自転車ネットワーク計画を令和2年10月ごろまでに策定するに当たって、計画の概要やスケジュール案が示されたところであります。

自転車ネットワーク計画は、山形県の歴史、文化、景観、食等の魅力的な観光資源と、主にスポーツ系自転車による広域的なサイクルツーリズムを融合し、県内各地を安全で快適に自転車で周遊できる環境を構築することにより、国内外の交流人口拡大を目的とするものです。

広域的なサイクリングモデルルートの方案が示され、町が関係する具体的なルート案としては、最上川沿いを通る県道大石田畑線、堀内地区を通るルート案が示されております。また、最上管内を通るルートとして、最上北村山周遊コース案、出発地を新庄駅、大石田駅、目的地を瀬見温泉、赤倉温泉、銀山温泉とし、亀割バイパス、山刀伐峠を通るルート案が示されております。この案に対して、舟形町を通過する最上小国川沿線の県道新庄舟形線を通るルート案の設定について意見を提出しているところであります。

さて、しまなみ海道は、温暖な気候を生かし、1年を通じてサイクリングが可能で、景観もよく、にぎわいを見せているようです。一方で、自転車を利用する上でのマナーの徹底や自転車の点検など安全安心な利用、道路整備、休憩所や案内所の整備、交通安全対策など数多くの課題を解決して現在の状況にあると考えられます。

しまなみ海道のブルーラインのような受け入れ整備を推進してはとのご意見ですが、舟形町としては、山形県自転車活用推進計画や、ことし10月に策定が予定されている山形県自転車ネットワーク計画を参考にしながら、冬期間積雪がある舟形町の自然環境などを十分に踏ま

えながら需要に応じた施策を講じていきたいと考えております。

1番 商工会におかれましては、今10年の推移を出したわけですけれども、このたび条例としても今回の定例会に提示されていますけれども、今さらみたいな感じで思うんですけれども、事業所としては南部商工会になって2割の減、舟形町は219業者から151業者に減りまして、最上においては400から322、大蔵村につきましては168から151と、全体的に2割を超える減少率となっております。時代の流れで商業においては自己責任的なものが大きな要因でありますし、なかなか、自由化に伴い大手や大企業に伴って個人事業者がそこに付随して仕事を得るようなことはできませんけれども、そこに付随できない個人事業者も多く見られます。また、きょうの新聞にありましたけれども、今回のコロナウイルスに関しての休暇に当たる補償につきましては、大企業、中小企業には補償する、フリー、自営業者に対しては対象外という記事を目にしたので、枠の外に置かれてしまうような状況があるのかなと思います。

それに伴って、通告書というか、質問にもありまして、答弁はないんですけれども、今後キャッシュレス決済またはマイナンバー登録に対して今後そういう還元率がある中で、めがみちゃん商品券というのは現金に近いものであると思いますけれども、ここ二、三年で普及したという返答がありまして、平成29年度は2,843枚、平成30年度には3,803枚、平成31年度には4,277枚と増加傾向にあります。この答弁書にありますけれども、ふるさと納税事業、結婚祝い金、健康ポイント等の町政策も含めながらありますけれども、ふるさと納税につきましてはちょっと減っているような傾向ありますけれども、今後町として、商工業との話もあると思いますけれども、めがみちゃんカードを伸ばしていくような施策とか何か方法をお考えでありましたら、町長の意見をお聞かせください。

町長 まず基本的なことですが、めがみちゃん商品券とそれから年2回発行していますプレミアム商品券はめがみ南部商工会舟形支部で発行しているものでございまして、町で発行しているものではないので、これらの取り組みについて、商工会舟形支部の方々あるいはサービス店会の方々がこういう取り組みをしたいということについて我々は支援をしているということでもあります。先ほどの地域運営組織と同じようでございますけれども、しっかりと自分たちがどういうものが今後必要なのかということを考えていただいて提案していただければ、議会の承認をいただきながら町の支援体制というものを構築していくべきものだろうと思います。

ただ、議員おっしゃられるとおり、町の小規模事業者がいなくなって困るのは高齢者の方々であります。近くにこういった小売とか小規模事業者がいなくなるというのは非常にその方々が困るということで、私になってから商工業活力アップ推進事業等をしながら、持続可能な商工業者の支援をしてきているところであります。

したがって、今後とも商工業者でこういったことが必要であるということについてはし

っかりと町が支援をしていく、そういう姿勢に変わりはないとご認識をいただければと思います。

1番 確かに10年間において商業もどんどん衰退しているようですが、ただ補助とか体制とかって頑張ってくださいという中でも、やはり後継者不足ということで、ないから仕方なくやっているとか、何かをきっかけにやめていくようなことが今後もふえていくような気がしております。

そのような中で、例えば後継者不足、例えばお年寄りの買い物する場所がなくなったら困る、その中で車を持っている方は近くの市で購入してくるわけですけれども、あと何十年かした先の話的なもので、新たな商工的なものを町として何か考えていけるのか、それとも商工会に丸投げで、商工会でやってくださいというのか、その辺どのような形で守っていくような施策を考えているでしょうか。

町長 町としましては、先ほども申し上げましたとおり、高齢者の利用促進という部分ということとでいろいろ対応をとらせていただきます。昨年からは、冬期間、お年寄りが外に出なくなるということも含めまして、ちょっとお出かけすっぺということで、町のバスを出して町内を回って、午前中は若あゆ温泉で運動しながらお風呂に入って、ご飯を食べていただいて、午後は町の商店街を回って買い物をさせていただくというようなことも取り組んでおります。

そういった中で、我々ができることということでいくと、その商工業者をどうするかということについては、商工会に丸投げということがありましたけれども、まず商工業者の方々がどうあるべきなのかということを考えていただかないと、行政が個人事業主まで全て支援、経営までをということにはならないと思いますので、支援できるところと、やはり時代の流れというものを見ながら、自分たちでどういう商工会なり小規模事業者のあり方というものを考えていただける、そういったものについて私どもは支援をしていくという形にしかならないだろうと思っております。

1番 現在、今回コロナウイルスの対策で、小中学校等休みになったわけですけれども、それが例えば給食を納めている企業または事業者、それを今度大企業、中小企業を小規模とした場合のそれが自営業になった場合に、例えば農業や自営業に対して、町長が進めている日本一の給食をする際に、今はまだ指定農家的なものはしていませんけれども、もしこういう状況が起きた場合に、事業者は補償がなくて、町が依頼している農業者には支援的なものの考えはあるのでしょうか。

議長 質問者に申し上げます。一般質問ですので、今の質問は質問趣旨に反しております。通告に従った質問にとどめてくださるようお願いいたします。

1番 それでは話を変えますけれども、キャッシュレス決済、マイナンバー登録、答弁書にはありませんけれども、舟形町振興公社でキャッシュレス決済対応等はなさっているのでしょうか。

町長 大変申しわけございません。一般質問の通告書に質問内容としてありましたのが、めぐみちゃん商品券の発行がふえた要因をお伺いいたしますということがあったものですから、そのことについて答弁をしたということでありまして、その前段のキャッシュレスについての質問内容がなかったということで、答弁書についてはその点について触れなかったことについておわびを申し上げたいと思います。

温泉の振興公社におけるキャッシュレス化のことにつきましては、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 振興公社におけるキャッシュレスカードの対応の状況でございますが、温泉入浴者に関しましては入り口のところで利用券を買っていただくというシステムでございます。また、食堂を利用する方についても同様でございます。ということで、まず現金が主体となっております。

キャッシュレスで、いわゆるキャッシュカードで支払いが可能な対応としては、今のところはコテージの利用の支払いについて対応済みということでございます。以上です。

1番 今後、答弁書になかったことなんですけれども、マイナンバー登録というのが5年の契機を迎えまして、今回新たに申請のやつ、町報でも今回載っております。

なぜキャッシュレス決済の話をしたかといいますと、キャッシュレス決済の事業者との登録をしてないとマイナンバーカードのマイポイントについて還元されないという事情がございます。マイナンバー登録だけして、国がする25%の還元が得られるかといっても、そういう事業ではないので、これはあくまでもキャッシュレス事業者の決済をした上でのマイナンバーカードのマイポイントが発生する仕組みとなっております。そのことを踏まえると町も加わっています振興公社と駅とかについても早急に還元対策をとっていただかないと、マイナンバーを登録するにも1カ月から3カ月ほどかかるとなっておりますので、その辺も踏まえながら町民にも、キャッシュレス決済の事業者、今21業者ぐらいあるんですけれども、そういう業者とマイナンバーについてのもうちょっと周知を強くしていただきたいと思いますけれども、その点についてどう思われますか。

町長 現在、令和2年1月末現在で町がマイナンバーカードを発行している枚数が489枚ということでございます。ただ、さらに手続をしてマイポイントの登録をしないとそこにさらになっ
ていけないという状況でありますので、町としましても国の方針に基づきましてマイナンバーカードをつくっていただきたいということは町民の方々に申し上げておりますので、それとあわせて、今、議員がおっしゃられたことにつきましては対応をしていくように努力をしていきたいと思っております。

1番 秋ごろにはスタートする事業なので、なるだけ、3カ月もかかるというものもありますので、その辺は大至急通知していただきたいなと思っております。

それでは、続きまして、自転車活用についてですけれども、山形県では国の閣議決定において自転車活用計画を出したわけですけれども、私これつくったときにはまだ2月に県と地域と集まって話しするというような段階でしかなかったので、舟形町におけるルートのことが全然示されてなくて、私見たのが山刀伐峠から新庄市に抜ける亀割バイパスを舟形町を通過するような形にしか私は捉えてなかったもので、今回各町、県道を通ることも出しているようなことなので、その辺は今後会議等ある中で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

その中でも、最上管内地域、舟形町もそうですけれども、一つ温泉にしても何か大きい主要道からそこに行くまでの看板というのが、温泉という看板はありますけれども、何かもうちょっと、ほかの地域に行きますと、すごい行きたいなと思うような看板がよく見受けられるんですが、そのような、この自転車も含めながらですけれども、そういう誘導的な標示的なものを今後お考えなのかお聞きしたいと思います。

町長 自転車ということに限定しながらお話をすればよろしいでしょうか。

自動車用の看板というものについては、道路法上の規格等もございますし、スピードが違うために視認できる大きさというものもあるのかなと思います。

しまなみ海道については、走るところにブルーラインが引かれてあるということであるようですし、それから北海道についてはまた違った色、奈良県は茶色ということで、それぞれの地域にあってそういった自転車道路の走るラインというものを誘導しながらということがあられるようです。

ただ、山形県においていろいろ調べてみますと、冬期間、除雪によってラインを引いたものがなくなってしまうということがあるようです。そういった中でこういった形のものがいいかということで検討しているようでもありますので、そういった場合については、電柱あるいは標識等へのステッカーの貼付ということがあるようでございますので、そこら辺は今後山形県自動車ネットワーク計画の状況を見ながら、我々も取り組んでいくものについては取り組んでいかなければいけないと思っていますところでは。

1番 やはり雪国の道路に線を引くというのは除雪等で消える可能性があるかと、それは当然のこととあります。山形では羽黒とかそういうところでは電柱とかの利用とかあるようなんですけども、車と違う状況の中で、自転車のルートであっても目に入るものがあれば車の運転者にも目に入ると。車の目に入るような形で今後展示していてもいいのかなと思います。

自転車というのは時速15キロから20キロという速度で走るので、車みたいにあつという間に過ぎるようなものでなくて、本当に地域を見れる、地域を感じる、地域を味わうのに遅過ぎず速過ぎないスピードの乗り物であります。そして、行動範囲や旅の自由度が広がり、同時に爽快感や達成感を味わうことができるのが自転車であります。

なかなか雪国であって自転車の普及というのはどんどん進まないわけですけれども、山形県

の優位性で全国3位の自転車の保有数があるように見るんですけれども、じゃ自転車の活用となりますと今度はワースト、35位まで落ちてしまうような状況であります。そのような中で、雪国だからそれはしないとじゃなくて、そういう人が来る、気候に合わせてそういうルートが設置されていれば、看板があれば看板の指示に従っていくのがそういう自転車のルートでありますので、できれば独自でも構いませんので、舟形町は例えば縄文の女神を主体にした看板で、主要道まで戻る、町内を観光できるルートを自転車の人に示してもらえば、ゆっくり、ああここはいいなというものを認識していただいて、故郷に帰ったときに、あそこはよかったなと、もう一回車で行ってみようかというような展開にもなってくるのかなと思います。自転車事業とってなかなか浸透しない事業でありますけれども、そういうこともきっかけに、雪国であるものをアピールするきっかけにもなるのかなと思って質問いたしました。

それについて、今後まちづくり課でもそういう会議等で積極的に町を通るルートをアピールしていただきたいと思います。その点についてお願いしたいと思います。

町長 先ほども申し上げましたとおり、山刀伐峠から亀割バイパスを通過して新庄市に向かうというルート案が県から提示されましたので、舟形町の亀割バイパスの部分というのは1.9キロしかございません。そして山の中、トンネルの中を行くのであれば、ぜひ野からでも長尾からでも結構でございますが、入っていただいて、小国川沿いをサイクリングしていただけるような、そして若あゆ温泉とか河川公園のサイクリングロード等を通っていただける、そういう路線でもいいのではないかとということで、まちづくり課の担当が考えながら提案していただきましたので、私もぜひそれはいいことではないかと、どんどん舟形町を通過していただける路線を計画していただきたいということで申し上げておりますので、その担当につきましてはそういった県の会議の中でそういう提案をしていただけるものと思っております。

ただ、ネットワーク計画につきましては、ことし10月までに県で策定するものでありますので、どこまでそれがなるものかわかりませんが、そこは町でも努力をしてまいりたいと思いますし、また先ほどあった、そういったルートを示すべきだろうという考え方については議員のおっしゃるとおりでありますので、その点についてもネットワーク計画の策定の時期と合わせながら、町でどんなことができるのか、その対応について、来年度以降の予算反映について、反映できるものは反映させていきたいと考えております。

1番 その自転車計画について、観光的なものをアピールする上で大事なことだと思います。ましてや東南においても舟形町を通る距離的なものがないもので、今後高速道路的なものが進んだ場合にもやはり何か目印をやって、車からでも自転車でも見える中で舟形町をアピールできるようなものが何かあればいいと思うんですけれども、高速は本当にあつという間に舟形町を通り過ぎてしまうので、その辺も踏まえて今後自転車計画とともにそちらもご検討願

いたいと思います。

町長 一つは情報発信ということにもつながるんだろうと思いますので、情報発信につきましては町の重要事業ということに位置づけております。町の魅力を他市町村の方々、県外の方々にも知っていただくということが大事だと思っておりますので、看板だけでなく、QRコードであったりいろいろなICT技術を活用した、そういった先進的な取り組みというものも考えながら対応させていただきたいと思います。

1番 ぜひとも、町長の考える最先端技術、5Gとかいろいろな施策もありますので、できればそういう観光にも結ぶようなうまいIT活用、方法で今後していただきたいと思えます。以上で質問を終わらせていただきます。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。4番小国浩文議員。

4番 それでは、一般質問の前に、町長、当選おめでとうございます。4年間のかじ取り、よろしく願いいたします。

それでは、私から2点について質問をさせていただきます。

1点目は「ひきこもり対策は」、2点目は「本町町内会再編の考えは」と題して質問をさせていただきます。

1点目、ひきこもり対策は、厚生労働省はひきこもりを中心に介護、困窮といった複合的な問題を抱えている家庭に対するために、市町村の体制整備を促す方針を決定しました。医療、介護等縦割りをなくして窓口を一本化して、就労から居場所まで社会とつながる仕組みづくりを進める自治体を財政面で支援する法案を通常国会に提出することとしています。法案が成立し、早ければ2021年度から国は実施するとしていますが、町としてもひきこもりの状況を把握しているものと思いますので、ひきこもり対策にどのように取り組んでいくのかを伺います。

2つ目として、「本町町内会再編の考えは」と題して質問します。

本町町内会は、第1町内会60戸、第2町内会40戸、第3町内会が164戸、第4町内会90戸と、町内会ごとに取りまとめる戸数に大きな違いがあります。このように町内会の戸数に大きな差があれば、近年発生する、激甚化する災害に対して敏速な対応に支障が出てくるのではないかと懸念されるところです。町として、自主防災上における災害に敏速な対応に適する町

内会戸数がどの程度と考えるのかを伺います。

町長 それでは、4番小国浩文議員の「ひきこもり対策は」についてのご質問にお答えします。

国の定義では、ひきこもりとは、さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を示す現象概念とされております。最近では、ひきこもりの長期化、高齢化に伴い、80代の親と50代の子供が生活に困窮する8050問題などが社会的問題として大きく取り上げられております。

県では、平成25年度と30年度に地域の実情に通じている民生児童委員の方を対象にして、ひきこもりに関するアンケート形式の調査を実施しております。平成30年度の調査結果によると県全体でひきこもりに該当する人数は1,429人となっており、年代別では30歳代が最も多く384人、次いで40歳代が376人、50歳代が239人、20歳代が188人となっております。舟形町の結果も出ておりますが、市町村ごとの調査結果は個人の特定や風評等につながるおそれがあるため、公表はしないようにとのことです。ご了承願います。ただ、年代別ではほぼ県と同じ傾向となっております。

町ではどのように取り組んでいくのかということですが、8050問題については議員ご指摘のとおり親の介護や病気、生活困窮など複合的な要素を抱えている場合が多く、係を超えた横断的な取り組みが必要であります。特に介護保険事業において健康福祉課内にある地域包括支援センターを相談窓口として取り組んでいるところであります。介護を必要とする高齢者とのかわりの中で8050問題の対象となるようなケースについては、医療的な支援が必要であれば地域保健係と連携し、生活困窮などの場合は福祉係を経由して就労支援などを行う生活自立支援センターと連携をとるなど、その家庭の状況に応じて支援をしていく体制をとっているところであります。

今後とも国・県の動向を見ながら、おのおの状況に応じたきめ細やかな支援ができるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、「本町町内会再編の考えは」についてのご質問にお答えします。

自主防災上における災害に敏速な対応に適する町内会戸数がどの程度と考えるかのご質問ですが、舟形町地域防災計画においては、住民が最も効果的な防災活動を行える地域を単位として、一つは住宅地における町内会単位あるいは山間部、農村部における集落単位と、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること、次に同一の避難所の区域あるいは旧小学校区等住民の日常生活にとって基礎的な地域として一体性を有するものであることと明示しているだけで、適する戸数について明確に示したものが現状です。

平成29年の総務省消防庁の自主防災組織の手引においても、規模については自分たちの地域は自分たちで守るという目的に向かって自主防災活動を効果的に行うことができる規模が最

適とあり、全国平均で1組織当たり287世帯、町内会単位で組織されているのが94.5%と示されております。

みずからの身の安全はみずから守る、みずからの命はみずから守るという理念を地域防災計画に掲げていることから、町内会組織の規模については町内会を構成する住民の皆さんみずからによる検討や協議を優先、その方向性が尊重されるべきであると考えます。

これまでの議会答弁でも述べてきたように、安全安心なまちづくりのためには町内会や自主防災組織が果たす役割がとても大切になってきております。町では、今後全ての町内会で自主防災組織が組織化され、その活動の中で避難誘導訓練や災害発生時における初動体制整備訓練など、その地域の実情を踏まえ継続して自主防災活動に取り組んでいただけるよう、地区防災計画の策定についても取り組みを進めていきたいと考えております。

今後、編入者や転居者がふえる見込みの町内会にあっては、なおさら今町内会に住む方々がリーダー的存在となって、これから住む方々に避難場所や避難経路、初動体制などを教えていただく必要があると考えます。そのためにも早速自主防災活動に参加を勧めさせていただくことで、災害時における敏速な対応につながるものと考えております。

なお、町内会の再編については、町の判断で進めるものではなく、町内会での合意をもとに協議しながら進めるべきものと考えております。

4番 私から再質問させていただきます。

まず答弁書にある国の定義、おおむね6カ月にわたってという文言がありますが、これは国の定義なわけです。町としての定義というものがあるのであればお聞かせください。

町長 国に準じております。

4番 国に準じて、そう思っていたんですけれども、舟形町というのは他の町村に先駆けて福祉のまち宣言をしている町であります。これは誇ってもいい町の施策の一つではないかという思いがありますので、国に準ずるのもいいんですけれども、町単独でもそういうものを持っていかなければならないと私は思っているところではありますが、そういうことも今後考えていくのかお伺いします。

町長 積極的にそういった状況にあるというところに行政であったり民生協であったりの方々が入り込んでいくのが非常に難しいことであると認識しております。例えば国で6カ月と言っているものが例えば1カ月でそういう状況だったから、「ねえが」ということでこちらから押しかけていって「どげだ」ということにはなかなかいかない事例なんだろうと思っております。こちらで、言い方は悪いんですが、どうしてもプライバシーの関係とかいろいろありますので、向こうから相談を受けなければなかなかそこに積極的に介入ということにはならないのではないかと考えております。

したがって、今回の国の制度についても、ワンストップでしっかりと連携できるような

相談窓口をつくるという趣旨と私のほうでは理解をしておりますので、それぞれの窓口ではありますが、舟形町では先ほど答弁申し上げましたとおりしっかりとそれぞれの係同士で連携がとれていると思っておりますので、その点については、町独自でというお話もありますが、そういったことを勘案していただきながら、その点については町独自の考え方はやはり持てないのではないかと考えておりますので、それで認識していただければと思います。

4番 大きな概念でありますので、国に準ずるとというのが一番のやり方なのかなと私も思っておりますわけですが、福祉は結構かなり広い守備範囲なわけですから、予算的にもとんでもない、国においてもそれだけのものが、お金が動いているわけですから、その辺を踏まえて、この概念に関してはそのような理解をしたいと思えます。

ただ、この概念だけでなく、答弁書にありますけれども、そういう何というか、ひきこもりに関してですけれども、ひきこもりといってもさまざまなわけですから。知的、身体とかさまざま個々によって全然違って来るわけですから、そのようなものに対して個々に対応しているのかお伺いします。

町長 まずはそういった方々の個別の案件、例えば医療であったりそういったものについての対応はしております。

ここで問題になってくるのは、8050、要は高齢者がひきこもりの子供の面倒を見ていく上で年金生活になったりとかという部分で生活が困窮していくという中で、それらの問題を解決するための窓口の一本化ということが国の狙いなのかなと思っておりますので、今のところ町の具体的などころの詳細についても担当からは聞いておりませんが、そういった事例について関連するようなどころについては、先ほど言ったとおり、介護であったり医療であったり生活保護という部分の中で町では対応しているという現状でございます。

4番 町長から8050問題も出てきましたけれども、まさに8050問題、80歳の親が50歳の子供の面倒を見るという問題が国の中でもかなりウエートを占めてきているのかなと。舟形町においても、介護、8050は年代的に変わってくるかもしれないけれども、これから横ばいになるのか、減っていくのか、増加傾向にあるのか、どういう考えでいるのかお聞きします。

町長 舟形町の詳しい数字については、先ほども申し上げましたとおり、申し上げることもできませんし、私のほうでもその点について数字をいただいておりません。やはり民生協での調査に基づいてということがありますので、なかなか公表できないということがありますが、先ほど申し上げましたとおり、県の1,429人のうち一番多いのが30代、次が40代、50代、そして20代という構成割合になっているようでございます。そうして見ますと、この割合が舟形町に適用するということであるので、8050問題については30代、40代ということになってきますので、その方々はふえる傾向にあるのではないかと予想されます。

4番 まさに減ることはないと思うんですけれども、年々増加傾向にこれから間違いなくいくの

だろうと考えています。そのことに対しても町として取り組んでいかなければならないと思うわけであります。

それでは、その問題に対して、山形市では専門の相談員が5人、福祉まると相談窓口をつくり対応しているようですが、町としては、山形市のような人口規模の大きいところと比較するのはいかがなものかと私も考えておりますけれども、そういう健康福祉課が窓口になるんでしょうけれども、福祉と一くくりで言えないわけです。まると相談室はできないでしょうけれども、まると相談員ぐらいいは設けることができるのではないかと思いますけれども、その辺はどういう認識でしょうか。

町長 実は、この問題については前に厚労省で制度をつくりながら走ってきております。その中で、先ほど言った山形市のように大きなところについては支援センターがございます。その一方で、できていないところもあるので、令和元年12月26日に地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会というものが最終取りまとめをして、各市町村にそういった窓口というものをどうやってつくっていくかということの検討を進めておまして、それが令和2年度の予算の中に含まれているということでありまして、具体的に申し上げますと、どういう需要があるのかという調査をするのに町に補助金をいただけるという程度しかまだございません。

そういった中で、その方々からどういった支援が必要なのかというものを調査した上で今後どうしていくかという話になるかと思いますが、要は一番問題なのが、都会で言われる縦割りの行政組織の中でそれぞれが連携していないことで断られてしまうという部分が問題であって、山形市のような支援センター、窓口一本化ということが理想ですよということで厚労省では考えているようでありまして、市町村においてそういう支援センターをつくるかということになりますと、行政の組織の大きさにかかわってまいりますので、一概に全ての市区町村の中でそれができるかということとはなかなか難しいものだろうと思います。

そういった中で、どうやって先ほど言った介護であったり医療であったり生活支援という部分のものを連携しながら、情報を共有しながらそういった方々に寄り添うことができるかという体制をつくっていくことが大事と思っておりますので、そういう支援センターという組織をつくったからといって全てが解決するわけではございませんので、要は窓口で断らない、そういう相談に来られたときにはしっかりとそれぞれ連携しながら相談に応じるということが大事だと思っておりますので、そのような体制を我々の人口規模の中で必要なもの、組織規模の中で必要なものをしっかりとつくっていけば、支援センターとしての機能は十分に果たすのではないかと考えております。

4番 私は、さっき言ったとおり山形市のような大規模なところと肩を並べろなんて到底思っていないわけです。ただ、支援員というか、1人でもいいわけですよ、そこに。町として専門

資格を持った方が、専門的な資格を持った方が窓口にいないわけでしょう、今、間違いなく。町は総合職なので、そういう専門的なものは置かないという考えもあろうかと思えますけれども、福祉の世界はかなりのボリュームで難しい問題が、案件があるわけです。そこにはせめて資格を持った方をできれば採用していただきたい。町長はずっとこのごろ職員採用に頑張ってもらっておるわけですが、その中においてそういう専門的な資格を持った方を職員にするという考えはないでしょうか。

町長 支援員にかかわらず、地域包括支援センター等々で必要になってくる、資格を持った職員というのが非常に必要になってきております。町では保健師は県内の町村の中でも多いほうの4名を保健師として採用しております。さらに、社会福祉士等々の職員も採用しようということでチャレンジはしたんですが、残念ながら合格に至らなかったという経緯もあります。地域包括支援センターそのものも、必要な人材、必要な資格を持った者ということがありますので、そういった資格を持った人を採用していくということに変わりはありません。さらに言えば、管理栄養士とかというものも高齢者の生活支援の中では必要になってまいります。そういったもろもろのことも含めながら、必要な資格を持った人を採用していかなければいけないと思っているところです。

いずれにしても、今回の調査によりまして、どれほどのものが必要なのか、そして全体の舟形町の福祉政策の中で必要な資格を持っている方々というものをしっかりと精査しながら採用していこうと思っております。また、今年度採用できなかった人等については、臨時を含めてそういった資格を持った人を採用しながら、必要な資格を持った人をそろえて包括支援センターであったりそういった取り組みに必要なスタッフをそろえていきたいと考えております。

4番 町長の考えはわかりました。やはり資格がなければ何もできないんです、正直言って、申請も上げられないし。せめて、町長、今ちょっと資格の名前が出てこなかったようだけれども、社会福祉士ぐらいはそこには置くべきだと。健康福祉課の窓口ないし中に置いておけば、そういう問題が町民からそういう相談があったときに即座に適用できるような体制をつくっていかねばならないと思っておりますので、今後職員採用に向けても町長のほうでそういうものに対して力を入れていくんだということを見せていただきたいと思っております。

それでは、最後に、2021年から始まる市町村への財政面で支援する、厚生労働省が、国が閣議決定したわけですが、それに対して町として、この答弁書で大まかなことは書いていますけれども、こんな文言で、とてもじゃないけれども、国に答申できるものかと私も思っていない、大きなことは書かれているけれども、個別的な同法要件に対応していくということが求められているんだろうと私は思っております。そういう意味において、まさかこれ

じゃない、これからもっと詰めて、課内で詰めてこういうものを国に答申していくという考えでよろしいでしょうか。

町長 少し誤解があるかと思いますが、国で市町村に対する支援制度をつくったということは間違いないんですが、先ほど答弁を申し上げましたとおり、市区町村においてその必要性のニーズ調査の部分のそこに係る経費の部分を財政支援するというのが今年度の厚労省の話でありまして、何かすごいお金が来るというようなことではなくて、それにさらに今まで設立していた支援センター等について昨年28億円だったものが39億円、全国でふやしたということだけでありますので、そんな立派なお金が来るということでもありませんし、まず町のニーズ調査をしっかりとしないと、そんな立派な花火を上げても必要なものはできないと思いますので、まずは国のお金ありきではなくて、そこにどういった必要性があるのかというニーズ調査を踏まえた上での次なる検討ということでありますので、厚労省の予算をもらってくるためにいろいろなことをするというのではなくて、我々がするものに厚労省の予算が少しでも入ればいいという考え方でございます。

4番 わかりました。予算的なことは細部にわたっては私はまだ知る由がないわけでありますから、しかし国がそういう方向性に向かっているということは事実なわけであります。そこに向けて町としても今後力を入れて取り組んでいただけないかなという思いであります。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

本町の町内会再編、私が質問したわけですが、何でも、何でこんなことを質問したかという、防災にそこをできるような戸数なのかなと、いささかずっと疑問に思っていたもんですからこういう質問をさせていただきました。自分たちの地域を自分たちで守る、これは当たり前なことだと思います。しかし、普通の町内会活動だったら何ら問題はないでしょうけれども、昨年度のような豪雨災害など起きたときに、本当にその大きな町内で機能したのかなという私の思いがありますので質問させていただいたわけですが、町がかかわることではないみたいなことを書かれていますけれども、私は違うと、私の認識は違うわけであります。この防災の観点から、適正な戸数というものは町として示すことはできないということでしょうか。

町長 小国議員が在住しております第3町内会の星川会長も防災会議の委員としていろいろと意見とか要望をいただいておりますが、今のところ自主防災組織であったり町内会の再編ということについて星川会長から意見というものは出ておりません。ただ、公民館と小学校ということでの避難する先については、近いところでいいのではないかとということで、避難する先の線引きについては各自主防であったり町内会の判断で避難先を変えていかどうかというようなことでの質問、意見等が出ている状況であります。

災害時の問題というよりは、町内会として自治組織ができるかどうかという大きな問題なの

ではないかと考えているところです。したがって、防災観点上、先ほど申し上げましたが、平均的にも248世帯ですか、287世帯という平均世帯でありますので、そういったところを踏まえながら、必ずしも自主防災組織の中で町内会を再編するというのではなくて、町内会としてこれから広がっていく町内会の組織をどう考えるかということが大事なのかなと思っております。そのことについて町内会でいろいろと要望等があれば、町としてはその方向に従っていくということでありますので、町で勝手にここに線引きして、こっちから第3町内会、例えば第5町内会というようなことにするというはやはりできないのではないかと考えております。

4番 町長の考えはわかりますけれども、あの災害で、昨年度の災害で、2日間、昼夜を問わず私も見て回ったところであります。そのときに、本当に町内会の自主防災組織が機能したのかなというものも見させていただきました。そのときに、これは実際役員もその場にいなわけですから、これではだめなんでないかなと。だから大き過ぎるんじゃないかということも提案したわけであります。

あともう一つ、町長、ひだまり地区と子育て支援、若者移住定住促進住宅、民間住宅も含めて、またその町内がマンモス化してきているわけです。そのほか15戸の宅地分譲も入るわけです。これがまた1つの町内に繰り入れられるのはいいんでしょうけれども、正直言って、あの新しいところの方々の顔もわからないです、正直。名札も、今個人情報観点から名札も下がっていませんし、どこの誰だかも、何人かはわかりますけれども、私ですらそのような状況の中で、近くの町内会の人たちは顔がわかるのかなという心配があるわけです。やはり顔の見える、顔のわかるぐらいの規模の、町内会というくくりだけでなく、防災上のくくりとしてもここは必要なのでないかなと。町のリーダーシップがここで問われてくるのかなと。町内のリーダーシップを、町内会の中でリーダーシップをうまく発掘するのも大変よいことなんでしょうけれども、本当に正直わからないというのが現実なわけです。それをわかるように、どこの誰それさん、子供、どこのあれだねというような、わかるようなこれから町内会活動をつくっていくために、町としても何らかの、別に必ず線引きを町がするのではなくて、町内会と話し合っ、若干ですけれども、何か第3町内会ではそういう方向性が見えてきたような話も聞いておりますので、そこに町としてかかわれる場所があるのであれば積極的にかかわっていただいて、そういう問題に対して対処していただきたいと思っておりますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

町長 第3町内会の役員の方、それから役員をしている役場職員の方もいらっしゃるのですが、いろいろお聞きしたんですが、その点については役員会等々では議論になっていないということでありました。

今、議員がおっしゃられることも非常に重要かと思っておりますので、先ほどから申し上げていま

すとおり、第3町内会でそういったことが必要ということであれば、議員のほうでリーダーシップをとっていただいて、どういう方向になるにしても方向性のリーダーシップをとっていただければ、町としてはその方向に支援をしていくということは何ら別に問題はありませんので、しっかりとまず第3町内会の中でどういうふうに自主防災であったり町内自治というものを考えるかということをしかりと把握した上で町の対応をしたいと思います。その点について、ぜひ在住の小国議員も第3町内会の取りまとめ役になっていただければと思います。

4番 ぜひ、余りにも大き過ぎるのかなと、またこれから顔のわからない人たちがどんどんふえてくるのかなという心配がありますので、そういうことを払拭するためにも何とかしなければいけないという思いでおりますので、災害に強い町をつくるためにもそういう方向性を模索していただきたいという思いで、私の質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

引き続き一般質問をお受けします。2番荒澤広光議員。

2番 それでは、通告書に従いまして2点の質問をさせていただきます。

1点目は「町内避難施設の現状調査が課題」、2つ目としまして「異常な少雪、暖冬、対応が必要では」と題して行います。なお別紙の資料も添付しておりますので、参考にさせていただければと思います。

まず1点目ですけれども、「町内の避難施設、現状調査が課題」と題して、近年、激甚化する大雨、台風、突風、地震等々の自然災害が全国各地で毎年のように発生し、想像以上の大きな被害を与えております。

当町でも直近では2016年8月豪雨被害、2018年8月には二度にわたる豪雨被害、そして昨年の台風19号により豪雨被害が発生しました。町では避難所の迅速な開設により幸い人的被害はありませんでした。2015年度の水防法改正により、浸水想定区域、氾濫危険水位の見直しが行われ、当町では国及び県から提示された浸水想定区域の詳細を確認し、新たなハザードマップを令和2年度中の完成、発行に向けて準備中と認識しております。

災害の発生が想定されるときに避難所へ地域住民が避難するわけですが、町内には2015年3月作成の避難施設一覧では48カ所指定されております。いざというときに使用する避難施設は本当に安全なのでしょうか。現在、町内48の避難施設は、広域避難施設が9施設、一時避難施設が39施設あり、うち13施設は土砂災害、水害時は指定されておらず、土砂災害、水害時の一時避難施設は広域避難所になります。

現在、避難所と指定されていて危険が想定される避難所を私の視点で層別してみました。橋を渡っての避難のため、避難経路が絶たれるおそれがある長尾地区公民館、西又地区多目的集会所、裏山の土砂崩れ、倒木が心配される経壇原多目的集会所、実栗屋地区公民館、建物

裏側ののり面の侵食、崩落が心配される内山地区多目的集会所、横山地区公民館等、災害時不安な避難所があります。現状の避難所が本当に安全なのかを再点検する必要があると思います。現状調査を行い、安全対策が必要です。安全対策が難しい避難所に関しては、避難所そのものを見直しして、隣組単位での特定の一般家庭に一時避難する対応も必要だと思いますが、安全を確保するため、町としての考えをお伺いいたします。

2点目ですけれども、「異常な少雪、暖冬、対応が必要では」と題してです。

ことしの少雪は、何十年ぶり、過去に例のない異常な冬になり、除雪に関連する住民、企業の方々へ多大な影響を与えていることと思います。「雪が少なくて楽でいい」「除雪費がかからなくていい」だけでは済まされない異常気象と認識しなければなりません。これから農作業も始まるわけですが、少雪による農業への悪影響、他産業への影響も想定する必要があります。水不足、地下水の濁水、集中豪雨、冷夏、冷害、猛暑等、想定できる影響、想定できない影響等々があるかと思いますが、私たちも含めみんなで知恵を出し合い、影響が最小限に抑えられるように事前に対応を行う必要があると思いますが、町としての考えをお伺いいたします。以上です。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の「町内避難施設の現状調査が課題」についてのご質問にお答えします。

町の避難所につきましては、災害対策基本法の改正により平成29年9月に見直しをし、現在指定緊急避難場所37カ所、指定避難所13カ所を指定し、町ホームページで公表しているところであります。このうち指定緊急避難場所とは、災害から一時的に逃れる場所をいい、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地すべり、③地震、④大規模な火事等の災害の種別ごとに指定することとなっております。一方、指定避難所につきましては、災害の危険性があり、避難した住民等や災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間避難させる施設であり、①被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模、②速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できること、③想定される災害が比較的少ない、④車両などによる輸送が比較的簡単といったような基準があり、町の公共施設のほか4つの福祉施設を指定しております。なお、これら13施設は指定緊急避難場所も兼ねております。

議員ご指摘の施設のうち実栗屋公民館、横山公民館、西又多目的集会所については、土砂災害警戒区域にあるため、既に崖崩れの際の指定緊急避難場所としては指定を外しております。また、長尾、内山公民館は見直し後の浸水想定区域内とされますので、詳しく確認し、洪水の際の指定緊急避難場所の指定を外す必要があるものと考えております。

これ以外の指定緊急避難場所についても、この際それぞれの施設の周辺環境を再度点検し、必要な見直しや対策を検討してまいりたいと考えております。

今年度、国土交通省による「まるごとまちごとハザードマップ」事業を実施した実栗屋町内

会自主防災組織では、複数の避難経路の設定や浸水等により指定避難所の堀内農村環境改善センターに避難できないような場合は一時的に地区内企業の駐車場で待機すると決めております。

ご指摘の隣組単位での特定の一般家庭に一時避難する対応、すなわち町指定の避難所以外の一般家庭等への避難は、自助、共助の観点から町内会自主防災組織で決めていただき、日ごろより訓練していただく必要があります。このため、こうした観点から、地区防災計画の策定について働きかけてまいりたいと考えております。

次に、異常な少雪、暖冬に対する町の対応についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ことしは近年まれにみる暖冬少雪となっております。過去の気象データを調べてみますと昭和47年以来の少雪のようであります。このようないわば異常とも言える気象で最も影響が懸念されるのは農業ではないかと考えております。

ちなみに、昭和47年当時は、当初やはり水稻栽培における水不足が懸念されておりました。ところが、ある程度の降水量があったため、農業用水が確保でき、水不足による悪影響は大きくなかったようです。しかしながら、6月に天候不順、さらに水稻の生育において重要な7月の幼穂形成期と8月の出穂期に低温に見舞われ、茎数の確保がままならなかったこと、不稔が多発したことや、登熟期における低温、長雨により登熟が進まなかったことにより、山形県全体の数値であります。作況指数は95「やや不良」と、平年を大きく下回るという結果となっております。

やはりことしのような極端な暖冬、少雪の年は水不足が懸念されます。渇水対策はもちろんのこと、過去の例から低温対策も視野に入れ、保温的水管理の徹底周知などの対策の検討が必要と思われまます。このような状況を受けて、県では去る2月3日に、山形地方气象台、県農協中央会、全農山形県本部、農業共済組合、県の関係各機関をメンバーとした暖冬少雪に関する農作物等技術対策会議を開催し、農作物の生育状況や農業用水の確保について、関係機関の情報共有と対策を協議しており、今後の推移を見守りながら対応していくこととしております。

町といたしましても、国や県から助言をいただきながら、農事実行組合、農協、土地改良区、農業者団体などの関係機関と連携を密に、暖冬、少雪による水不足などの渇水対策、低温対策等に当たってまいりたいと考えております。

2番 今ほどの答弁の中で二、三、確認をさせていただきます。

まず最初の質問ですけれども、町内避難施設の関連になります。今現在、平成27年3月現在の避難施設一覧が各町内全戸に配布されていると思います。ただ、最新版としては町のホームページで提示されている場所が今現在の避難場所、避難施設となっているようですが、あくまでも紙ベースのほうが一般住民としては「これだな」という感覚があるかと思えますけ

れども、その辺はやはり最新は紙ベースも含めてしていただきたいと思いますが、その辺の内容をよろしくをお願いします。

町長 荒澤議員のおっしゃるとおり、やはり住民の方がわかりやすいということを念頭にしなければいけないのかなと思っているところでございます。平成29年のときにホームページでの公表ということになってしまったために、いろいろと誤解を招くところも多々あったかと思っておりますので、今後、ホームページはホームページ、さらには紙媒体での周知ということについても検討させていただきたいと思っております。

2番 ぜひ一般住民の方にわかりやすいような展開方法をこれからも工夫していただきたいと思っております。

あともう1点ですけれども、今回私の視点で危ないと思われるような避難施設を自分なりに確認したんですけれども、地域の住民から「私たちの避難所は本当に大丈夫なのかな」という心配の声などが役場に上がっていたことは過去になかったのかお聞きしたいと思います。

町長 今のところはそのことについて各自主防であつたり町内会からそういった要望とか苦情等はなかったようでございます。

2番 その辺に関しましても、今までの災害がこうだった、これからもこうだという認識はこれからは捨てていかなければならないのかなと思っています。よりシビアな目で自分たちの避難所をそれぞれの住民の方が認識するのが一番ベストだと思いますので、その辺も自主防含めてですけれども、その辺も再度周知できるような方法をぜひしていただきたいと思っておりますけれども、その辺の考え方もお願いいたします。

町長 確かにこちらで指定しているという部分もございまして、なかなか自分たちが本当に避難をしたときのということでの部分は各町内会のところの意識が薄いというところもあるのかなと思います。また、一方で、一の関町内会なんかは、公民館の後ろの急傾斜対策ということで別の事業の取り組みを持ちながら、公民館自体の何と申しますか、避難所もそうでしょうけれども、公民館としての安全性を確保するという要望が出ているところもございまして、それらもあわせまして、もう一度町で防災計画の見直しとあわせて周知をしながら、まず倒木とかそういったものについては木を切れば済むというところもありますので、短期的なもの、長期的なものを含めて、その避難所になるところについての安全性を担保していきたいと考えております。

2番 今、質問の中では建物の外観について私は質問しました。外観もそうなんですけれども、建物の中、地元の新聞等々にも書かれてあつたんですけれども、自治体調査の記事というところがありました。県内32の市町村が改善すべき点がある避難所だという認識がありましたので、舟形町もその中に含まれていますので、改善をこれからもしていかなければならないという認識は共通しているところでありますが、例えばお年寄りが避難所に入るときあるい

は中に入ってから、例えば段差あるいはトイレ等々で、トイレに関しましては足腰の負担にならないようなトイレも考えていかなければならないと思いますが、その辺の考え方もひとつよろしく願いいたします。

町長 指定緊急避難場所とそれから指定緊急避難所というものをしっかり町でもすみ分けをしながら、できる限り指定避難所については洋式化等々を図っていったりバリアフリーという考え方がなればと思います。指定避難所、緊急避難場所については、今後やはり避難場所を整備した後に徐々にそういった取り組みもしていかなければいけないと思います。いずれにしても、やはり自主防であったり町内会との意思の疎通ができてないとこのことについてはうまくいかないと思いますので、各町内会もしくは自主防としっかりと協議をさせていただいて、そういった取り組みをしていくというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

2番 よろしく願いします。

あと自主防災組織の中で、例えば決められた避難所へ行けないとき、自主防災組織で決めた一般家庭に避難をするというところも、自主防災組織にこういうやり方もありますよという展開方法も必要だと思いますので、その辺の考え方についてもお願いしたいと思います。

町長 何月の議会か忘れてしまいましたが、8番の斎藤議員からの質問にもありました地域防災計画というのは、自主防災組織の中でこういった避難活動もしくは防止活動をするということの中で重要かと思います。その中で、先ほど言った町が指定するもの以外の自主防の中で柔軟な取り組みという形で、一般家庭への一時避難ということについても十分に検討する余地はあるし、そのほうが有効な場合があると思います。そういったことを含めて、地域防災計画の取り組みについても町で積極的に推進していきたいと考えております。

2番 外から見て、玄関先に町指定の避難所という看板が下がっているわけでありましてけれども、どうしても、この避難所は本当に大丈夫なのか、どうも危険じゃないのかなというところがあれば、公民館だから避難所という認識は改善する必要があると思います。その辺も少し考え方をお聞きしたいと思います。

町長 議員おっしゃるとおりでありまして、従来の考え方は公民館イコール避難所で大丈夫だろうというものの中で行われてきておったんですが、そこは安全第一を最優先して避難すべきだろうというふうに町でも変わってきておりますので、指定緊急避難場所とそれから指定避難所というものを使い分けながら、その中で柔軟に自主防災組織の中でその運用ができるように町でもしていきたいと思いますので、町としても公民館イコール緊急避難場所という指定は行わないように多分なるかと思います。

2番 あともう一つですけれども、国交省による「まるごとまちごとハザードマップ」という事業が今年度行われたという回答がありましたけれども、今年度はこの「まるごとまちごとハ

ザードマップ」は何カ所で行ったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

町長 国土交通省新庄河川事務所が中心となりまして行われた事業でありまして、今年度につきましては堀内町内会と実栗屋町内会の2地区でございます。

2番 今の「まるごとまちごとハザードマップ」の事業ですけれども、今後の計画があれば教えていただきたいと思います。

町長 これは要望を上げていかないと向こうでも取り組んでいただけないかと思っておりますので、ただやはり今のところ先ほど申しあげました国土交通省新庄河川事務所ということもございまして、基本的には国の管理する河川の近郊ということもございしますが、そこら辺については光永所長にもお願いしながら、いろいろできることがあれば町でも対応していきたいと思っておりますので、まずは国交省のノウハウを活用しながら、できるところから進めていって、そのノウハウをもって国の管理する河川以外のところでもできるものがあれば取り組んでまいりたいと思っております。

2番 まちづくりのワークショップのような形で、「まるごとまちごとハザードマップ」ですか、そういうやり方を各地で行って、危険に対する意識づけですか、その辺をぜひ地域の住民方を主体にして、していただければ防災の意識が上がるのかなと思っておりますので、今後ともぜひ計画をしていただきたいと思っております。

あと、先ほどの避難所関係の町のホームページを確認してみました。答弁書の中にもありますけれども、2017年12月1日付の指定避難所13カ所、あともう一つは指定緊急避難場所一覧が37カ所とホームページに載っておりました。よくよく改めて見てみますと、2018年4月2日に発行されている、これは避難場所ですけれども、避難場所のお知らせというところがありました。それに関しましては48カ所ですね、避難場所が載っておりました。

その中には、どうもよくよく見てみますと私のイメージと違うような集合場所、避難場所が出ていましたので、その辺も改めてホームページを統一して整合性があるようにしていただきたいと思っております。例えばですけれども、そのホームページには避難場所として真木野公民館裏広場という言葉が書かれてありました。裏広場は、多分裏は田んぼか畑だと思いますので、前の広場とかそういうところがあると思っておりますので、その辺の書き方が二、三、ちょっと気になっているところがありますので、もう一度確認をしていただきたいと思っております。

町長 大変申しわけございません。指定緊急避難場所一覧については2017年12月4日、それから指定避難所については2017年12月1日ということで、13カ所とそれから37カ所を指定してそれを公表しているものだと思っておりましたが、よくよく前のやつも残っているということの中で整合性がとれないところもあるようでございますので、早速ホームページを精査して、その辺の指定緊急避難場所、それから指定避難所について統一性を持たせたいと思っております。

2番 あと、その避難場所の中に、これもちょっと例ですけれども、私たちの世代までは多分知

っている場所になるかと思えますけれども、堀内の母子健康センター跡地というところもあります。確かに私も母子センターという建物を記憶しておりますけれども、私以下若い方々については「何じゃそれ」という言葉だと思えますので、より今わかりやすい言葉でぜひ見直しをお願いしたいと思います。

町長 大変申しわけございません。48カ所から37カ所までに減らしてきた中で前の記述がそのようになっているのかなと思えますが、いずれにしましても現在通用する名称等に変更しまして、ホームページに掲載をさせていただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

2番 あと、広域避難所あるいは一時避難所から名称が指定緊急避難場所とか一時避難場所ですか、そういう施設の名前に今回は変わっているかと思うんですけれども、避難施設そのものの建物の看板、それもやはり同じような名称に統一していかないと後々混乱が生じると思えますので、その辺の、お金のかかる話ではありますけれども、その辺についても考え方をお願いしたいと思います。

町長 ご指摘のとおり、その指定避難所等について、現在修正しております防災計画上のものとして整合するように、看板のかけかえも今年度中にしっかりとやらせていただきたいと思います。

2番 次に、2点目の「異常な少雪、暖冬、対応が必要では」について確認させていただきます。先ほどの答弁の中で、県では2月3日の農産物等技術対策会議を行ったという答弁がありました。その会議の内容は、情報として、私たちといいますか、町で情報として得ることができるのかどうか教えていただきたいと思います。

町長 県に問い合わせ、その内容等を入手する方法はあるかと思えますので、それは可能かと思えます。

2番 そういう貴重な情報をぜひ町として入手して、各種団体に、かみ砕いてですけれども、情報を共有し展開していただきたいと思います。その辺の考え方もお願いいたします。

町長 そういった会議の内容等がどのようなものを踏まえて検討させていただいて、必要であれば各種農業関係団体にお知らせをしたいと思えます。先ほど言ったメンバーでいくと、共済、それからJAも入っているようでございますので、そこら辺からの情報も多分あるのではないかと思えますので、それらと内部で調整をさせていただいて、お知らせできるものについて、行政側なのか、農協側なのかも含めて検討させていただきたいと思えます。

2番 よろしく願いします。

このような異常気象が、過去ですけれども昭和47年の事例をここに回答していただきましたけれども、水稻の場合、冷害という問題に関しましては水を使用するというのが対策の一つかと思えますけれども、当時と大きく違うのが、例えば水を取り入れたくても、河川の堆積、これは今県であちこち大分やっておりますけれども、水利の取水口ですか、その辺に土砂がたまって、一定以上、水門をあけても水が入ってこなくて、土砂の影響で砂が

入ってしまうという問題があるかと思しますので、その辺も各水利組合等々と連携をとりながら、一度見て回るというのも対策の一つかと思しますが、その辺はどのような考えあるかお聞きしたいと思します。

町長 町としましてそこまでできるかどうかという問題もあります。土地改良区であったり土地改良組合であったりもしくは水利組合の中でそういった頭首工付近等の状況を見ていただいて、そういったことの可能性がある、もしくはそういうことが出てしまったということであれば町の支援ということになります。いずれにしても、そういう可能性があるので、そういった対策をとるようという指示については町でも指導してまいりたいと思します。

2番 答弁書の中には農業問題に関しまして大分答弁がありました。そのほかに、農業以外で、町で除雪をお願いしている企業への影響はどのような影響が今あるのか、把握していれば教えていただきたいと思します。

町長 このたび3月議会に補正予算も計上させていただきますが、除雪経費、排雪経費が今年度はゼロということ、さらに12月から2月までの概算と機械の待機補償等を入れましても5,000万円の減額をしているところでございます。それでもやはり3月はもしかすると大雪になるかもしれないという部分を担保しながらでもそれだけの減額補正になっているということを考えていきますと、この5,000万円の経費が会社も含めオペレーターのところに回っていかないと。そのお金につきましては、二次的などころとしていけば当然ガソリンスタンドで燃料が売れないとか、飲食店にオペレーターが行かないとかということもありますので、相当の経済に対する波及というものは多いのかなと考えているところでございます。

2番 やはり影響は大きいものと思します。また、1年先の話ですけれども、当然また冬が来ます。雪が降らなければ、ことのように降らなければいいんでしょうけれども、雪が降るのが普通だと思します。そうした場合ですけれども、やはりオペレーター、ことし大変痛い思いをしたオペレーターが離れてしまうという危機感も持ちながら、役場をお願いしている企業との話し合いも対策の一つだと思しますが、その辺の考え方をお願いしたいと思します。

町長 オペレーターにつきましては、町として待機料ということで最低限の補償というものをしております。

小国町とかいろいろところで少雪によって除雪を行わないことによってその企業が、例えば除雪機械をリースしている場合なんかは赤字になってしまうというような現状があるようでございます。そういった場合についてさらなる契約をしながら最低補償の分を出しているところもございます。

幸いにも舟形町はおととの災害復旧工事等がございまして、業者もオペレーターを工事現場に回すことができているおかげで今のところは苦情はございませんけれども、今後の対応

についてはやはり企業とお話をするということが大事かなと思っておりますので、そういった話をする機会も設けさせていただければと思います。

2番 冒頭でも雪の問題に関しまして話をしましたけれども、異常気象だという認識をここにいらっしゃる皆さんで共有しながら、これからの防災対策なり災害対策等々を進めていけるようによろしく願いして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開をいたします。9時45分までご参集をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時20分 散会

令和2年3月4日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和2年舟形町議会第1回定例会第2日目

令和2年3月4日(水)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
副町長	庄司雅人	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光
会計管理者	須貝孝子	総務課財政係長	八畝幸仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤武美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 令和元年度舟形町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1

号) について

日程第 5 議案第 4 号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算 (第 3 号)
について

日程第 6 議案第 5 号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
について

日程第 7 議案第 6 号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) に
ついて

日程第 8 承認第 1 号 損害賠償額の決定についての専決処分の承認について

追加日程第 1 発議第 1 号 舟形町総合発展計画に係る議会の議決に関する条例の設定につ
いて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き、一般質問をお受けします。順次発言を許可します。7番佐藤広幸議員。

7番 それでは、私から、通告いたしました2点について一般質問させていただきます。

まず、町長ご当選おめでとうございます。活躍を期待いたしております。

それでは、質問の主題といたしまして、1、保、小、中一貫教育のあり方は中学校の移転場所によって大きく変わるのではないかと。2、中学生対象のふながたWAKU WAKU WORKを小学校5、6年生から始めるべきではないかという題目に沿って質問させていただきます。

1、舟形町総合発展計画は今年度が最終年度になります。この発展計画には、保、小、中一貫教育が示されています。中でも町の一貫教育は、保、小、中の連携協力によるところから始められ、舟形町の目指す子供像として、ヴィーナプラン、3つの力と2つの心が養われるプログラムになっております。このように大きな教育目標は、次の発展計画においても変わらないものと思いますが、中学校をどこに移転するのか、仮に小学校との併設も可能なのかで、一貫教育の実際の現場における指針も大きく変わってくるのではないかと思うところです。

12月議会の3番議員の一般質問の答弁において、平成28年5月の総合教育会議において、近接型の移転の検討を確認し、その方針を令和2年度中に示したいとしていますが、あと1年で近接型の移転場所を決定するのは無理があるのではないかと懸念しております。それは、建物の移転だけで済む問題ではなく、一貫教育の行い方において、ハード面と体系づけたものにならなければならないと考えるためです。

また、財政面での懸念も新たに出てくると考えます。少子高齢化、人口減少社会の中で、中学校移転が将来どれだけの負債を抱えることになるのか、議論のテーブルにのせ、どのような一貫教育を目指すのかとあわせて進めるべきと考えます。それには3年から5年の時間をかけて議論する必要があると考えますが、町長と教育長はどのような考えでいるのか、質問いたします。

2について。現在、中学生対象に、ふながたWAKU WAKU WORKを行い、町にあ

る職業に対しての理解や勉強が体験できる事業として評価しているところであります。

保育園の卒園式では、卒園生が将来のなりたい職業を堂々と発表する姿には、ほほ笑ましき、頼もしさを感じるところでございます。

しかるに、この保育園生の心を育てていくためにも、小学5、6年生からふながたWAKU WAKU WORKを体験させるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

以上でございます。

町長 おはようございます。

それでは、7番佐藤広幸議員の保、小、中一貫教育のあり方は中学校の移転場所によって大きく変わるのではないかについての質問にお答えします。

舟形中学校の整備方針につきましては、令和元年12月定例会において、3番伊藤欽一議員の一般質問「舟形中学校移転の結論は」に対して、「令和2年度中に方針を示したい」と回答いたしました。この際の示すべき方針としましては、中学校の校舎を現在の場所から移転するのか、または現在の校舎の大規模改修を行うのか、その判断を方針として示させていただくという考え方であります。

この方針を示すためには、議員ご指摘のとおり、ハード面と体系づけた一貫教育について、ある程度は想定すべきかもしれませんが、最終決定である必要はないと考えております。一貫教育については、いろいろな形態があり、変動する社会情勢や人口推計、財政事情など、さまざまな条件によってもその時々で求めるべき教育方針が変化していくことが考えられます。これまで町が取り組んできた一貫教育とは、いわゆる法的に制度化された小中一貫教育ではありませんが、教員が情報交換や研修、相互交流などを行いながら、小中一貫教育を目指す連携型の一貫教育であります。

これに基づき、小中で協働学習を取り入れ、研究テーマや授業づくりの視点まで共通してきたことで、児童生徒、教職員、カリキュラムにおける交流が進み、一貫教育として深まってきたところであります。このような方法を実施している市町村は、文部科学省の調査によると、平成29年3月の段階で72%に上ります。

一方、法的に制度化された小中一貫校には、大きく2つの類型があります。一つは、義務教育学校と呼ばれるもので、小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校を指します。もう一つは、既にある小中学校を組み合わせで一貫教育を行う学校で、小中一貫型小学校・中学校と呼ばれます。両者とも、学校の立地によって、施設一体型、施設隣接型、施設分離型の3タイプがあります。

近隣市町村では、義務教育学校で施設一体型が新庄市の萩野学園、小中一貫型小中学校で施設一体型が戸沢小中学校です。

移転か改修かの方針を示した後、教育委員会を中心として、多様な一貫教育についても検討

を行っていくことが必要となりますが、具体的な計画立案については、全体スケジュールを踏まえた上で、相当の時間をかけて行っていくべきものと捉えております。

次に、中学生対象のふながたWAKU WAKU WORKを小学校5、6年生から始めるべきではないかの質問にお答えします。

町では、町内外の若い世代に町の魅力や働く場所等を紹介し、地元定着を目指すことを目的として、平成30年度から、おかえり！孫プロジェクト事業を実施しております。平成29年度に実施した住民主体の地域づくりアンケートでは、地元に残る若者が少ない傾向にあるのは、最上地域には働く場所がないという結果が見てとれた一方で、働く場所がないのではなく、もともと働く場所や職業を知らない、知る機会が少ないのではという見方も出てきたことから、この事業に取り組むものとしたものです。

一方で、協力いただく企業側に対して、生徒に対して会社の魅力を伝えられるよう、その魅力の伝え方を研修する「シゴトの魅力」伝え方研修会を開催し、企業の皆様の絶大なご理解と協力があって実施できるものと考えております。

このような職業体験会を、現在、中学生対象に行っているのは、将来の夢をより具体的な仕事、職業と捉えられるようになる時期にあること、高校進学を含め本格的な進路選択を前に、知らなかった仕事を知ること、視野や興味の幅を広げてほしいということに狙いを置いております。参加企業の皆様にも、その視点に立って、中学生に話すこと、体験の内容を工夫していただいているところであります。

さて、ご質問のWAKU WAKU WORKを小学校5、6年生にも体験させてはという点ですが、学校教育法では、職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うことを義務教育の目標として定めており、これが小学校からの体系的なキャリア教育実践に対する根拠となっております。子供たちの成長過程において、さまざまな生活体験、社会体験等を通して、小学校・中学校段階におけるそれぞれの発達課題を達成しながらキャリアを積み上げていくことが望まれますが、その際、小学校と中学校では発達段階が異なるため、体系的な教育課程に基づき、子供たちの成長を効果的に促すためには、成長の段階に合わせた形で実施していくことが重要となります。

中学生のプログラムとして実施しているWAKU WAKU WORKは、企業側にとっても、自分たちの仕事や業界について知ってもらえる魅力を伝える貴重な機会と捉えていただいているようですので、伝え方も発達段階に考慮した工夫が見られ、苦勞のほどがうかがえます。

このことから、発達段階の違う小学生に同様の内容で実施するには、系統的な教育課程の観点から、少し早いだろうと考えます。また、対象を拡大することは、その年齢に合った伝え方という大きな負担を企業側に強いることとなりますので、事業の定着状況や企業のスキル

アップの進捗を見ながら、慎重な検討が必要と考えております。

ともあれ、キャリア教育は、子供たちに社会や職業との関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、発達段階を考慮しながら、地域全体で子供の社会的、職業的自立に向けた基盤をつくっていくことができるよう、地域や企業との連携、協働を進めてまいりたいと考えております。

7番 それでは、2番目の質問のほうから、最初に質問させていただきます。

WAKU WAKU WORKのような職業体験等を小学生までに拡大するには、発達段階の過程を見ながらやる必要があるので、検討あるいは、一番最後の答弁で地域や企業との連携、協力を進めていきたいと考えておりますという言葉になっていくんだろうと思いますけれども、結局どうなのでしょう。小学生対象にそういう職業体験とまではいかななくても、私はいろいろな職業を見学ぐらいはさせるべき事業なのではないかなというふうに考えているんですけども、そこら辺のところ、教育長あるいは町長、どういうふうに考えているのか質問いたします。

教育長 小学校段階での職業との出会いといいますか、職業の学習について、ちょっと紹介させていただきたいと思います。

小学校の段階では、空間の広がりや、あるいは地域の広がりやを重視して発達段階を考えています。これに年齢、その時々6歳から12歳までの年齢が加味されるわけです。

最初は、学校の周り、校長先生、保健の先生とかの職業、給食の先生とかの職業を見ながら勉強していき、2年、3年あたりでは、地域学習、地域探検ということで出かけます。ことしの例で、地域のさまざまな職業にかかわる出会いを見ますと、14の舟形の職業との出会いをまずやっております。例えばですけども、ざっと言っていきますと、役場に来て、すし屋さんに行きまして、物産館、呉服店さん、舟形調剤薬局さん、駐在所さん、ガソリンスタンドというふうなところへグループごとに分かれて勉強していくのです。

それから、3年生では、舟形の自慢というふうなことで、マッシュとかラズベリーとかネギ、農家の特色的なところを自分たちで調べて、これが舟形で非常に自慢できる場所だよというふうなことを、調べ学習をしています。米集荷場、JA倉庫などです。あと、そのほかに若あゆ温泉などでございます。

4年生では、安全な暮らしということで、警察官とか、それから消防の仕事とかを勉強しながら、その方々から仕事を聞くのです。

5年生になりますと、今度は今までの舟形とか地域以外の日本の勉強をして、工業とか農業をさらに詳しく勉強するんですが、その中でさらに舟形町の農業とか、それから工業、自動車工業におきましてはキリウさんを訪ねて勉強したりします。

6年生になりますと、そういったことの総まとめの中で深く勉強するために、福祉というふ

うなことで、さまざまな施設、本町の特徴である福祉施設を勉強します。その中でも訪ねて行って訪問看護というのを体験したり、それから来ていただいて話を聞いたりします。その中で、ことしは医療関係の福祉とも関係があるんですが、医療介護士とか、それから看護師さん、さらに山大の看護師さんあたりも入れて、6年生が学校の中で勉強をしているというふうな流れで深めるのです。

そういうふうなことで、小学校段階で非常に幅広い職業と出会います。これは勉強しながらさまざまな職業のことを習うのです。そういうふうなところで、先ほど町長から答弁ありましたように、中学校段階ではさらにそういったところをさまざまな地区まで入れて、本町以外の地域まで広げて、そういった職業を子供たちに調べさせて、1年と3年生でさらに2回、自分の先ほどの狙いに沿った形にしていくという流れでございますので、小学校のほうはそのような形だということをご理解いただきたい。

それから、保育園の子供たちの心を広げるというふうな議員さんのご指摘があったんですが、小学校段階でどのようなイメージをお持ちなのか、もし次の段階でご質問あれば、入れながらお願いしたいと思います。

7番 小学校段階でもさまざまな職業見学をやっているということで、一つ安心はしました。

そして、今年度の当初予算の概要ということで、ここにも若者定着、孫プロジェクト事業の中に、小中高の方に対してWAKU WAKU WORK、ジョブシャドウイングというのを実施すると書かれているわけですが、ですのでやっぱり今までやってきたものの継続もあるでしょうけれども、もう一步ここを強化したいというふうに私は捉えたんです。

ですから、やはり今までやってきた、今教育長が説明して下さったそういう教育プラス、WAKU WAKU WORKはちょっと小学生には早いんじゃないかと、そこに行くまでのやっぱり導きというのは、プロセスというのが、やっぱりもうちょっとこの予算の中とか考え方の中では必要んじゃないかというふうに私は感じたんです。というのは、見学から体験までいくためのプロセスがもう一步必要んじゃないかなというふうに考えたものですから、そこが今考えられるかどうかはわからないし、必要かどうかというのは検討が必要だと思うんですけども、そこら辺のことについてももう一步踏み出して、子供たちに見学から体験へと進む間のプロセスを考えられるような事業はないのでしょうか、質問いたします。

教育長 経験から体験というふうなことのようですが、6年段階では、先ほどちょっと漏れましたが、ほなみとか光生園とか、こういった施設に勉強に行った際に、実際に体験したりします。そのような形でやっておるところでございます。

ですので、勉強のほかにそのような形の体験等ができるような形で、我々はふるさと学習ということで、小学校、中学校、9年間を見通した地域とのかかわりの系統性をとっているん

ですが、時間をちょっといろいろ工夫しながら、勉強だけでなく体験というふうなことができれば、そういった形を求めていきたいと思っております。

7番 ぜひ。 実は、これはどういう経過で質問をしているかということ、ご父兄の方々から、小学生の子供がいるんだけど、中学生がやっているようなWAKU WAKU WORKのようなものが早期の段階で体験できたらいいねということから今回の一般質問になってきています。現場の声ですけれども、そういったものの中で、父兄の感じておられる子供たちの成長と、町や教育委員会が行う事業のマッチングを図るためには、もう一歩何か施策が必要なんじゃないかということで質問させていただいておるといことです。

次の質問に移りますということで、それは後々考えていただきたいと思います。

そして、1番目の質問の保、小、中一貫教育のあり方は中学校の移転場所によって大きく変わるのではないかとということで、質問させていただきました。

私はまるっきり、前回の3番議員の質問の内容では近接型の移転を進めていくということが確認されていますという答弁もあったので、それがベースで、ただしそこに行くまで時間を要するから中学校の大規模改修なり修理なりが必要なんだというふうな理解でおったんですけども、今回の答弁の内容を見ますと、大規模改修をして中学校をそのまま使うか、移転場所を将来決めるかというような内容になっているので、ちょっと話が後退しているのかなというふうに私は思いましたけれども、私の一般質問というのは、移転をするということを前提にしてこの一貫教育というものの内容が変わるんじゃないかという質問なものですから、あくまでも、これから再質問させていただきますけれども、移転をするという考え方のもとに立って質問させていただきます。

そこら辺のところ、実際どうなんでしょうか。私の認識が違うんでしょうか。5月、総合教育会議において、保、小、中一貫教育の実現に向けて、中学校の移転による近接型一貫教育へということで、近接型の移転を検討していくことを確認しております。検討なんですけれども、決定じゃないからという意味なんだろうけれども、そこら辺のところを少しはっきりと答えは出せませんか。

町長 議員さんおっしゃるとおり、基本的には、令和2年度において近接型のほうへいったほうがいいのではないかとこの総合教育会議の中での答申があったということでもありますので、それらについて令和2年度で、もう一度検討するというふうなことだと思います。

そういった場合に、先ほどの答弁でも申し上げましたが、いろいろな今教育のあり方というものがあるようです。そういったものも含めて考えないと、ただ単に物だけ移転というふうなことにはならないのかなと思いますし、大規模改修をした場合ですと、やはり国の補助金が入りますので、次に移転をするまでの期間がかなり延びるのではないかとこのように私のほうでは予想をしているところでございます。

7番 そこには財政事情とかというものが、やっぱり考えがあるということだと思うんですけども、私はやっぱり急ぐ必要はないということは言いたいですけれども、心配なのは、令和2年度中に自分らが方針を示すと言っているものですから、それが従来のとおり近接型の移転の方向に行けばいいんですけれども、例えば大規模改修とか、そういうふうになると、ちょっと違うのかなと思うところです。

それで、あくまでもこれからの再質問は、移転をするという場合に立って、一貫教育の方針はこういうふうになるんじゃないかという意味で質問させていただきます。

例えば小学校の隣に併設して、つなげて学校を建てるということになれば、当然建設費用は安くできますし、教職員の教室が一つにできたりとか、教職員を一つにできたりとか、一人の校長先生で9学年を見られたりとか、教頭先生を二、三人置くことができる一貫教育というのができ上がると思います。しかし、土地を別にして、近くでも遠くでもいいんですけれども、今の場所でもいいんですけれども、校舎を切り離してやっぱり建てるということになれば、6・3制の教育体制がそのまま維持されることになったりとか、そのままなったりとか、校長先生が一人で済むのがやっぱり二人必要だというような教育体制であったりとか、私は9学年を一つの校舎にまとめてやることこそが一貫教育なのではないのかなというふう思うところがあるものですから、そういうハードの面が小学校と合併されるのか、離れた土地に建つのかで、現場の教職員の状況が違ってくるという観点から、一貫教育のあり方が変わってくるのではないかと、そういう懸念を持っているんですけれども、そこら辺のところは町長、もしくは教育長は、どういうふうにお考えになるでしょうか。

町長 先ほど答弁でも申し上げましたが、やはり文科省のほうで言っているタイプで、義務教育学校施設一体型、例えば新庄市の萩野学園なんかは校長先生がお一人で、今度は小中一貫型小中学校ということで、戸沢小中学校につきましては校長先生が二人いらっしゃるというふうなことで、それぞれやはり進めるべきものというふうなことと、文科省が考える経費の削減というふうなものもあるようでありまして、一概に今始まってきている学校でありますので、メリット・デメリット等についてもあるかと思えます。

その中で、舟形町の子供の出生者数というふうなものをにらみながら、どのタイプがいいのかというものについても、今後やっぱり検討していかなければいけないのではないかと思います。したがって、そういったタイプを選ぶ場合の問題点とか、その状況等について、齊藤教育長さんのほうからちょっとコメントをいただければと思います。

教育長 議員さんの今のご質問ですが、やはり仮定して移転した場合という前提なものですから、大事なことは何なのかというあたりを最初に考えなくちゃならないのは、一体一貫教育というのは何のためにするのか、そこら辺をしっかり押さえてご議論いただかないとだめなのかなと思います。

それで、先ほどから、一貫教育を行うから近接型というのではなくて、議員さんが体系づけ
てやっていく、移転も体系づけなくちゃならないというようなことで、そこら辺の一貫教育
の狙いというあたりを、議員さんはこういうふうを考えられて、一貫教育を舟形町はこうい
うふうにしていかなければならないんじゃないかというような、そういったもしお考えがあ
れば、さらに私のほうでどのような形がふさわしいのかというあたりも含めて、次に答えさ
せていただきたいと思います。

7番 ありがとうございます。そこが一番重要なところでありまして、実は私、小学校の隣接地
に保育園を建てるといったときに、将来は保、小、中の一貫教育を目指すというふうに言わ
れたと思うんですけども、そうやって隣接してきたんですけども、一体どういう保育、
保、小、中の一貫教育を目指すのかなというのが見えないでいたんです、ずっと。

ただ、今やっと見えてきたのは、保、小、中の連携をしながらの一貫教育をするという、そ
この姿だけは見えてきたんですけども、この移転なり改築するということがクローズアッ
プされてきた段階において、一番大事なのは、それこそやっぱり舟形町が目指す一貫教育と
は何ぞやというものを、これをつくって初めて移転場所が決まるという問題だと思っ
たから早くつくってほしいわけです。舟形町の一貫教育はどういうふうにすべきだと、ハー
ド面を含めた問題です。

それは、さっき具体的に言った校長先生一人、教頭先生二人の中で、子供たちは一つの校舎
の中で進めていくという一貫教育を舟形町は目指すのか、それとも学校は別々で、本当に連
携をもっと進めていくという、そういう将来の一貫教育を目指すのか。そこら辺のところの
はっきりした教育方針、一貫教育の概念をぱっとつくれば、建てる場所が必然とここだと、
ここがいいと決まってくるんだらうというふうには私は思っているんです。その一貫教育の舟
形町の将来のあり方というものを、ぱしっと決めてほしいというふうにはずっと思っていたん
です。

教育長 この小中一貫教育につきましては、平成25年6月26日の議会の中で概略説明してありま
す。議事録を見てもおわかりかと思いますが、その中で狙いとしているのは、一般的には、
全国的には、小中においては中1ギャップ、保小においては小1プロブレムという問題の解
消のために行っていくんですよというふうなことでございます。

そのためにどうやっていくかというようなことがるあるんですが、3つの本町の狙いを掲
げております。1つは、学習意欲を向上させて将来の夢や希望に向かって努力する子供を育
成していくんだというふうな、知・徳・体を含めた生きる力の育成。これは、当然中核は学
力向上です。2つ目が、きめ細やかな学習指導、一人一人への対応。これは特別支援等のき
め細かなものを、保育園から中学校卒業までやっていくというふうなものでございます。3
つ目が、ふるさと学習、郷土愛の醸成。この3つを狙いとして進めてきておるところでござ

います。

そのための手だては、るる説明は、その後の3年間にわたって、前の名前の文教民生常任委員会の定例の監査報告において説明させていただいております。皆様方にはその都度、この年の成果、その視点に立った成果について、手だて等を含めて経過報告させていただいておりますので、初めてというふうなことではなくて、こういったものをもとに我々は深めて小中一貫教育をしていくというふうになるかと思えます。そうしたときの施設形態も加味されてくると思えます。

7番 ありがとうございます。

ちょっと時間がないんですが、私が想像する、私が考える第1案というのは、やはり財政的なものを考えれば、小学校に中学校の校舎を増設して、そして小学生と中学生を一体的な校舎の中で育てて、中1ギャップというのを解消しながら、そして子供たち、小学生が年長の中学生を見て育つ、そういうのが理想だろうなというふうに思えます。これは費用も安く上がるという利点もあるかと思えますけれども、これは10年とか20年スパンで考えてもいいと思うんですけれども、そういう考えがあります。

もう一つ、20年とか30年を考えられるんだったら、やっぱり中学校もぼんと建ててしまっ、そしてそこに小学校の学生を移動させて、あいた小学校に役場庁舎機能なりなんなりを持って行って、そして3階、4階等を避難所みたいな感じで使うという、そういう長期プランなんかもいいんじゃないかなと思います。そこにあるのは、校舎一体型で一貫教育というものを保育園から育てていくというような考え方でやっていくといいんじゃないかなというふうに私は思っておりますけれども、それは移転というものが決まった段階での話です。

そしてもう一つ、登米市の豊里小・中学校に視察させていただきましたけれども、そういう移転をするに際して、何か父兄方から問題とかの声が上がりませんでしたかというふうな質問をさせていただきました。そうしたら、ほとんどなかったと。その理由が、やっぱり3年とか4年とか時間をかけて、前の段階からマスコミ報道、そして地域をくぐるめた議論をしたので、そういう問題が起きなかったというふうな回答でありました。つまり、これから舟形町が打ち出す、これからじゃない、今も打ち出しているかもしれませんが、ハードと教育方針というのが一体となった教育方針、一貫教育の方針を打ち出すに当たって、やはり地域住民の方とともに話し合い、父兄の方と話し合っ、そういう場所を決定していくというプロセスが必要だと思います。それを令和2年度中にできるのかという懸念を持っておりますので、そこについてのご回答を町長もしくは教育長、お願いします。

教育長 今ほどの件につきましては、まず移転するかどうかを来年度中に決定する、それがあれば全国にある小中の一貫校、それから義務教育学校、こういったところのそれぞれの長所、短所を勉強しながら、組織的にさまざまな分野の専門性を持った方々から知見をいただきな

がら、そして地域の方々のご意見を取り入れるための、そういった方々の声も聞きながら、まずそういった準備をする。もし移転すると決めたら準備を含めてやっていかなければならないと思います。

熟議して、そういった本町に合った小中一貫教育、これを目指すという議論は、非常に私は楽しいものであろうと思います。ですので、そういった議論は十分に、来年度、もしそういうふうになりましたらばやっていきながら進めていっていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 以上をもって、佐藤広幸君の一般質問を終結いたします。

続きまして、9番齋藤好彦議員。

9番 おはようございます。

私からは、さきの通告に従いまして、4点についてご質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、さきの町長選挙におきまして再選されました森町長、まことにおめでとうございます。今後とも体にご留意されまして、町勢発展のためにご尽力いただきたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

まず初めに、第1期総合戦略の成果はと題してご質問させていただきます。

平成27年に人口減少を抑制する戦略を基本姿勢に策定されました第1期舟形町総合戦略も、5年の対象期間を経過し、第2期総合戦略が舟形町総合戦略推進会議に提示されたとの新聞報道がありました。総合戦略につきましても全国的にも成果が余り見えないとの評価もある中、本町におきましても成果的には余り芳しくない結果であったものと推測をいたします。

第1期では、総合戦略策定の5原則を基本に、具体的施策の数値目標や重要業績評価指標などを掲げ取り組みましたが、第1期の成果について詳細な分析を行い、新たな総合戦略に継承することが重要であると考えます。

本町の総合戦略は、第7次舟形町総合発展計画と一体化し、展開するものであり、今後の本町の方向性を示す重要なものであると認識をいたしております。第1期の成果と事業効果の分析結果につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、健康寿命の延伸策はと題してご質問いたします。

近年の社会環境の変化などにより、人生100歳時代も夢から現実味を帯びたものになっております。超高齢化社会を健康で元気な生活を送ることは誰もが願うことであり、町民一人一人が自己の健康管理に前向きに取り組める支援体制が必要であると思います。

本町では、健康寿命の延伸に向けた取り組みとして、生活習慣病予防対策を重要視した推進活動を行っており、百歳体操は高齢者の健康、体力づくりとして多くの町内会に普及し、定着化してきております。

一方で、健康寿命延伸の課題として、フレイル対策の必要性が提唱されております。フレイルの予防策として、生活習慣病の予防を行い、運動機能、認知機能の低下を防ぎ、社会的にかかわりを保ち続けることが大切であると言われております。また、早期発見、早期支援が重要であり、保健と介護が一体となった事業展開が必要であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、感染症対応策は万全かと題してご質問いたします。

本年1月に突如発生した新型コロナウイルス感染のニュースは、日本をはじめ世界各国に感染者が拡大し、重大な事件に発展してしまいました。時間とともに感染者、さらには死者もふえ、終息の兆しが見えないまま不安な日々を過ごされた方々も多くいたのではないかと推測いたしております。

近年、生活環境の変化に起因しているのか、インフルエンザ、風疹など、急激に蔓延する傾向があります。町民一人一人が常に健康管理に努めているものと思いますが、このたびの新型コロナウイルスによる肺炎などは、自己管理で済む話ではない問題です。想定外の大災害が起こったりする時代、何らかの経路で重篤な感染症に感染する可能性もあり、指定感染症など不測の事態を想定した本町独自の対応マニュアルが必要であると思います。

町民の不安を払拭し、安心・安全で暮らすための対策などにつきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、楽しく学べる防災教育をと題してご質問いたします。

近年、異常気象による自然災害が多発しており、本町でも甚大な被害をこうむったことは記憶に新しいところでもあります。今後、またいつ発生するか予想がつかないのも事実であり、このような状況の中、常に町民みずから災害に対する知識や心構えを身につけ、防災意識を高めることが重要と考えます。

大人たちはもちろん、子供たちの防災意識の向上や命の大切さの観点から、防災教育が重要視されております。既に本町におきましても、さまざまな形で取り組んでいることと思いますが、子供たちが楽しく学べる防災合宿、防災キャンプなどに取り組む自治体もふえております。各地域の自主防災組織、子供会などと連携し、地域全体で取り組むことにより、地域づくりにもつながるものと思います。

このような取り組みを通じて防災意識を高め、自助・共助の重要性を知ることも防災対策の一つであると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、9番齋藤好彦議員の第1期総合戦略の成果はについてのご質問にお答えします。

総合戦略は、人口減少を抑制する戦略と人口減少社会に対応した地域社会を構築する戦略を同時に推進することを基本姿勢として策定したものであります。全国的に、地方創生の柱の一つである東京一極集中是正は思うように進んでいないのが現状であります。

本町の人口も、国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月時の人口推計における令和元年6月の推計人口5,251人に対し、実際の人口が5,124人となっており、人口減少は想定以上に進んでおります。

このような状況の中で、第1期総合戦略については、4つの基本目標に対する数値目標と36の各施策における重要業績評価指数（KPI）を設定し、具体的な施策として位置づけている133の主な事業について、評価分析を行っております。この評価分析した内容については、去る1月20日、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、住民の代表などで構成する舟形町総合戦略推進会議において、専門的見地等から評価やご意見をいただいたところであり、その内容は次期発展計画に反映しております。

さて、成果や事業効果ですが、1つ目の基本目標、「舟形町で「働きたい」魅力ある“しごと”を創る」では、園芸農業スタートアップ支援事業、認定農業者等経営転換支援事業などの結果、認定農業者数が策定時の103人から106人に増加するなど、効果があったものと考えております。

また、4つ目の基本目標、「舟形町で「暮らし続けたい」“ひと”をつなぐ安全・安心な地域を創る」では、生活道路支援整備事業などにより、除雪延長が策定時109キロメートルから121キロメートルに延伸されたり、自主防災組織の強化により、組織数が策定時25団体から33団体に増加するなど、一定の効果があったものと考えております。

一方、「舟形町で「住みたい・帰ってきたい」選ばれる“まち”を創る」、「舟形町で「産み、育てたい」若い“ひと”を応援する」については、さまざまな施策を講じたところですが、転入者から転出者の数は、目標が30人増ですが、実績につきまして令和元年度は43人減。また、出生数は目標5年間累計で180人に対しまして、実績が111人など、KPIの多くが未達で伸び悩んでおります。

このため、これらについては、第2期舟形町総合戦略である第7次総合発展計画の短期アクションプランの重点プロジェクトに位置づけ、重点的に取り組んでいくこととしております。例えば、定住・移住プロジェクトでは、若者向け定住・移住住宅などを中心に、県と連携して移住施策を進めるとともに、これまで行ってきた「おかえり！孫プロジェクト」に若者活動支援事業を加え、相乗効果を生み出し、将来、舟形町を選ぶ子供たちがふえるよう取り組んでまいります。

また、少子化対策・子ども育成プロジェクトでは、今年度から行っている保育料や給食費無償化の継続、子育て世代包括支援センター機能の充実を図りながら、結婚、出産、子育ての希望がかなえられ、子供の笑顔があふれる町を目指して取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、健康寿命の延伸策はについての質問にお答えします。

本町では、現在、健康寿命の延伸に向けて100歳元気プロジェクトに取り組んでおります。このプロジェクトは、乳幼児期から高齢期まで全ての年代において、一人一人に応じた健康づくりに取り組むことで、健康感や生きがい感を高め、住みなれた地域でできるだけ長く元気に暮らしていくことができるように取り組んでいる事業であります。

この事業では、500円でがん検診が受診できるワンコインがん検診、乳幼児への予防接種費用助成、健康づくりへの励みとして健康ポイント事業、介護予防での百歳体操、冬の閉じこもりを防ぐための高齢者生きがいづくり事業などを実施しております。中でも、百歳体操については、各地域で高齢者の方々みずからが主体となり、体操をしたり、お茶を飲みながらおしゃべりを楽しんだりする地域の通いの場として定着していることは、議員ご指摘のとおりですし、私もうれしく思っているところであります。また、高齢者生きがいづくり事業についても、おかげさまで参加者には楽しかったと言っていたいておりますが、皆様の感想などを参考にさらに充実させてまいりたいと考えております。

さて、ご質問のフレイルに対する取り組みについてであります。フレイルとは加齢とともに心身の活力、運動機能や認知機能が低下した虚弱な状態を指し、そのような状態になるのを防ぐことがフレイル対策と言われており、日本老年医学会が平成26年に提唱したものであります。町の取り組みとして、さきに申しあげました100歳元気プロジェクトは、まさにフレイル対策の予防策であると考えております。

国のフレイル対策についてのガイドラインでは、適切な栄養対策を行い、適度な運動を実施することが重要であること、また適切な栄養をとるには口腔機能の向上にも努める必要があると示されております。

こうした中、町では、介護予防事業の一つとして、在宅歯科衛生士や在宅管理栄養士による口腔機能低下予防についての指導や、低栄養予防教室、町の食生活改善推進協議会による栄養指導教室などを実施しているところであります。また、議員ご指摘の早期発見、早期支援のためには、特定健診、特定保健指導やがん検診もフレイル対策につながっているものと考えられます。

国では、健康寿命延伸に向けた取り組みとして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を目指しております。この中では、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業の医療保険と介護保険とが連携し、フレイル対策や重症化予防等の事業を実施する予定であります。町といたしましても、国、県の動向を踏まえながら、地域の健康課題や一人一人の健康状態の把握に努めつつ、健康寿命延伸に資する取り組みを地域の通いの場などを活用しながら実施していきたいと考えております。

次に、感染症対策は万全かについての質問にお答えいたします。

中国湖北省を中心に発生した新型コロナウイルスは、議員ご指摘のとおり、世界各国に感染

が拡大し、健康被害のみならず経済活動にも影響が広がっております。

これまで町では、県の動きに合わせて、課長等会議を1月30日と2月19日の2回開催し、国や県の最新の対応状況を手し、庁内で情報を共有しながら、役場窓口への消毒液の追加設置や、町のホームページ、広報紙での注意喚起、情報提供などに取り組んできたところであります。また、町へ問い合わせがある場合は、健康福祉課を窓口として、最上保健所と連携をとって対応することとしております。

加えて、去る2月25日、国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定したことを受け、翌26日、町長をトップとする舟形町新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議を設置いたしました。これまで会議を3度開催し、国の基本方針等を踏まえ、町民や企業への注意喚起のためのチラシの全戸配布や各種イベントの洗い出しと開催の必要性の検討、高齢者福祉施設や公共交通機関、その他多数の人が集まる場所での感染対策の実施・要請、さらには保育園や小中学校の休業と学童保育の対応、卒業式の対応などについて確認をしたところであります。

なお、日ごろから備えとして、使い捨てマスクや手袋、消毒液等の資機材の備蓄に努めております。

さて、議員ご指摘の本町独自の対応マニュアルについてですが、県では、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、山形県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。県計画の対象は、新型インフルエンザと新感染症であります。この新感染症とは、既に知られている感染性の疾病とその症状等が明らかに異なり、症状の程度が重篤なもので、全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるものとされており、今回の新型コロナウイルス対策についても、この計画に沿って取り組みを行うこととしているとのことであります。

町においても、県の計画を踏まえ、平成26年に舟形町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しておりますので、この計画を基本に県と連携をとりながら取り組んでまいります。

計画では、国が緊急事態宣言を行った場合に、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、速やかに町長を本部長とする対策本部を設置し、最新の情報を収集するとともに、国、県などの関係機関との連携を図りながら、各関係部署において、県内・町内発生、感染拡大に備えた対応を協議し、必要な対策を講じることとしております。

このように、今回のような想定外の感染症などにつきましては、県と連携を図りつつ、町の行動計画に沿いながら対策に取り組み、町民の生命及び健康を保護し、住民の皆様の安心・安全な暮らしを守られるように万全を期してまいりたいと考えております。

次に、楽しく学べる防災教育についての質問にお答えいたします。

今年度、町が実施した防災教育につきましては、町内会長会議時の防災士による講演、夏季非常招集訓練時及び町総合防災訓練時の避難誘導訓練、初期消火訓練となっております。

現在、各自主防災組織に活動状況のアンケート調査を行っておりますが、自主防災組織においても、町同様、講習会や避難誘導訓練を実施しているようであります。

議員ご指摘の防災合宿、防災キャンプについてですが、宮城県内に防災教育キャンプができる専門の施設があり、親子防災キャンプを行っているようですが、山形県内には、地震体験、119番通報体験、消火体験、煙避難体験、応急手当体験ができる山形県防災学習館等の施設があるものの、宿泊施設とはなっておりません。防災合宿や防災キャンプは、子供たちが楽しみながら防災を学ぶため、防災教育の一つとして有効なのではないかと思っておりますが、宿泊を伴う取り組みとなっておりますので、町が実施主体となるにはさまざまな課題もあろうかと考えております。

このため、町としては、町内会自主防災組織に宮城県の施設を紹介するとともに、宿泊を伴わなくとも楽しく学べる防災教育について、新たに整備する福祉避難所の平時の利用も含め、さまざま検討してまいりたいと考えております。

9番 それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、総合戦略の件でございますが、国の指針では総合計画、総合発展計画を見直す際に、見直し後の総合計画において人口減少の克服なり、地方創生という目的が明確であり、K P I が設定されていれば、総合計画と総合戦略が一つのものでよいと思っております。

しかしながら、第7次総合発展計画を見ますと、第7次が総合戦略第2期にかわるものであれば、当然、当初の理念である人口減少対策についてのK P I が必要だと思っておりますが、これが全然見えないようですが、このあたりはどうお考えなのでしょうか。お伺いいたします。

町長 第1期の総合戦略をつくったときに、やはり人口減少、東京一極集中というふうなものが大きく取り沙汰された中でのK P I というものを提示したところではありますが、東京一極集中というものについては、全国的にその流れがとまっております。関西圏からも、要は大坂のほうからも東京のほうへ流れているというふうな状況があるという全国的な流れの中で、舟形町だけでそのK P I を提示するというふうな方向ではなくて、そのところを今後も考えながら出す必要があるのではないかという思いの中で、K P I を改めてここに出さなかったというふうな事情でございます。

9番 そうしますと、国が言っているこの指針の中で、人口減少克服、地方創生という目的での明確なK P I は出していない、出さなくていいという考えでよろしいんですか。

町長 その点については、あえて何人ということでの数値を上げる必要はないというふうに私のほうでは考えております。

9番 第1期の成果は先ほど答弁がございましたが、人口減少対策のK P I を見る限りでも、先

ほどこよつと数字がありました、転入・転出者の数なり、18歳以下の転入者、あと空き家を活用した移住者向けの住宅の件とか、子育て支援住宅退去後の定住とか、さまざま人口対策にかかわるK P Iの全てがことごとく未達成なわけですよ。このあたり実際にあるわけですから、このあたりを勘案すべきだと、今さら総合発展計画は大分進んでおりますけれども、第2期の総合戦略に絡めて話をしているんですが、必要だったのではないかなと私は改めて思うんですが、そのあたりもう一度確認します。

町長 それぞれの中で、やはり第1期の総合戦略を総括する際に、委員からも出されました。しかし、このK P Iが未達成なのは舟形町だけではなくて、やはり多くの自治体の中でそれは未達成というふうなことだと、委員からの発言もありまして、私自身の認識と一致しているところがございますけれども、その数値だけをあえて出すということではなくて、やはり今後10年間の人口予想も総合発展計画の中では資料として提示しておりますけれども、人口問題研究所等の下降する線をできるだけ緩くするというふうな目標に変更しておりますし、あえて人口問題だけが第7次総合発展計画、そして第2次総合戦略の重要な部分ではないのではないかというふうに認識をしているところであります。

9番 何か町長の話を聞いていると、周りがやっていないから私もやらなくていいという話に聞こえるんですが、人口ビジョン、これは何ですか。人口ビジョン、大きく書いていますよね。人口ビジョン、総合戦略ですよ。これが第1期で、第2期はこれをなくすというのは、ちょっと話が違うんじゃないかなと思うんですけども、じゃあいいです。ちょっと質問を変えます。

平成29年度というのは第1期の中間の年度ですね。このときに国のK P I検証チームがまとめた資料がございます。基本目標のK P Iにおいて、目標達成に向けた政策効果が十分でないと判断した割合が4割もあります。このデータから見たら、さっき町長がおっしゃった周りもやっていないからいいんだという話になりますけれども、私はそういう考えではだめだと思うんですが、そのあたりをもう一回聞きます。

町長 周りがやっていないからいいというふうなことで申し上げたのではなくて、周りも同じようにK P Iの達成ができていない。要は、人口対策については、よその自治体も全てやっておりますし、舟形町でもその取り組みについてはやってきましたし、今後ともそのことについてはやっていく方針ではあります。そして、人口ビジョンも、第7次総合発展計画の中にはその部分がございますので、そういったものをしっかりとやっていった上で、あえて指標としての数値というふうなものを出さなかったということで、ご理解いただければと思います。

9番 それでは、町長の言いたいことはわかりましたけれども、そうしますと例えば、先ほど答弁にもありました転入、転出者の数、マイナス43人。これの要因は何だと考えますか。大体

これは分析をして、何か対策を打っていますか。第7次で結構です。

町長 まずは、自然減少というふうな部分が多いと思います。要は、出生者数と亡くなる方というのが一つ。それから、移住・定住の中でいきますと、高校を卒業してよそに出られる方が多いということと、その卒業した後に戻ってくるということの差が大きく出たというふうなことでありますので、社会減の部分で舟形町としては今後減らしていこうということで、さまざま町の魅力、まちづくりとしての舟形町のよさを知っていただいて、ここに住んでもらえるような取り組みを第7次総合発展計画の中に「わくわく未来ふながた」というふうなことでご提示をさせていただいている状況でございます。

9番 自然減少、社会減少で仕方がない、周りもやっていないから我々もKPIを掲げなかったと。これでは全然話が進まないで、これはこのくらいにしますけれども、先ほど国の検証チームが示している4割しか評価していないというあたりもありますので、数字だけで申し上げても、これは一定、もう仕方がない、事業効果にはそれが数字だけで評価するわけにいきませんので。

やっぱり前回も申し上げましたが、評価というのは住民が一番評価する。我々がさまざまな事業をやって、住民がどの程度評価をするか。サービスを受けられるかというのが、それが評価だと思います。このあたりを十分に検討して、次の7次のまちづくりに十分に盛り込んでいると森町長が自負してございますので、そのあたりを十分に検討されまして、目標達成に向けて進んでいきたいと、我々も一緒にやりたいと思っておりますので、よろしく願います。ちょっと話がかみ合わないで、次の質問に移ります。

次に、フレイルの問題でございますが、フレイルにつきましては、町長もご存じのとおり、フレイルの原因の構成要素ということでここにはございますが、身体的要素、心理的要素、社会的要素、この3点があるということでございますが、物の本によりますとこの3点を側面から総合的に対応することが必要であると言われております。町長が考えるこの側面からの対応というのは、どういうことをお考えでしょうか、お伺いします。

町長 答弁の中でも申し上げましたが、やはりフレイルの中で重要な一つの施策としても、一緒にご飯を食べたりというふうな部分もあるようです。やはりひとり世帯、二人世帯というふうな世帯数が多くなってきている中で、いかに社会のほうに、地域に出てきていただけないかが予防というふうなものでは非常に大きいのではないかと。そういう意味では、百歳体操であったり、お出かけすっぺというようなことも非常に私としては対策としていいのではないかとこのように考えております。やはりひとりにしないというふうなこと、それから筋力をつけるというふうなことをしっかりとやっていけば、フレイル対策につながっていく。それそのものがやはり、100歳元気プロジェクトの大きな目標ではないかと思っております。

9番 そうしますと、町長の側面からの視線といいますか、町としての考え方というのは、100歳元気プロジェクト、これがまず一つにあるようでございますが、本町としても7次での重点プロジェクトの前面に100歳元気プロジェクトを掲げておるわけでございますが、答弁書にあります医療保険と介護保険との連携によるフレイル対策、重症化予防事業の実施とありますが、このフレイル対策の重症化予防事業の実施、この事業についてはどのようなことを想定しておるのでしょうか。

町長 介護予防教室等々もありますし、百歳体操であったり、先ほど申し上げましたとおり栄養指導というふうなもの、そういったものも全体的な事業として、先ほど述べさせていただいた事業が、町のほうでの取り組み事業というふうに捉えていただければと思います。

9番 町のほうでは、今町長も答弁ありましたように、答弁書にもございますが、100歳元気プロジェクト、これがまず中心なんだと。フレイル対策にしても、健康寿命延伸についてもこれが中心なんだよということでございますので、町を挙げてこのプロジェクト取り組みによりまして、フレイル対策の予防に結びつけていただきまして、先日は長寿の方の表彰の場に立たせていただいたこともございますが、日本一の長寿の町を目指しまして頑張っていたければと思っているところでございます。

時間がないので急ぎますが、済みません。そういうことで、次の3番目の質問をさせていただきます。

次に、感染症の件でございますが、なかなか終息の兆しが見えません。それでは、今の現状あたりからお伺いしたいと思いますが、答弁書にあります町への問い合わせの対応ですが、町民から健康福祉課への問い合わせが、この件についてありましたか。お伺いいたします。

町長 今のところはございません。

9番 その答弁を聞いて安心したところでございますが、今現在、全戸配布のチラシをしてございます。皆さんご存じのとおり、小中学校が休校、保育園は自主保育ということでございますが、保育の今の状況はどうでしょうか。

町長 現在、希望保育にしておりますが、80名ほど登園しているというふうなことでございますので、希望保育にするか、通常保育にするかは、今後ちょっと保護者の方とも見きわめながら対応していきたいと思います。やはり心配な保護者の方がいらっしゃる場合については、休ませていただくということもあるでしょうし、その点については今現在の状況としてはそのようなことであります。土曜保育も、延長保育も、現在のところ今やっている状況でございます。

9番 それでは、小学校の休業についてお伺いします。

今、休業してございますが、さまざま弊害も発生しているかと思いますが、小中学生に対する今後の学習指導などについてどのようにお考えなのか、教育長にお伺いします。

教育長 学習指導に関しましては、国の通知の後に県通知がありまして、部活、補習等は行わないという指導でございますので、学校において学習等は行わない、そのような方向でやっています。

9番 今、こういう大変な状況でございます。対策本部に移行している市町村もございます。県、他町村と連携をしながら、住民に対して過剰な刺激を与えることは不要でございますが、連携をしながら万全を期して全力で対処していただきたい。

もう1点が、町民に対してさまざまな手法を使って、チラシなり防災無線なりを使って、逐次情報を伝えていただきたい。この2点を強く要望いたします。町長の答弁をお願いします。

町長 現在、35市町村のうち、15市町村で対策本部になっております。残りの20市町村につきましては、まだ連絡調整会議という段階でございます。町のほうとしても、県内で発生した場合については対策本部へ移行するというふうになっておりますし、先ほど申し上げましたとおり、国の緊急事態宣言に合わせても対策本部に移行するという状況であります。国から、県からの情報等については、逐次、町のほうでも広報、それから防災無線等を使いましてお知らせをしてみたいと考えております。

9番 そのように対処をお願いします。

最後の防災教育の件でございますが、答弁書で防災合宿やキャンプは宿泊を伴う事業なので町が主体的にやるには課題があってできないという答弁でございますが、できないのであれば、できるように検討すればよろしいんじゃないですか。何かやる気が全然ない答弁書でございますが、町長、どうでしょうか。

町長 教育委員会のほうともいろいろお話をしたところでございますが、最近の小学生も夏休みにスポ少等があり、なかなか日程をとることができないというふうなことでありました。したがって、学校を挙げての授業としてのものはできないけれども、やはりそれぞれにおいて必要な災害時における重要な生きる力というふうな部分については重要だろうということで、それはいろいろな情報を、各消防とか町内会の子供会とかにあわせてお知らせをしながら、そういう力をつけていただければということでもあります。

9番 私が言っているのは、必ず泊まってやりなさい、宿泊してやりなさいと言っているんじゃないですよ。さまざまやり方はあるでしょう。公民館に宿泊するなり、日中昼間から行って電気とか水のない生活で、そういう体験をするのも防災教育ではないかなと言っているんです。

それで、もう1点、答弁書でございます。町として町内会の自主防災……。

議長 時間です。以上をもって、斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番伊藤欽一君。

3番 おはようございます。

それでは、私からは2点の質問を通告しておりますので、2点に関して質問させていただきます。

初めに、森町長、2期目のご当選おめでとうございます。

それでは、町民に応える考えはというようなことで質問させていただきます。

4年前は24年ぶりに町長選挙が行われ、3人の候補者による選挙戦を制し、森町長が当選されました。オール舟形でのまちづくり事業に積極的に取り組まれてきたことは、多くの町民の皆様からも評価されたことと思います。

保育士や学校業務員などの処遇改善、生活道路の舗装整備支援、空き家解体費の補助、高齢者先進安全自動車（自動ブレーキ装置車）購入費補助、舟形クリニックの誘致、鮎釣り甲子園の開催など、多方面にわたる事業に取り組まれてきました。

平成30年8月の豪雨災害においては、激甚災害の指定を受けるために、県議会議員、国会議員、多くの方々の協力を得て、いち早く陳情、要望活動に傾注し、指定されたことは、町の財政や町民の負担軽減に寄与できたことと大いに評価することです。特に、農地の小規模災害については、農家負担をなくしたことで再度農業を続ける意欲を持つ方もいるようです。また、家屋の災害についても補助対象に該当させたことは、他市町村の皆様からも称賛の声が聞かれました。

さて、2期目となる今後4年間の公約については、森のたよりで示されていますが、町長の言葉で改めて決意を伺います。

また、町民からの期待を込めた声が聞かれます。それは、なかなか役場に入りにくいので、入りやすい雰囲気づくりと親しみを持たれる役場、気軽に相談に来庁できる役場、町民に愛される役場にしてほしいなどの声があります。町長の手腕を発揮し、町民の期待に応えていただきたいと思いますが、町長の考えを伺います。

続きまして、2点目は、町民の口座管理は徹底されたのかでございます。

令和元年7月総務文教常任委員会所管事務調査で、給付金が指定口座と違う口座に振り込まれた保護者がいたようだが、個人情報保護の観点からも緊張感のある業務の遂行をされたい。役場全課に共通する問題であると考えられるが、今後、口座の保存期間を定めるなど管理を徹底し、町民から不信感を持たれることのないようにしていただきたい旨を報告しているが、この内容について課長会議などで問題の共有化が図れたのか、また保存期間についての検討はなされたのか、伺います。

以上です。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員の町民の期待に応える考えはについてのご質問にお答えします。

これまでの4年間の町政運営につきまして、過分なる評価をいただきましてありがとうございます。

います。これもひとえに議員各位のご理解とご協力があったのものと、この場をおかりして御礼を申し上げます。

2月に執行されました町長選挙により、引き続き私が町政を担わせていただくこととなりました。このたびの選挙は無投票という結果でありましたが、町民の皆様から白紙委任をされたわけではなく、4年間猶予されたのだということをしかりと肝に銘じ、4年前と同じ熱い思いで一生懸命にかつ全力で働いてまいる所存であります。

町政を取り巻く課題は決して少なくはありませんが、町民の皆様の声を真摯に受けとめ、私が公約で掲げた「舟形の元気をつくります」「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」「オール舟形でまちづくりをします」の3つの柱のもと、職員の皆さんとともに、これまでの取り組みをより一層強化し、目指す「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」の実現に向け、さらに前へ、前へと進めてまいる決意であります。

議員各位におかれましては、私が日ごろ申し上げておりますとおり、舟形町政を進める飛行機の両翼として、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、町民に愛される役場についてお答えいたします。

私は、役場は町民の皆様をお客様とするサービス業であると考えております。このため、これまでも職員の意識改革の取り組みの一環として、来庁者に対する挨拶の励行と丁寧な相談対応について、課長会議や総括補佐会議などを通して、繰り返し周知してきたところであります。このかいがあって、町民の皆様からは、職員が変わった、役場の対応がよくなったというお褒めの言葉をいただくことがあります。それと同時に、議員ご指摘のように厳しいご批判をいただいていることもまた事実であります。

職員の意識改革は一朝一夕に実現するものではありません。このため役場は町民をお客様とするサービス業であるという認識に立ち、引き続き課長会議や各課の朝礼などを通して、挨拶の励行、丁寧な相談対応について、繰り返し、繰り返し、周知徹底に努め、町民に愛される役場を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町民の口座管理は徹底されたのかについてのご質問にお答えいたします。

昨年7月、所管事務調査報告でのご指摘を踏まえ、8月1日の定例課長会議において、全庁共通の課題として取り上げ、再発防止に向け、支出命令等の適正執行として、口座振替の際の振込先、具体的には銀行名、支店名、口座名義及び口座番号をよく確認し、誤りがないよう起票するよう指示をしたところであります。

議員ご指摘の件は、ほほえみファミリー・サポート給付金で発生した事案であります。町が町民等に対して公金を支出する場合、基本的には相手方から所定の請求書に振込先の口座情報を記入していただくこととしております。しかし、ファミリー・サポート給付金につきましては、相手方の書類作成の手間を省くために、担当者が町の総合行政システムに登録され

ている口座情報等をあらかじめ入力した請求書を送付し、相手方に記載内容の確認をお願いした上で、違っている場合には修正して返送していただく方式を採用しておりました。

本事案につきましては、町の担当者が当該請求者が以前使用していた口座情報を入力してしまい、また当該請求者から修正等の指示もなかったため、当該口座に入金したところ、後日、当該請求者から、振込先の口座が違う旨、ご指摘をいただいたものであります。

このため、今後の再発防止に向け、ファミリー・サポート給付金につきましても、申請者への口座記入については、申請者本人から記載してもらうように改めたところであります。

また、口座の保存期間を定めて管理すべきではないかのご指摘をいただきましたが、町の指定金融機関であるがみ中央農協、さらに民間金融機関にも確認をしたところ、振り込みや差し引きに係る口座について保存期限はなく、全て蓄積されているとのことであります。このことは、リスク管理上の記録としても必要で、口座の取り消しや変更については、本人からの申請に基づいてその都度対応しているとのことであります。

また、管内の自治体にも伺ったところ、同じ回答でありました。

こうしたことを参考に、町といたしましても、リスク管理という意味において、記録は残すべきと考えているところであります。

3番 まずは、ただいまの答弁を伺いまして、大変私も共感できるところがございます。それは、このたびの選挙は無投票という結果でありましたが、町民の皆様から白紙委任されたわけではなく、4年間猶予されたのだと、そういった答弁でございます。我々議員も昨年4月の議員選挙も無投票でありました。よって、次回の選挙まで議員として今まで以上の資質の向上、そして町民の皆様から信頼され、必要とされる議員になるべく、常に町民の皆様から注目されているという意識を持って日々活動していかなければならない、そんなことをなお一層強く感じたところでございます。

さて、舟形町の元気をつくります、ずうーっと舟形町に住んでもらえるようにします、オール舟形でまちづくりをします、この3つの柱を公約に掲げてございます。紙面ではいろいろ書かれてございますけれども、全部説明していただきますと時間もございませんので、この3つの柱の1つずつ、町長が目指している、これはというものに関して、町長の言葉で説明をしてお話をさせていただきたいと思っております。お願いします。

町長 本当は全てお話をしたいところではございますが、1つずつというふうなことでございますので、まず、舟形の元気をつくりますでは、やはり基幹産業である農業。農業というのは、他の産業と若干違うところは、舟形町にある土地で、農地で農業を実施するというふうなことで、ある意味そこに農業で経営をしている人については、移住をしないというふうな、定住をしていただける産業なのではないかと思っております。そういった意味で、今までの農業をさらに応援すること、さらに農業に就職する若者もふやしていったら、定着を図っていき

たいというふうに思っておりますので、いろんな商工業も応援しますが、基本的には農業に就職して、企業に就職するよりも、収益、所得が大変いいよというような、そういった農業をつくっていければと思っております。

それから、ずうーっと舟形に住んでもらいますというふうなことの中では、やはり先ほど9番議員の斎藤副議長のほうからの質問にもありましたが、お年寄りに、舟形町に生まれて、皆さんが100歳まで元気でいていただくというふうな、この事業はしっかりとやっていただきたいと思います。先日も、私の近くで53歳の方ががんで亡くなりましたが、こういった痛ましいことをなくすためにも、検診をはじめ、しっかりと皆様方の健康も含めて支えていければ、生まれて100歳まで皆さん健康長寿でいっていただけるということが本当に大事なことでろうというふうに思っております。

また、子供たちは舟形町の将来を担っていただけるわけがございますので、この子供たちをしっかりと支えていくことも大事だと思っておりますので、その両方をまず一生懸命頑張っ

てやっていきたいと思っております。それから、オール舟形でというふうなことでありますが、ここはやはり6番議員さんのご質問にもありましたけれども、協働のまちづくりという部分の中で、地域運営組織というものもございます。そういった形の中で、町民一人一人がこの舟形町をどうしようかというように考えられるような、こういうふうにしたいねとか、こういうふうな町だったらいいねというふうに発言して、それに対して行動できるような、そういうまちづくりになればいいなということもあります。

わくわく未来ふながたというふうには第7次総合発展計画にありますけれども、この中ではやはり過疎地域だからこそ先進的な技術が必要だろうということで、Society5.0という国の方針、さらにローカル5Gということの中で、本当に将来的には自動運転の車が公共交通機関として走っているような、そういう未来を築けるような、子供たちに夢を見させるような、そういうまちづくりをしていきたいというふうに考えております。

1つずつでおさまらなかったところがございますが、大変申しわけございませんが、そのような方向で4年間、頑張らせていただきたいと思っております。

3番 4年間、頑張っていたきたいし、私もできる限り応援はしていきたいと思っております。

ただ一つ、私はちょっと残念というか、足りないのかなというのが、非常にお年寄りもやっぱり大切ですし、子供たちも大切です。しかし、その子供たちが昨年、令和元年度、町の出生が15人しかいないということ。根本的にそこからもっと考えていっていただきたい、いかなければならないのではないかなと思うところでございます。

それで、今回の予算の内示がありましたけれども、その中でも重点プロジェクトというようなことで、少子化対策・子ども育成プロジェクトということで、一部拡充としておりますけ

れども、この中で民間事業者との連携、各種セミナーの実施や婚活活動を支援し、出会いの機会の創出に努めるということでございます。それで、創出だけでなく、今山形県のほうでも仲人的なものをプロジェクトとしてやっているようでございます。やはりもっと進んで結婚をしていただけるような対策、方策といいますか、そこら辺をもっと重要視していかないと、年々15人、来年はまた少なくなれば、先ほどの自然減少ということもございませうけれども、やっぱりそれに対処していかなければならないと私は思います。ここら辺、もう少し出生率をアップするような対策を今後考えていかれるような考えはありますか。

町長 その点については、昨年度まで結婚サポートセンターを委託しておりましたところが、余り活動をしていないように見えておりましたので、委託先を変えながら、もっとその点については力を入れていただきたいというふうなことで変えております。

いろいろな取り組みについては、第7次総合発展計画の中で、やはり出会いがないと出生者数に結びついていかないという議員のご指摘はそのとおりだというふうに思っておりますので、この点については舟形町だけではできませんので、管内市町村、また舟形町では尾花沢市とのそういう出会いの場もつくっておりますので、できる限りそういう機会をふやしながらか、何とか独身者を減らして、出生者数に結びついていけるように頑張っていきたいというふうに思います。

3番 以前に質問の中で、結婚された方の結婚祝い金、今は10万円だと思いますけれども、これに関して、思い切って30万円、50万円というような意見を出させていただきました。そのときは、お金を出せば結婚するわけでもないでしょうというような答弁でございましたけれども、やはり町として思い切った、よそでないような、やっぱり予算も伴いますけれども、そういった考えでやってもいいのかなというふうに個人的には思います。そこら辺も一つの検討課題になるのかなと思いますので、一つ検討課題の中にそういうのも入れていただきたいと考えているところでございます。

次に、町民の皆様から、答弁の中で、役場が変わった、対応がよくなったというようなことがありました。私も直接、窓口で非常に笑顔で対応してもらって気持ちよかったというような声を正直聞きました。しかし、そういった意見よりも、それに反する意見のほうが非常に多いというのが実情でございます。なかなか言いづらい部分もあるんですけども、あえてちょっと思うのは、職員の意識改革、先ほど町長答弁にございましたけれども、やはりそういった逃げと言ったら大変失礼ですけども、もっと突っ込んだやり方をしていただきたい。というのは、職員の皆様はやっぱり採用試験に合格して選ばれた皆さんでございます。町長も、我々議員も、選挙で選ばれた者でございます。やっぱり町民から見れば、何を言っているんだというふうに思われるのかなと思うところもございませう。やはり猶予でなくてもっと目に見えるような対策。例えば、以前にやったような話も聞きましたけれども、案内のとこ

るに、インフォメーションに案内の方を置いたとか、それはいろんな予算の関係で途中でやめたというのがありますけれども、そういったやっぱりいろんな方策をしていかないと、職員の意識改革だけでなく、中の機構改革というか、そういうところもやっていかなければならないのではないかなと思いますけれども、町長はどうお考えですか。

町長 やはり一人一人の意識改革というのは、これは必要だろうというふうに思います。それをした上での、先ほど言った案内というふうなことがあるようでございますが、やはり案内をするためには、その役場の業務をある程度熟知していないと案内もできないということもあるかと思えます。一例ですと、役場を退職したOBの方々が案内係として勤められているというところもあるようでございます。また、私どもが防災協定の中でいろいろとお世話になっております港区の麻布支所のほうにも腕章をした案内係の方がいらっしゃるようです。ただ、この方は警備保障の方でありました。

それで、いろいろなやり方というものがあるのかなというふうには思います。案内係というものが必要なかどうか、まず議論を町のほうでさせていただいて、その方が十分その案内係としての機能を果たすことができるかどうかも含めて、こういったことをやっていかなければいけないというふうに思います。なかなかお褒めをいただいた言葉というのは、やはり人はなかなか褒めるというふうなことがなくて、嫌な思いをした人についてはやはり嫌だったというふうな発言が必ず出ると思っていますので、そういったところを勘案しながら、また町の愛される役場になっていけるように自助努力をしっかりとやっていきたいと思っております。

3番 なかなかやっぱりきつい言葉をきついと捉えないで、やはりよくなっていたきたいのでそういった意見が出たというふうに考えていただければいいのかなと思います。今言われたように、評価なんていうものはなかなかされるものではございません。そんなことで、逆にそういった批判、叱咤激励、そういうことだというふうなことで、今後のやっぱり役場の機構改革、また職員のそういった指導に頑張っていたきたいと思えます。

いずれにしても、やっぱり町民の皆様から来ていただける役場でないと、入りづらい役場ではどうしようもないのかなと。私は何度となく若いうちから役場に出入りさせていただいておりますので別に何も気にはならないんですけれども、やっぱり初めて来られた方とか、非常に心配事で来られた方なんかは、第一印象がだめならもうだめなんですよね。そんなこともありますので、十分そこら辺を勘案しながら、町長のこの4年間を私は期待したいし、町民から期待をしたいという言葉も承っております。ぜひともこれは町長に4年間の宿題としてお預けしたいというふうに私は思います。

それでは、次でございます。

町民の口座管理は徹底されていたのかということで、質問に対して答弁は、早速8月1日の

定例課長会議ということで、そんなことで対応したということで、全課共有化されたということで、まずは早速対応していただいて、そこら辺は非常に評価したいなと思います。やはり宿題を出して答えがないというのは非常に残念なところなので、ちゃんと書いてきているということで、そこら辺は評価したいと思います。

ただ、いろいろ答弁を聞いてみますと、今回に関してはファミリー・サポート給付金に関してこういったふぐあいと言ったらなんですけれども、こういうものが出たということで、これをきっかけにやっぱり行政として逃げないで、町はこうやって町民の皆さんの財産をちゃんと安全に守るんだというのが見えるような形をしていかないと、非常に町民も不安に思うのかなと思います。

ここに一つちょっと聞いておきたいのが、口座の保存期間を定めて管理すべきではないかのご指摘をいただきましたが、町の指定金融機関であるもがみ中央農協、さらに民間金融機関にも確認したところ、振り込みや差し引きにかかわる口座については、保存期限はないとあります。これは、本当に保存期限はないのでしょうか。

町長 いろいろと議員さんから質問がございましたので、それに対するものを、もがみ中央農協さん、さらには銀行さんのほうからもお聞きしたところ、その保存期間というものについて何年でそれを抹消するというふうなことはないそうであります。

3番 私の調査ということでもないんですけれども、ちょっといろいろ私も聞いたんですけれども、私の記憶の中に10年間その口座に関しての出し入れがない場合には、10年で口座が凍結されるというふうなことをお聞きしたんですけれども、そこら辺の確認はされていますでしょうか。

町長 それは国のほうの政策の中でも、眠った休眠口座の取り扱いというふうなことで、一応10年でそこは凍結されるというお話は聞いておりますが、口座番号とそのデータ等については、金融機関のほうではそのまま保存をしておくというふうなことでありますので、休眠口座の取り扱いとデータの取り扱いというのは、若干違うようでございます。

3番 今、答弁されましたけれども、金融機関では、ですよね。それで、町で管理している口座に関して、金融機関に準ずるといような考えでやっておられるのでしょうか。

町長 金融機関のほかに、管内の自治体のほうからもお聞きしました。そして、どのような取り扱いをしているのか、どういうふうな条例等になっているのか、規則等になっているのかをお聞きしたところ、その点についての何年たったら抹消というものはなく、お支払いをしたことに対する記録としてとっておくということでありますので、管内の自治体においては、舟形町と同じようにデータはそのまま残してあるというふうなお話でございました。

3番 やっぱり口座の入金にこういったやりとりがあったというようなことで、ほかの自治体はやっていないから舟形はそのままいくというようなことではなく、先ほど9番議員の中に

もありました。やっぱりよそがやらないから私たちもやらないんじゃないかと、舟形町は町民の口座というか、やっぱりその財産を守るのにこうやるんだというような前向きな考えでないかと、町民からの評価はないと思います。

それで、舟形町の個人情報保護条例施行規則、これはマイナンバーだと思いますけれども、この中に個人情報の取扱事務の届け出ということで、第2条の中に個人情報取扱事務の届け出ということでここに載ってございます。やはり届け出をする、そうしたらやっぱり先ほど言いました口座凍結ではないんですけれども、ある程度期間を決めて、行政は行政としてやっぱり責任を持って、ここまではちゃんとやりますよというような、そういった何かを設けないとまずいのではないかと。いつまでもそういうふうに残しておくということは、担当者がやっぱりかわったりする。金融機関であればやっぱりその中で、金融機関ですからそれはいいんですけれども、やっぱりデータ管理というのはボタン一つ間違えるととんでもないことになってしまいます。そこら辺の管理も必要だと思います。

それで、何か前向きな考えでなくて、ちょっと大変言葉は失礼ですが、逃げのような感じにとられて私は仕方ないんですけれども、そこら辺どうなんでしょうか。

町長 例えば、何年にどういったものがこの口座に支払われていますよというふうなことの履歴を出すためにも、その記録は必要でありますので、逆に言うと我々はその当事者からお支払いがなされていないのではないかとということの異議申し立てがあったときに、このように支払われておりますということを出すためにもこの記録が必要で、各管内の自治体でとっておるというふうなことであります。

したがって、その抹消期間を設けないのが、逃げとか、消極的だというふうなことではなくて、町のほうでよかれと思って前の口座番号をそのまま出してしまうこと自体が、これは間違いなんだと。したがって、この口座番号に戻してくださいというふうに、やはり申請を受ける手続きをしっかりとやるのが、町の大事なことだろうと思ってございます。その原点に立ち戻らないとだめなのではないかというふうに思います。余りにもこちらのほうで行政サービスをし過ぎている部分が、その口座番号をこちらのほうでそのまま出してしまうと、それに対して変更があれば送り返してくださいというふうなことでやっている、その業務形態が非常にまずいということでもありますので、その点は改めて当事者から申請をしていただくような、そういった手続きをとらせていただいたということでもありますので、その点についてご理解いただければと思います。

3番 履歴をなくしたらというんでなくて、その口座が、例えば奥さんとか、旦那さんとか、口座が複数あるわけですね。そこら辺の恐らく行き違いは、そんなこともあって古い口座に入ったとかというようなこともあったんですけれども、ちょっとやはりサービスが過剰というような町長答弁ありましたけれども、いずれにしても町民の皆様から信頼される役場、そ

こだと思うんです。

それで、今は非常にデータが発達してしまっていて、パソコン、そんな形で、直接会って話す機会がなくて、全部電子データでやりとりできる時代になりますと、やっぱり行き違いも出てくると思います。

そんな中で、私はせめて5年ぐらいでそういったことのないように、再度やっぱりそこで申請していただいて、一旦この口座でいいのか、常にやりとりはしているんですけども、再度区切って直接話をしてやったら、その間違いはなくなってくるのではないのかなど。複数口座あるやつをずっと残しているというのも、ちょっと私は腑に落ちないところもありますけれども、口座はなくなってもそのデータとして履歴管理はできるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺、町民との意思疎通が図られるような対策をもっととっていただきたいというふうに私は思います。

議長 答弁ありますか。

町長 先ほど、5年ごとに新しい口座とかという話がありましたが、やはりその都度口座を指定していただくというのが原則だろうと思いますので、そのことについては、町としてはやはり、昨年と同じだろうということでこちらのほうから申請そのものに前の口座を入れるというふうなことをないようにして、その都度やはり状況に応じて申請をしていただくということが大事だと思っております。

したがって、あとはシステム上の問題もありまして、それができるのかどうかわかりませんが、その支払った口座の履歴というものについてはそのまま残るとというのが、今現在の行政システムの状況であるようでございますので、これは各管内の自治体も同じということでご理解をいただければと思います。

3番 わかりました。

それで、そのデータ入力に関しては、どこまでセキュリティー管理ができていいのか。例えば、担当者が入力したものを再度誰かが確認する……。

議長 時間です。以上をもって、伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時まで休憩をいたします。

午後0時05分 休憩

午後2時02分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第2 議案第1号 令和元年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について

議長 日程第2 議案第1号 令和元年度舟形町一般会計補正予算（第4号）についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

初めに、歳入についての質疑を許可します。

9番 それでは、18ページをお願いします。17の1の1一般寄附金、ふるさと応援寄附金でありますが、先日の予算の内示のときにも話がございましたが、かなりふるさと納税が落ち込んでいるということで、今回の補正で1億円減額をしまして、2億円の見込みというところでございますが、実績等々をお伺いしますと、これもちょっと厳しいような話もございましたが、かつて本町のふるさと納税は10億円近くなつた時代もございます。3割制限とか、さまざまございますが、少なくなってきた一番の要因というのは何だと町長はお考えですか。課長、どうですか。

まちづくり課長 減額になった一番の要因というふうなご質問でございますけれども、舟形町の一番の寄附の返礼品として、米でございます。米の返礼割合というふうなところが、今回の3割、地場産品という規制がされたことと分析してございます。以上です。

9番 そうしますと、この3割の制限が一番の要因だということなんでしょうか。

まちづくり課長 返礼割合というところで、ここが大きく寄附が減った要因というふうに理解してございます。

9番 30%制限は全国统一であって、ほかの町村でまだぐんぐん伸びておる町村もございます。3割だけの制限でここまで落ち込んだというふうには、ちょっと私は考えにくいかなと思っておるんですが、返礼品についてもさまざまご苦労されておるかと思いますが、そのあたり、3割だけなんですか。町長はどういうふうにお考えですか。

町長 一つは、やはり一番大きいのは、今まで3万円で60キログラムいっていたものが6万円で60キログラムというようなことで、寄附する金額に対する返礼品の米としての魅力という部分、返礼割合が減ったためにということがあります。

この3割というものと、さらに手数料、事務費を込めて50%以内に下さいというふうなこともありまして、ただ、今町がやっていることと、例えば寒河江市がやっているところで、同じ60キログラムを返礼するにも、寄附する金額が少なくても寒河江の場合にはできております。これは寒河江市農協さんのほうがふるさと納税業務を請け負っているということもございまして、そういったところで仕入れ値と精米等に関する手数料の部分等々、さらには送料等も含めて経費を抑えることができていることもあって、そのことについては寒河江市のふるさと納税は順調に経緯しているところもございます。

そういったところの我々の見直しというふうなことで、農協さん、さらには大場惣吉商店さんのほうにもいろいろお願いしておるところでございますが、やはり仕入れ値そのものが決まっているという状況の中では、この返礼割合にならざるを得ないということがあります。

そのために、町としてはもっと魅力ある返礼品、さらには今ふるさと納税をしている人と交流、関係人口をふやそうということで、昨年から交流会を設けているような状況で、今ある人たちをまず逃がさない、そしてさらに上積みをしていこうというふうな情報発信とあわせて、先ほど言いました返礼品の割合というものを守りながら、魅力ある返礼品づくりに努めていかなければいけないというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

6番 18ページ、20の5の1雑入ですけれども、合計で2,200万円強の減額になっております。減額になった理由を見ますと、一つは地域コミュニティ助成金が三角の500万円、そしてプレミアムつき商品券受け払い納付金1,720万円の減ということですが、これが減額になった理由はどういったことなんでしょうか。

まちづくり課長 最初に、コミュニティ助成金の減額でございますけれども、今年度、2町内会分を申請してございましたが、不採択というふうなことで、今年度は事業が見送られたということでの全額の減でございます。

それから、プレミアムつき商品券売り払い金納付金のほうでございますけれども、国のプレミアムつき商品券の事業でございます。こちらにつきましては、国の消費税の消費喚起対策というふうなことでございますけれども、こちらの利用を対象者の方に奨励しましたけれども、ご案内しましたけれども、申し込みが少なかったということでの減になってございます。以上です。

6番 これまでですと、地域コミュニティについては、順次、1カ所か2カ所かわかりませんが、毎年該当になるということで、順番待ちのような形でこれまできたわけでありまして、今回このような形で、どこの町内会も該当しなかった大きな原因というのは、国が決めることではそれまでなんでしょうけれども、大きな要因は何だったのかというようなところ。あと、プレミアムはまず、いいです。これ、いきましょう。

まちづくり課長 コミュニティ助成事業の減額ということで、不採択の理由は何なのかというふうなご質問になるかと思っておりますけれども、このコミュニティ助成事業につきましては、宝くじの事業が原資となつてございます。こちらのほうの事業が、28年度からずっと統計をとってみますと、順次減額になってございます。申し上げますと、28年度が、さまざまな事業を展開してございますけれども、総額の事業費として、山形県のほうに1億5,700万円、29年度で1億2,950万円、30年度で1億2,070万円、31年度で1億920万円、このように減額してきているということでございますので、今年度分については見送られてでございますが、ほかの

市町村でも採択になっていることもございますので、引き続き来年度、今年度と同様に申請を続けてまいりたいと考えてございます。

6番 コミュニティーにつきましてはわかりましたが、プレミアムにつきましては、申し込みがなかったというような答弁であります。どうして申し込みがなかったのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

まちづくり課長 申請が少なかったというふうなことでございますけれども、国のプレミアムつき商品券の制度設計上、まず2万円出して2万5,000円分の商品券を購入する必要があるということがございますので、以前のように給付金のような形で全額を国のほうから支給されるというふうな方法と相違する点があったために申請の件数が少なかったものと分析してございます。

議長 ほかにありませんか。

9番 今の6番議員のプレミアムなんです。この事業は国庫事業ですよ、10%消費税の関係。もう一方、商工会でやっているやつがあるんですが、そっちも減額になってはいますが、国のことの話なんです。ちょっと町民としてよく理解できなかったんじゃないかなと私は思っておるんです。ですから、どんなPRをしたのか、郵送でまず送って、その後、送りっ放しでは全然町民が対応できなかったんじゃないかなというところが考えられるんですが、そのあたりはどう考えているんですか。

まちづくり課長 まず、町民の方々への周知でございますけれども、町の広報紙等で最初に5月のお知らせ版でこの事業があることを周知したほか、6月、それから7月というふうなことで、町の広報紙等で対象になられるの方々に対しては周知を図ってきたということがございます。

さらに、この事業に関しては、この事業に加盟するための事業主の協力が必要ということがございましたので、各企業のほうにも、商工会を通じてこの事業への協力をお願いしてきたほか、まだまだ加入が足りなかった企業さんについては改めて周知をするほか、担当のほうで未登録の企業さんに足を運んで登録をしていただいたというふうな経過がございます。

なお、特に非課税世帯の方々、高齢者の方々につきましては、通知を2度差し上げて、この制度の周知に努めてきたという経過がございます。以上です。

9番 確認しますが、非課税の方のほかに、国の国庫事業について対象になる資格の方がございますね。その辺を確認したいと思います。

まちづくり課長 子育て世代分というふうなことで、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主宛てに通知を差し上げてございます。

9番 そういう意味で私のうちにも来たんだと思いますが、見ましたけれども、見っ放しだった私が悪いのかわかりませんが、やっぱり何か興味が湧かないといひますか、さっきの

2万5,000円で2万円という話もあるし。

それで、その登録は、町内の企業さんが役場に登録をした業者だけと。商工会がやっているものと同じということで、限定されているわけですので、やっぱりそのあたりの使い勝手というのが一番の振るわなかつた要因ではないかなと思うんですが、もうこれはこれっきりなんですね。次回ということはないわけでしょうけれども、あわせて商工会のほうも減額になってございますが、そのあたり今後、これから出てきます商工会の振興の条例もございしますが、あのあたり商工会とタイアップしてどんどん進めていかないと、町の商業さんについてもだんだん廃れていくんじゃないかなと思っておりますので、そのあたりも対応をよろしくお願いしたいと思います。

議長 答弁ありますか。

まちづくり課長 ご意見を踏まえまして、これから商工会とも連携をとりながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じく18ページで、ふるさと応援基金。先ほど、町長は、寒河江のほうでは経費を圧縮して伸びているような答弁がありましたけれども、町としては6万円で30キログラムということで間違いはないのでしょうか。60キログラム、1俵。

まちづくり課長 商品を設定する上での価格というふうなことでご理解をいただければと思います。例えば、米1俵当たりの原価として、今、はえぬきですと大体1万4,000円強が価格なのではないかなと思ってございます。これをベースとした場合に、返礼品が3割ということですから、この3倍がまずはベースとなる金額。これに、さまざまな諸経費、例えば精米費であったりとか、そういったものを価格設定すると、約6万円ぐらいになるだろうというふうなことで価格の内容になってございます。以上です。

4番 それはわかりましたけれども、寒河江市のほうが伸びている。米の経費の分が幾ら下がっても、そんなにとんでもないくらい舟形町と差異が出てくるとは私は思えないんです。何割かは下がっているのかなという考えでいるんでしょうけれども、やはり米だけに頼ったやり方が今後も続くようだったら、これはもう伸びていかないんじゃないかなという思いでいますので、今後、米だけに頼らず、新たな商品開発とか、観光に寄与したようなものとか、いろいろ考え方はあろうと思いますので、その辺を伸ばしていかなければならないと思いますけれども、その辺はいかがですか。

まちづくり課長 これからも魅力ある商品ということで、米にかわる商品の開発が重要なのではないかなというふうなご指摘かと思っておりますけれども、現在、舟形町のお礼の品としましては、肉であったり野菜、例えば山菜、鮎の加工品、お菓子、それからマッシュルーム等の加工品など、さまざまな商品のほか、若あゆ温泉のコテージの利用券、県民ゴルフ場の利用券、そ

のほか一般質問でもございましたがみちゃん商品券、こういったものについても商品として現在も掲載をしているところがございますので、こういったところのPRに努めてまいりたいと考えてございます。

4番 いろいろなものが提示されておるわけですがけれども、その中でもやっぱりこれだけの落ち込みがあるということは、これだけでは足りないのかなという思いもありますし、何かもっと魅力のあるものがあればなおいいのかなと。町の限られた財源の中で、ふるさと納税の占める割合がだんだん低くなってきて、いつときは10億円という時代もあったわけですがけれども、そこまで回復するなんていうことはあり得ないと思いますけれども、今後もさらなる努力をしていただきながら、やっぱりふるさと納税が何割かでも伸びるような施策をやっていたきたいという思いでおります。

町長 議員ご指摘のとおりだというふうに思いますし、ただ国のほうでのふるさと納税の趣旨というものは、ふるさとを応援する人たちによってということ、返礼品ではないというふうなことを言われております。そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、ふるさと納税をしている方々との交流関係を持たせていただいて、そういったつながりの中でふるさと納税をふやしていこうと。ふるさと納税の返礼品に頼らないというふうなことも、ふるさと納税の趣旨としてはあるかと思っておりますので、入り口段階では返礼品でもいいんですが、最終的には舟形を応援する人たちをいかにふやしていくかということが大事かと思っておりますので、その両面で取り組んでまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 16、17ページになります。まず、16ページのほうで教育費国庫補助金、ゼロから375万6,000円になっています。これは中学校の環境改善交付金というふうな内容になっているようですがけれども、具体的な内容を教えていただきたいと思っております。

教育課長 375万6,000円の交付金の具体的な内容について申し上げます。

舟形中学校のトイレの洋式化の改修分として、今年度、1,115万7,000円の事業費で実施しております。約3分の1が補助金として交付されるというところで、この金額になっております。以上です。

2番 洋式トイレ化ということで今回答がありましたけれども、これで中学校のトイレの洋式トイレの率はどの程度になるか教えていただきたいと思っております。

教育課長 舟形中学校校舎のトイレの洋式化については、今回これで全て洋式化を完了しております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 14ページ、1の1町民税と固定資産税ですがけれども、予算の内示の際にもちょっと説明を受けましたが、予算の立て方の考え方ということで確認しておきます。

今回町民税で3,000万円、あと固定資産税で2,500万円ほど補正をしております。当然、3月での補正でありますので、決算時においてはさらにふえてくるのかなというふうに思いますが、毎年この予算の立て方で、これまでこういうふうな補正で調整してきたというような説明もありましたが、予算の見通しについて甘かったような話もありましたが、今回このような形で上がってきている。さらには、来年度からはより現実に近づけるような形での予算を立てたというような話でありましたが、今回、このことについて、これまで毎年こういうような形で補正がされてきているという話を聞きまして、私どもがこれを見抜けなかったところについては反省をしているところでありますが、基本的にはこの数字というのはこれまでも毎年あったんでしょうか、補正というのは。

総務課財政係長 3月議会における町税の補正は、毎年しております。以上です。

6番 そうすると、この辺については我々が見抜けなかったというようなところで、非常に甘かったなという反省はしておりますが、来年以降については、より現実に近づいた形での予算措置をしていくということでもありますので、考え方としては、今後については、現実に即した形でやっていくというようなことでいいでしょうか。

住民税務課長 次年度以降につきましては、現実に即した形で予算の積算をしていきたいと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出についての質疑を行います。

9番 では、順次、前のほうから。まず、24ページ、2の1の5でございますが、25ページのほうに財産管理事業費で基金の積み立てが9,500万円。大きくて、大変結構な話でございますが、これ以降、款項目を見ていきますと、工事の請け差とか、除雪費とかがかなり多くて、こういう積み立てができたんだなと思っておりますが、一番大きなのはやっぱり除雪費マイナス5,000万円が大きく影響しているんじゃないかと思えます。

今回の少雪による、言い方がちょっとわかりませんが、好天というんですか、財政に対しての影響ということで、少雪による恩恵といいますか、そのあたりはどの程度あったのか、町長の頭でどういうふうに考えてございますか。

町長 一概に少雪、暖冬のおかげで除雪経費が浮いたというふうなことで、先ほど一般質問の中でもありましたけれども、そのお金が町内の経済に回っていかないというふうなこともあるという認識しながらも、財政的な面からいきますと、2月末までの除雪費用を締めましたところ、これぐらいの経費を落とせるということでもありますので、町としましては一昨年災害復旧費のことで一般財源をかなり多く出しておりますので、そういった意味の中では今回

の暖冬における除雪経費がかからなかったということについては、財政的な面としては大変いいのかなというふうに思っているところであります。

9番 私が聞きたかったのは、額的にどれくらいあれなのかなと。こまいことを言えば、除雪の支え合いとか、雪の交流とか、その全てがなくなったわけですよ。そういう雪関係で、この少雪の状況の中で、今回この補正なわけですけれども、どの程度財政に影響を与えているのか、そのあたりをお伺いしたかったのですが。

町長 基本的には、公共施設等、それから先ほど言った支え合い等のほうの除雪経費等については、まだ3月の状況があるというふうなことで、経費を削減しておりません。現在の状況でいきますと、2月末で排雪経費が3,490万円ほどかからない、これが2月末までの段階であります。これがまるっと浮いているような状況。それから、除雪経費の委託料として、出勤しないためにというふうなことで3,770万円ほどの経費が浮いております。ただ、待機補償費については例年よりも除雪が出ないものですから、これで大体430万円ほど、待機補償費としては町のほうではお支払いをしているということで、そういったことを総体的に勘案しまして、今回5,000万円の減額ということになっている状況です。

9番 大体わかりました。今の状況で、まだきょうもこんないい天気でございますので、ことしの決算でもっともっと経費が落ちるんじゃないかなと思っておるところでございますので、そのあたり十分精査をされまして、先ほど町長がおっしゃった災害の経費もでございますので、できるだけ積み立てなど、そちらに回すような資金繰り等々よろしくお願ひしたいと思います。答弁は要らないです。

議長 ほかにありませんか。

2番 44ページになります。河川費になりますけれども、当初予算に対して補正額が約680万円ということで、11%ほど増額になっているかと思っておりますけれども、これも河川公園か、ちょっとその辺の内容をお聞きしたいと思います。

地域整備課長 河川費の685万9,000円の増についてのご質問ですよ。内容から言いますと、まずは河川公園管理事業については、299万9,000円の減額になっております。続いて、急傾斜地崩壊対策事業のほうが985万8,000円の増になっております。これにつきましては、事業主体が県でございます。町のほうは、事業費の20%を県のほうに負担するような形になっております。それで、場所ではありますが、舟形八幡神社ののり面の工事でございます。今現在、何も工事はなされていないんですが、これが繰り越しで、令和2年度に工事は実施される予定でございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 26ページ、2の1の15、説明欄に危険ブロック等撤去費補助金、三角の114万1,000円とありますが、これまでの実績でいいんですけれども、今回この撤去費補助金を使って、何件が

活用して金額が幾らぐらいだったのかお聞かせ願いますか。

地域整備課長 危険ブロックの撤去補助金でございますが、今年度につきましては1件の申請がございました。それで、富田の方がなされております。補助金額につきましては、5万9,000円となっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 34ページ、3の2の2です。児童措置費で、児童手当支給事業です。マイナス600万円の補正になってございますが、前年度で比べますと、前年度も390万円、約400万円ほど減額になってございます。この扶助費については、予算の段階で人数的につかめないんでしょうか。毎年これぐらいの減額になってございますが、そのあたりはどうなんでしょうか。

健康福祉課長 ただいまの児童福祉費についてのご質問でございますけれども、予算編成時には大体といたしますか、前年度の見込みでしておるわけでございますけれども、それが当初予算の編成時期と時期がずれておまして、最終的な数字を当初予算のほうに見込むことができていなかったためでございます。

9番 今の課長の答弁ですと、できていなかったということは、できるということなんですか、逆に言うと。当初予算の段階で、がちっと人数を固めればできるということによろしいんですか。

健康福祉課長 当初予算のときに確実にできるのかというふうなご質問でございますけれども、なかなかこの辺の数字につきましては、正確には押さえることは難しいというふうに捉えております。

9番 では、この仕組みをちょっと私は理解していないんですが、この児童手当、例えばこのマイナス600万円というのは、人数的に何人ぐらいに相当する額なんでしょうか。人数で、がちっと押さえることはできない仕組みになっているんですか。

議長 暫時休憩します。

午後2時51分 休憩

午後2時52分 再開

議長 会議を再開します。

健康福祉課長 年間の見込みにつきましては、実人数ではなくて延べ人数で積算となっております。そして、その年内での異動もございますので、正確なところは出ないわけなんですけれども、金額を申しますと、3歳までは1人当たり1万5,000円でありまして、3歳以上につきましては1万円となっております。兄弟姉妹がいる場合につきましても、1人目は1万5,000円で2人目は1万円となっておりますけれども、大体600万円というのは子供の延べ人数にしますと400人から四百五、六十人ぐらいの数字となっております。

議長 暫時休憩します。

午後2時54分 休憩

午後2時56分 再開

議長 それでは、会議を再開します。

健康福祉課長 言葉足らずで大変申しわけございませんでした。

400人から450人というのは、今あったように、延べ人数ですとその人数なんですけれども、実人数にすると30人くらいということで、不足のないように少し余裕を持って置いている。あと、申請がないからかということでございますけれども、それについては、生まれた方は出生した時点で、転入してきた方は転入のあった時点で申請をいただきますので、申請がないからということでの未払いというのはございません。以上です。

7番 34ページの衛生費、4の1の2の予防費のマイナス258万5,000円、マイナスになっておるんですけれども、今現在、世間を騒がせておるコロナウイルス、こういったものの処置を加味した上でもこのぐらいなんでしょうか。それを加味しないでこれだけマイナスで出すというのはちょっと早過ぎたんじゃないかなという気がするんですけれども、そこら辺のところを加味した上での減額になっているのか、質問いたします。

町長 現在、新型コロナウイルスについての対応策というものが決まっておりませんし、特効薬もまだできていない段階で、これの予防接種事業等々の話というふうなことはまだできていないと思いますし、国のほうでもその支援体制についてはまだできていないということでありますので、今現在ある予防接種等々について精算をしたということでありますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

7番 そうしますと、例えば今後、新型コロナが蔓延して、町も例えばマスクを配布するとかという措置をとろうとする場合、こういった予防費の中から出さずに、また別の予算のところから出すという考えなんですか。だから最初に質問した、まだやっぱり様子を見ながらこの予防費というのはマイナスで出さずに、もうちょっととっておいたほうがよかったんじゃないかなというような質問になるわけです。ですので、万が一、今後の進展ぐあいによってそういう措置が必要になった場合、こういう予防費で出すつもりなのか、またどこで予算措置をとろうと思っているのか、質問いたします。

町長 やはり新型コロナウイルスというのは、まだ先が見えません。この中でどういうふうに、国のほうで対応しろというふうなことでありますので、まずそういった場合について予備費がございますので、そういった場合については予備費を充当させていただくことになるかと思えます。それで足りない場合については、大変申しわけございませんが、専決予算等々の対応というふうなことになるかと思えます。まだ予備費は今年度使っておりませんので、300

万円ほど予備費がございます。そういったための予備費というふうに理解しておりますので、ご理解いただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

3番 34ページの3の2の3保育所費で、41万1,000円増の補正をしています。これは備品購入とありますけれども、何を購入されたのかお伺いします。

教育課長 備品購入費の内訳ですけれども、4人乗りと2人乗りのベビーカーです。それから、お昼寝用のマットと乳幼児用の椅子ということで、ゼロ歳児用の準備品として事前購入する予定でございます。

議長 ほかにありませんか。

9番 36ページ、37ページです。4の2の1清掃事業でエコプラザの分担金がマイナス300万円ほどなっております。傍聴に前の代表監査員が来てございますが、前回の監査の講評で、ごみの減量に努めましょうと、それが功を奏したのか、これほど減額になっておりますが、何かほかに要因として考えられることがあるのであればお伺いしたいと思います。

町長 その内容等の名称まではちょっと記憶がないんですが、エコプラザもがみの改修工事をしていたものが、その工事費が安価にできたために、エコプラザもがみ費の分担金が減少したというふうなことで、これは最上広域のほうの予算の減額に伴う町のほうの分担金の減額という形になります。

9番 そうしますとエコプラザ本来の事業で、ごみが少なくなって減額になったのではなくて、工事費の請け差が8市町村で分配になって、舟形は300万円になったということなんですか。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

2番 49ページになります。小学校管理事業82万6,000円の増額。これは新5年生教室の面積拡大によるものというふうな記載がありますけれども、これの内容をお願いしたいと思います。

教育課長 小学校管理費事業の82万5,000円増額の内容でございますけれども、現在の小学校4年生が37人ということで、それが新5年生に進級した際に体のサイズが大きくなることを想定しておりまして、現在の既存の教室の広さでは手狭になるということで、棚を撤去移動することによって、教室内を広くするというような措置を行うための予算でございます。

2番 わかりました。37人の4年生が5年生になっても37人なわけですけれども、体が大きくなってどうも教室が窮屈になるところからの82万5,000円という解釈でよろしいでしょうか。

教育課長 その解釈で結構でございます。

9番 違う質問をしようと思ったんだけど、今、2番議員からありました学校の件でお伺いします。

この主な事業の内訳を見ますと、今あった小学生が82万五千何がしで工事をする、中学校については420万円かかるという、その理解でよろしいんですか。その差は何なんでしょうか。

教育課長 中学校につきましても、同様に教室の拡張等の工事の予算なんですけど、中学校につきましても教室の間仕切りの場所を変更して各部屋を広くするというような工事を予定しているんですけども、3階の教室でございます。それをいたしますと、外部階段というのが今あるんですけども、廊下に通じております外部階段の出入り口が教室の中に入ってしまうというところで、廊下側に新たな開口部を設けなければいけなくなりますので、外部階段の工事も同時に行うというところで、金額が大きくなっているところでございます。以上です。

議長 暫時休憩します。

午後3時06分 休憩

午後3時07分 再開

議長 再開します。

教育課長 ちょっと説明が足りずにわかりにくかったので、補足させていただきます。

中学校につきましても、現在の小学校6年生が中学校に上がるときに、今41名の6年生なんですけど、新1年生に上がるときには40名ということで今のところ確定しております。40名になりますと、教室が1クラスで40人学級ということになります。41人ですと、2クラスに分かれるわけなので教室の工事は必要なかったんですけども、40人1学級ということで教室の広さが手狭になる状況でしたので、今回工事が必要になるということになります。

以上、補足させていただきます。

9番 手狭になったのでその工事をするのはわかるんですけども、余りにも、さっき小学校の話がございましたが、小学校が80万円で中学校が400万円もかかると。こんなに違いがあるんですかと、そこを聞いたかったんです。つくりが違うと言われれば、私は専門家じゃないのでわかりませんが、そんなにも差が出るものなのではないかということなんです。

教育課長 工事の内容としまして、小学校につきましても既存の棚を移動する、撤去して再設置するという工事でございます。そのほかの内容はございませんけれども、中学校につきましても、今の壁を取り払って間仕切りの場所を変えるという多少大がかりな工事にはなります。それに伴って電気工事等も必要になってきます。

一番大きいのが外部階段、1階から3階まで通しで外側に階段があるんですけども、鉄製の階段でございます。その3階部分を改修しなければならなくなりますので、その部分の工事が400万円以上かかってしまうというところで、工事費的には内部の間仕切り更新以上に外部階段の改修のほうにかかってしまっているということになります。以上です。

議長 補足説明があるそうです。

町長 小学校は、35人の教室に37人ということで、後ろのほうにある棚を移動すれば少し広く使えるというふうな単純な構造なんですけど、中学校になると体が大きいので、今ある教室の脇にある廊下の部分も潰して教室にしないと40人が入らないというふうなことになります。廊下を潰すものですから、外部階段、要は非常階段が外にあるんですけど、そうすると廊下の突き当りのところに非常階段の入り口があったんですけど、教室の中に入ってしまうものですから、その手前のところから非常階段に通じる外の通路をつくらなければいけなくなるというふうな構造的な問題もございまして、中学校のほうは小学校に比べて工事費が675万円ということで、かかるということです。

大変申しわけありませんが、今回、51ページのほうに675万円とあるんですけど、お渡ししました予算の概要については420万円ということで、ちょっと金額が間違っておったので、その点についてもおわびして訂正させていただきたいと思います。

9番 大体わかりましたけれども、今数字がまた出てきたので、675万円はわかりませんが、先ほど2番議員が国庫補助金375万6,000円は何だと聞いたら、これはトイレの分だよという話だったんですね。そうすると、370万円とこの四百何がし……、違うな。足すと675万円になるんでしょうか。何か数字が合わないんですが。さっきの375万円の国庫補助はトイレの部分じゃなくて、この教室の分が670、全部かかる、その一部国庫補助だという理解なんですか。さっきのトイレの関係はどうなるんですか。

教育課長 先ほどの国庫補助金につきましては、トイレの分でございます。今年度実施しましたトイレの洋式化工事の分が全額でございます。

今回の教室の改修につきましては、補助金の財源は入っておりませんので、基金財源のほうで考えているところです。

議長 斎藤君の発言は既に3回になりました。会議規則第55条のただし書きの規定によって、特に発言を許可します。

9番 そうしますと、この資料の中で、50ページですが、先ほど町長がおっしゃった675万円の内訳、国庫支出金375万6,000円、地方債300万円とありますが、今課長の答弁ですとこの375万6,000円はトイレの分だということで、その残りの675万円からその部分を引いた残りの300万円で教室はできるんですか。町長の話では600万円かかりますという話なんだけれども。

総務課財政係長 当初想定していましたトイレ工事につきましては、過疎対策事業債という起債を充当して実施しようというふうにご考えておったところでございます。

今回の補正のほうで、国庫支出金が入る見込みになったというふうなことで、トイレ工事につきましては国庫支出金と過疎対策事業債の財源振りかえが行われております。加えまして、こちらの教室の拡張工事というふうなことで、675万円の中に、全額、地方債、過疎対策事業債で対応するというふうなことで、国庫支出金ではなくて地方債が670万円充当されての事業

というふうになります。

いや、財源振りかえの分と、新たに追加した分というふうなことを合わせまして予算編成をしたということをご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 暫時休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時19分 再開

議長 会議を再開します。

ほかにありませんか。

9番 52ページです。災害の関係ですが、今回5,300万円が補正で出てございます。農地・農業用施設災害復旧補助金でございますが、これは30年の災害の分なんでしょうか。であれば、今後の見通しといたしますか、30年災害の工事をまだ引きずるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

地域整備課長 まずは、これについては30年に発生した災害のやつでございます。

それで、内訳を申しますと、全体で令和元年度分といたしまして583カ所ございます。農地のほうが486カ所、施設が97カ所あるんですが、それらを当初予算の段階では1億7,216万6,000円という予算を置いていただいているんですが、実績、さらには年度末までの見込みを加味しまして、実績額をはじいたところ、先ほどの583カ所については2億2,520万円になる見込みでございます。よって、今回5,304万円の不足が生じたので、補正をさせていただくところでございます。

来年度につきましては、当初予算に編成しておりますが、51カ所分を計上しております。以上でございます。

9番 そうしますと、来年度の51カ所分で、30年8月災害の分については全て工事も完了する、支払いも全部完了するというところでよろしいんですか。

地域整備課長 そのように完了する予定でございます。以上です。

9番 そうしますと、あわせまして、繰越明許で公共事業の分もございましたが、公共事業についても全て令和2年度で30年8月の災害については全て完了するという認識でよろしいんですか。

地域整備課長 今回、繰越明許としてお願いしている分がございまして、それら公共土木債、さらには農地・農業用施設災害復旧事業について、令和2年度で全て完成する予定でございます。以上です。今年度でした。言葉足らずで済みません。（「繰越明許だよ」の声あり）

議長 では、もう一回。

地域整備課長 言葉足らずで大変申しわけないです。

令和元年度の繰越明許として予算化しておる部分がございます。その分については、令和2年度中に全て完成の予定でございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第3 議案第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで3時45分まで休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時46分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第4 議案第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第4 議案第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

議長 日程第5 議案第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 ここで皆さんにお諮りをいたします。会議時間は午後4時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項の規定により午後5時まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、午後5時まで会議を延長いたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議長 日程第6 議案第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番 また資金、金のやりくりなんですが、114ページに歳入がございますが、平準化債を減額して一般会計から繰り入れしてございますが、これは単純に一般会計のほうの収支がよくなったので借り入れを繰り上げ償還したという認識でよろしいんですか。

総務課財政係長 115ページにございます資本費平準化債というものは、地方債の償還、116ページにあります公債費のほうに充当できる起債というふうなことで、当初予算で見込んでいたよりも借入額が小さくなってしまったために、一般会計繰入金のほうでその分を補填したという内容になってございます。以上です。

9番 当初見込んだ借入額より小さくなったと今説明がありましたが、そこがちょっとわからないんですけども。

総務課財政係長 借入額が小さくなってしまったというふうな内容でございますけれども、平成30年秋口にこの仮算定というものをいたします。それをもとに平成31年度当初予算を編成したわけなんですけれども、平成31年に入りまして、実際の借り入れの県の審査がございます。その中で対象にならなかったものが若干含まれていたということで、その分が除かれてしまったという内容で、借入額が小さくなってしまったという内容でございます。以上です。

9番 そうすると、当初借り入れで対応しようとしておったものが、その借り入れの対象にならなかったという、そういう単純なことよろしいんですか。

総務課財政係長 お見込みのとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議長 日程第7 議案第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 最後の128ページ、129ページです。1の1の1管理費で汚泥処理分がございしますが、汚泥処理委託料150万円の減、先ほどその前の農集排で聞くのをちょっと落としたんですが、これは汚泥が出て処分といいますか、販売に至らなかったといいますか、売れなかったということで、こういう150万円の減が出たんでしょうか。

地域整備課長 まず、公共下水道でありますので、コンポストにはこの汚泥は使っておりません。公共下水道は産廃になりますので処分しております。

それで、本年度分の見込み額を出した結果、このような減額になりました。以上です。

9番 そうすると、公共下水道については処分の委託代金ということで、そんなに量がなかったという認識なんですか。

地域整備課長 そのようになります。

9番 そうしますと、この150万円が減額になって、ことしこれで済んだというのは、要因は何なんでしょうか。

地域整備課長 汚泥処分地なんですが、令和元年度の予算編成時期には、処分地が村山市でございました。それを、今年度舟形町の鼠沢にある建商さんに場所を変更させていただきました。その運搬距離が減った部分が、特にこの要因だと思っております。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

9番 もう一回だけ。そうしますと、今初めてこの話を聞いたんですが、村山から鼠沢の処分場に変更になったというのはどういう理由ですか。何といいますか、折り合い悪くなったとか、

何かそういう確固たる理由があるんですか。

地域整備課長 舟形にあります建商さんでも受け入れ体制が整っておりましたので、運搬費を使って遠くに搬出するよりは近場で処理したほうが良いということになりましたので、また金額も安かったものですから、そのようなことにさせていただきました。

9番 安いにこしたことはございません。では、今まで何で町内の鼠沢の処分場に持っていかなかったんですか。その受け入れ体制がまだ整っていなかったということなんですか。

地域整備課長 おっしゃるとおりでございます。今度は受け入れ体制が整っておりますので、近場の場所を町として選定させていただいた形になります。

9番 そうしますと、これ以降はずっと舟形町内のその処分場に運ぶということで、そこに運んでくるのは本町だけ、他町村で実際に今やっているところはございますか。

地域整備課長 ちょっと手元に参考となる資料がないんですが、情報によりますと、他の町村も管内で運んでいる町村がございます。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8 承認第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の承認について

議長 日程第8 承認第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 専決処分したことについては、まずいたし方ないなというふうに思います。死亡事故に至らなくてよかったなと思いますけれども、この場所と事故の概要の説明にあります舗装劣化によりあいていた穴、この大きさ等の状況についてももう少し詳しく説明をお願いします。

総務課長 場所につきましては、舟形小学校前の舟形一関線のちょうど除雪格納庫が新しくでき

たところであります。ちょうど昨年、除雪格納庫を建設の際に、下水道管の取り出しマンホールを設置して、そのマンホールの周りを仮舗装しておいたところ、そこが劣化しまして、大体大きさとしては30センチメートルぐらいの楕円形の穴でありまして、深さは15センチメートルほどというふうな報告を受けております。

7番 そうしますと、やっぱり大きい穴かなというふうに思います。これは議員をしていると結構そういう相談が来るんですけれども、穴があいていますよとか、直してくださいと。例えば言ったとしますけれども、そうすると町の回答というのはほとんど、業者に発注していますという素早い対応をとっていただいているケースが多いんですけれども、こういう場合というのは業者の責任ということはないわけですか。受けた業者側の責任ということはないんですかね。つまり、もう発注しているわけですよね。この件に関してはどうだかわからないですよ。発注していたとしたら、発注し終わって受けたとなったら、受けた側のその責任というのが出てこないのかなというふうに私は思うんですが、そこら辺のところを質問いたします。

総務課長 8月10日現在のその周辺についてはですが、道路も仮舗装とはいえ完了しているという状況ですので、当然道路管理者としての責任が問われるというふうな状況であります。

議長 ほかにありませんか。

4番 事故があったわけですが、あのとき工事等を発注したわけです。町のほうで発注しているわけですから、あのとき感じたことは、事故があってから歩道工事のほうに虎ロープ等で柵をつくったような状況、このときはなかったわけですよ。やっぱり子供もいるわけですから、ああいう道路工事を発注するに当たっては、やはりその安全管理というものは町としてもきちっとしていかないと大変なのかなという思いがありますので、今後そういうときには虎ロープでも何でもいいでしょうけれども、そういうふうにして、子供とかが入らないような対策をとっていく考えはあるのか、お伺いします。

地域整備課長 まずは、当該箇所については、町のほうの歩道整備工事の施工箇所でありました。8月10日の時点では、一通り全体の半分ぐらいは発注しておりまして、工事は一通り完成に至っております。それで、その時点では歩道整備工事は発注はしておらなかったんですが、先ほど総務課長が申しましたとおり、除雪センターの下水と水道の取り出しについて仮復旧で一応完成に至るといように設計上になっておりまして、そのような形で除雪格納庫も引き渡しを受けております。

ただ、道路構造上、仮復旧ではまずいので、本復旧については次期工事を予定しておりました歩道整備の中の舗装工事に対応しようということを考えておりました。そんなさなかに事故が発生してしまい、私たち担当課としても十分管理はしておったつもりであります。車道幅員については十分現道が残っておりますので、車両通行上は問題ないかなと判断し

ておりました。ただ、今議員おっしゃるとおり、やっぱり子供らの通学路でもありますし、隣り合わせて前段で発注した工事が舗装がまだ復旧していない状況で完成に至っておりますので、今後はやっぱりそのような工事現場と現道の境にバリケード等を設置して、工事発注、さらには管理をしていかななくてはいけないと反省しているところです。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

2番 私のほうも一部、9月の定例会で、道路、特に県道関係で一般質問をさせていただきました。その後、やっぱり地域の住民の声で、道路がどうも傷んでいるというふうな声があると、地域整備課長のほうに相談に行ったりしているんですけども、今回の場所に関しましてはこういうふうな対策を打っていると思うんですけども、やはりこれと同じような見方で町内の場所、道路、その辺を水平展開してみて、それで初めて対策というふうなところまでつながると思いますので、そういうふうな見方もなされたのか、まだしていないのか、あわせて確認をお願いしたいと思います。

地域整備課長 町内の道路管理に関することのご質問と思いますが、引き続き担当課としましても、限られたスタッフの中で日々やっておりますが、いろいろ現場等もありますし、定期的なパトロールは行っておりますが、外に出向いた折には十分そこら辺も考えながら道路の状況を管理していきたいと思います。

また、いろんな方々からのいろんなご連絡が入りますので、そういう場合は、まずは現地に outward しまして状況を確認してくるよう努めておりますので、引き続きそのような形で管理していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

2番 ぜひそういうふうな目で、災害があったときですけれども、特に水平展開というふうなところで気を使っていたきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

ここで、文書配付のため暫時休憩いたします。

午後4時24分 休憩

午後4時25分 再開

議長 会議を再開いたします。

本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいま配付しました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これからの議事は、追加議事日程に従って進めます。

追加日程第1 発議第1号 舟形町総合発展計画に係る議会の議決に関する条例の設定について

議長 追加日程第1 発議第1号 舟形町総合発展計画に係る議会の議決に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

本会議は、あす5日午前10時より再開いたします。9時45分までご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時29分 散会

令和2年3月5日（木曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和2年舟形町議会第1回定例会第3日目

令和2年3月5日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤 秀 樹
副町長	庄 司 雅 人	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八 畝 照 光
会計管理者	須 貝 孝 子	総務課財政係長	八 畝 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊 藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長	小 野 芳 喜	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	代表監査委員	齊 藤 徹
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	監査事務局長	相 馬 昇
地域整備課長	伊 藤 武 美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 昇 主 事 伊藤 優

議事日程

日程第1 議案第 7号 舟形町小規模企業振興基本条例の設定について

日程第2 議案第 8号 舟形町特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第3 議案第 9号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第4 議案第10号 舟形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 舟形町舟形若あゆ温泉「清流センター」等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第7 議案第13号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第8 議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第7号 舟形町小規模企業振興基本条例の設定について

議長 日程第1 議案第7号 舟形町小規模企業振興基本条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 このたび小規模企業振興基本条例を制定するという提案ではありますが、提案理由の中に、小規模企業のなお一層の振興を図るといふ提案理由ではありますが、これまでも町ではいろいろな施策をして振興を図ってきているところではありますが、この条例をつくることによって町として新たな何か施策を考えているのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 今後の新たな施策はということでございますけれども、第7次基本構想の第7次発展計画が次年度から始まるということもでございます。当初予算の審議の中でも審議していただく内容になってございますけれども、新たに小規模企業者の方々が今の現状を鑑み、新しい町外の方からも商店に来ていただけるような研修会等を計画する、こういった予算も盛り込んで実施していきたいと考えてございます。以上です

6番 これまでもいろいろな施策をやりながら町としてもやってきた経過がありますが、なかなかその成果が見えてこないというのも現実だろうと思っているところです。そういった中で、この基本条例を制定し、そしてまた商工会とのつながりも強化しながら振興を図っていくという考えではありますが、もう少し具体的に、悪いけれども、商品券をもらってもなかなか使える場所がないとかいろいろな問題もあるわけです。そういったところも勘案しながら、この条例を機になお一層の振興というところに町としても頑張っていたいただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 この条例につきましては、議員おっしゃられるとおり、今まで町として、商工会、中小、小規模の事業者について支援をしてきたということがありますが、この条例は、町、商工会、そして小規模事業者、そのものの役割を明確にし、今後もその方々に支援をしていくという宣言をしている、そういう条例だと思っております。したがって、今までの町の姿勢は何ら変わらず、さらにこの役割の中でそれぞれ頑張っていきたいという条例だ

と思います。

したがって、この根本にあるのは、この条例の中にもありますが、自主的な創造的なそれぞれの小規模事業者が考えていただくことを町では支援していくということでありまして、まずはそちらのどんなアイデアが出てくるのか、それに商工会、そして町がどうかかわっていくのかということのサポート体制をしっかりと今後もやっていくということでありまして、町が直接的にこうやりなさいというものではないのではないかと考えております。

議長 ほかにありませんか。

9番 それでは、今6番議員から話があって大体のことは7次の計画なり令和2年度の新年度予算に組み込んでいるということですので、中身についてお伺いしたいと思います。

例えば4条の基本施策です。町の施策として、3号に人材育成及び雇用とございます。人材育成及び雇用、具体的にどんなことを町としてやっていくのか、そのあたりをお伺いします。

まちづくり課長 どのような施策ということでございますけれども、小規模企業のこれからの考え方ということでございますけれども、これまでの企業の継続ということ、さらには今までの同じ取り組みでは、今後の環境の変化、社会情勢に経営のスタイルを変えていく必要があるということが考えられると思います。こういったところを商工会と連携をして、こういったことが今の小規模事業者の人材育成なり雇用の安定に資する施策で何が必要なかを改めて協議をしながら、いろいろな施策を考えながら展開していきたいと考えてございます。

9番 何か、わかったような、わかんないんですけども、人材育成と明記しているわけですから、その人材育成をどんな形で町として施策をして応援していくんですかと、そこを聞きたいんです。

まちづくり課長 小規模事業者の方々がどういうふうにやっていきたいのかということをもっと大事にして、それを町でどのように支援していくのかということを決めているということですので、小規模事業者の需要に応じた、考え方に応じた内容について支援していきたいということでございます。

9番 ちょっとまだかみ合わないですね。人材育成といえれば何か研修会なんかして、人材といいますか、資質とか向上する、それが人材育成かと私は思うんですが、何か課長の答弁ですとはっきりしない、企業側が考えているようなことを応援するんだという話はわかりますけれども、ここに明記している人材育成、あと4号の事業承継の促進、このあたりもよくわからないんですよ。そのあたり、ここに明記する以上はしっかりと町でこういうことをやるんだよということをはっきり考えておかなければいけないんじゃないかと思いますが、町長、どうでしょうか。

町長 先ほど6番議員の答弁の中でも申し上げましたが、これはこれからも商工会なり小規模事業者を支援していくという宣言をしたということでありまして、その中の第1条の目的を達

成するために、町の基本的な施策としてこういったことも支援しますよと列記しているわけ
でございまして、あくまで我々は商工会のプロでもないし、そういう中小企業の方々の要望
というもののプロではないので、商工会なりその事業者等が必要だというものがあるって、町
でそういったことに対して支援をしてくださいと言われれば、そのことについては、ここに
列記している7号のことがあるので、町としてはしっかりその分野も支援していくというこ
とでありまして、町がこういうことをあらかじめ想定した支援ということではないと私は理
解しております。

議長 ほかにありませんか。

2番 これの9ページですけれども、小規模事業者というのは町内に事務所または事業所を有す
るものということが書かれてありますけれども、この小規模企業に該当する町内の企業とい
うのは大体どのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 商工会からいただきました会員数が基本になるかと思えますけれども、151の
事業所が小規模企業の事業者に当たる数字と理解してございます。

9番 先ほどの町長の答弁なんですけど、これからやっていくんだということ、それはわかりまし
た。であっても、こういうものをつくる以上は、ここに明記する以上は、書いているうちは、
これは何なんだと言われれば、すぐ何といいますか、裏づけとなるものを持ってなければい
けないじゃないですか。これからだというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんだ
けれども、私が言っているのがおかしいですかね。

町長 何度も申し上げますが、これはあくまで小規模事業者等々を、そして商工会をそれぞれの
役割分担の中で応援をしていきますと、町でその姿勢を示したもので、その応援する分野を
この7項目にわたってこういったことを応援しますということでありまして、具体的にどう
いうことということについては、やはり商工会であったり小規模事業者から出てきたもの
について我々がそれを支援していくという形であると思っております。それぞれの小規模事業
者等についての指導というものは我々よりも商工会のほうが強いと思えますし、その中でい
ろいろもみ南部商工会、さらには北部の商工会、県全体の商工会を通じて、こういった研
修とか人材育成、さらには振興策というものについていろいろ検討していただいた上で、町
でその応援をしていくということだと認識しております。

議長 ほかにありませんか。

4番 10ページ、新事業の創出及び企業支援に関する施策とありますけれども、新事業といつて
も、確かに小規模事業者は減少が加速しているような状況で、何年か後にはかなりの店もな
くなっていくんじゃないかと懸念されております。きのうここを出たときにある町民から呼
びとめられて、「おめえら10人も町会議員がいでで、町の町民のニーズに応えらんねえの
か」と言われた経緯があります。確かに、小規模企業の支援も確かに絶対必要だと思います。

ただ、町民が求めているニーズというものもそこにはあるわけですので、町がここにかかわるのであれば、そういうニーズも含めて商工会と話を持っていくべきだと私は思うんですけども、どのようにお考えですか。

町長 毎年、商工会のほう、そして舟形支部長の方ともお話をさせていただいておりますし、いろいろな要望もいただいております。したがって、商工会、そして商工会の会員の皆様方との意思疎通はできていると思っております。改めまして町がその小規模事業者一人一人にということの組織体系ではないと思っております。あくまでもがみ南部商工会舟形支部というものがあって、そことの関係がありますので、そこについてはそのようなご理解をしていただければと思います。

4番 それは理解するんですけども、事業者が主体となってやるというのはもちろん当たり前のことなんですけれども、町としては町民のニーズというものもある程度頭に入れて商工会とお話、今後も進めて、町長、首傾げて……。やはり大事なんですよ、正直言って。お年寄りの方々が、「ニコットできたからいいべ」と言ったら「そんな遠いどこまで行ってらんね。歩いて行くんだで」と言われることも一つの考え方だと思います。そういうことができるかできないかも含めてですけども、町民目線、町民ニーズというものもここには反映していかなければならないと思いますので、やっぴいかなければならないと思います。

議長 質疑の途中でありますが、ここで10時30分まで休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時31分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

4番 大変いい条例をつくっていただいたという認識は私にもあります。こういうものを小規模事業者だけでなく、町民のためにも有効に活用して、町民のための、事業者とともによりよいものをつくっていただかなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

3番 1点だけお聞きします。

10ページ、町の責務でございます。第5条の2項に、最後のくだりに「住民の理解を深めるよう努めるものとする」というくだりがあります。これに関して、町の責務でありますけれども、どういった形でこういうことを持っていくのかなということをお聞きします。

まちづくり課長 住民の方々からどのように理解を深めていただくかということかなと思いますけれども、今、商工会でも事業展開をしている町内の商工会の活性化のためのいろいろな商品の消費拡大であったりとか、めがみちゃん商品券の活用であったりとか、そういった事業に町民の方々からも理解をいただいて、消費拡大に努めていただけるような周知をお願いします。

ていくものと考えてございます。

3番 方法論をお聞きしたいなど。例えば、町報によってそういう活動しているよということ町民の皆様にお知らせするとか、そういったもの、こういった形で町民の皆様にお示しをするのかなということをお聞きしたところです。

町長 このことは、小規模事業者なり商工会を支援することについて、一般の町民の方にその内容をお知らせしながら理解を得ると、そういう項目だと思っております。このことについては、1期目もそうですが、地元で中小の商工業者がいないと周りに住んでいる高齢者の方々等が非常に困るんだという思いの中で今までいろいろ中小商工業者の持続可能な支援事業等を展開してきております。

したがって、改めてこの施策ということではなくて、町でこういう応援をしますということをしっかりとはまず申し上げるとすることは広報等でもできるかと思いますが、これにつきましては議会から請願を受理していただいて町で提案しているということで、この条文等々の内容等については商工会の請願者の方々から来たときにある程度理解をしていただいた上での内容だと思っております。

したがって、具体的などころではなくて、町で今までも一生懸命支援をしてきましたが、改めてこういったものについては町で今後条例化して支援をしていくと、そういう中身のものだと思っておりますので、個々具体的なことについての内容等について、今後やはり商工会、そしてそこに参加している小規模事業者との連携のもとに進めていくものだと思っておりますのでございます。

議長 ほかにありませんか。

1番 小規模法というのが平成26年にでき上がって、それを各県内の市町村で町独自に置きましょうという形でありましょうけれども、さっき言った151店舗、いろいろな業種があるにしても、この間ちょっとそのリストを見させていただいたんですけれども、この事業所まだやっているのかなという業者とか、あとは商工会に加入していない業者もあるようなんですけれども、その点は町として言うべきなのか、商工会で何とかしてくださいという形になるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長 答弁ありますか、今の質問に対して。

1番 もう一回。商工会に151の企業的なものをもう一度再確認していただいて、この業者はやめたんじゃないのかという業者も何件か見えたので、その辺ちょっと確認とっていただいてもいいですか。

町長 商工会にそれをお願いすることは可能かと思えますし、前段、一般質問の中でお話をしたかどうか、全員協議会の中でお話をしたかどうかわかりませんが、その会員数が150を下回ると中核的な商工会ということで、なんとか指導員が1人減らされるということもある

と聞いております。したがって、150という数については南部商工会としても必要な数なのではないかと思っております。

したがって、我々は商工会にその数を聞いているという状況でありますので、それを確認してどうこうということで、特に何か必要な事項があるとなればそれは町でも行いますが、それをもって何かなるということでもないようでありますので、あくまで我々はその小規模事業者も助けますし、商工会も助けるという立場でこの条例を提案しているということですので、その点についてご理解をいただければと思っております。

なお、商工会に叶内議員から言われたことについては連絡をしたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第8号 舟形町特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第2 議案第8号 舟形町特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。

7番 それでは、この議案書の中の年額報酬を記載されているところの、12ページで言うと社会教育委員年額2万1,000円、青少年育成推進委員2万1,000円、次のページめくっていただいて、統計調査員年額1万円、ずっと見ていただくと鳥獣被害対策実施隊員ということで年額2,000円、議員以外のところをとって見ているんですけれども、議員報酬じゃない、監査委員、農業委員、こっちじゃなくて、こっちの下の方の年額記載の方に対して、この年額報酬の金額の決め方というんですかね、そこをまず質問したいと思います。

つまり、そのほかに出勤したとき何か、例えば統計調査員だったら調査をした日に日額何ば

出ますよ、あるいは鳥獣被害対策隊員に出動したら日額何ぼ出ますよと、そういう年額以外に日額の規定があるんだったら、そこをまず質問させていただきます。社会教育委員と青少年育成推進委員も日にちとして出た場合に幾ら支払っているのか、そこら辺のところを質問いたします。

総務課長 これの金額につきましては、報酬委員会で設定なっておりますが、基本的には条例でその金額を設定してございます。

ただ、議員ご質問で年報酬についてということと、そのほかに出動なり調査なり出た場合ということなんですけれども、それにつきましてはそれぞれ委員で違います。例えば統計調査員につきましては年額1万円となっておりますけれども、その年その年に国・県の調査に応じて委託金が来ます。その委託金を報償費としてお支払いするという格好になってございます。あとそれぞれ年額については追加の活動とかそういったものが条例等で規定になっている分には追加になっているとなっておりますので、個別の条例での設定につきましては担当課でわかると思いますが、基本的には条例で定められていると。年額もしくは日額というものについては全て条例で設定されているということで、報酬審議会を経て設定になっているとご承知いただきたいと思います。

教育課長 今ご質問にございました社会教育委員、それから青少年育成推進員につきましては、年額の報酬として定めておまして、個別に出た回数によつての支払いというのはございません。年間の活動日数というのは年度当初に想定するわけですが、1回幾らという形ではなくて、年間で回数に差があってもこの金額でお願いしているということでございます。

農業振興課長 鳥獣被害につきましては、実施隊、こちらでお願いして出ていただいた日数に関しましては1日6,000円出ております。あと県からも半額の補助あることで、掛ける日数分になります。

7番 そうしますと、前段の社会教育委員、青少年育成推進委員は年額でのみ2万1,000円というのが決まっていると。統計調査員の年額1万円に対して鳥獣被害対策隊員が年額2,000円、この2つに対しては出動に関してその日当を出すということになっておるようではございますけれども、鳥獣被害対策実施隊員の年額2,000円というものに対してちょっと私は安過ぎるんじゃないかと思えます。たとえ出動した日に6,000円、県が半額補助、これは幾ら、何に対して半額補助を出すのか、6,000円の半分を県が出すという意味なんですかね。だとしても、年額というのは人を確保するという意味での、しておくという意味での年額に対して、果たしてこの2,000円というのは統計調査員の1万円と比べても余りにも安過ぎるんじゃないかと私は思いますけれども、その辺のところは精査をしてこの案というのを出してきているのでしょうか。

町長 実施隊の隊長が私であります、この実施隊をつくることで、今まで猟友会に鳥獣駆除をお願いしておりました。そのときは1日6,000円をお願いしておったんですが、そこにはい

ろいろな費用の部分も含まますので、それだとなかなか隊員も集まらない、隊員といますか、駆除をする人たちが集まらないということもございまして、実施隊を組織することで国からの、国を通して県からの補助金も来ますということがあります。

そういった中で、この隊員を私のほうで委嘱するんですが、その委嘱する先は、猟友会から推薦を受けた、その猟友会のメンバーを実施隊として推薦をするということでありまして。その猟友会の方々といろいろお話をした結果、別の実施隊の運営費ということで来る補助金があるので、この隊員に対する年額についてはこの2,000円で十分ですという猟友会からのお話があって2,000円に決定したものであります。

総務課長 先ほど7番議員から、新たに設定した金額ではありません。先ほど申し上げましたとおり、法律が変わって、特別職の厳格化を図るという意味で委員を特別職として整理したとご理解いただければと思います。

7番 そこで、私一つ問題点として考えているのが、猟友会から2,000円で結構ですと町長は言われたと言っていますけれども、例えば猟友会に人がたくさんいて、まずまず猟友会に入るのを待って下さいみたいな状況であれば、そういう状況の中での猟友会であればいいと思うんですけれども、例えばこの年額を人の確保や鳥獣被害が近年多発しているので1万円にして、対策するために人の確保もしたいと思うから1万円にしたいという案を出したとして、町がしたとして、いやいやそれは結構ですと言うものでしょうか。そこに私はこの年額1万円というものに対して人の確保をしておくという町の姿勢が見えないと私は思うんです。例えばそういう……。ですから、この年額2,000円というのは、鳥獣被害対策隊員を確保しておくという意味では余りにも年額が安過ぎると私は思います。

町長 基本的に今まで町は猟友会に運営費補助ということで多分25万円ぐらい補助を出しておったんですが、それではやはり猟友会のメンバーを確保するのは難しいという話になりました。そういった中で、今、有害鳥獣がふえてきているという現状を鑑みて、この有害鳥獣駆除実施隊というものを組織すると一つはこういった特別職になりますという前提があって、町の公務員特別職ということになるんですが、全ての猟友会のメンバーが実施隊の隊員になっているわけではありません。その中から選抜していただいて、猟友会で選抜していただいて、そのうちの21名を実施隊としているということでありまして。実施隊をすることで、その実施隊を形成することで猟友会にそういうメンバーを確保する補助金も来るんです。これが120万円ぐらいあるはずなので、要はその分、年額は低くても、その運営、実施隊を組織するための必要な猟友会の支援という部分でも使えるお金が別にいっぱい来るようになったので、この2,000円で猟友会はいいいですよということの話なんです。

要は、特別職としての年収は、ほかの町村も大体このような低い年額に抑えておいて、補助金をいただいたことでその猟友会の運営費の補助に回るものがあるのではということなので、

猟友会のメンバーを確保するためのものということでの考え方だとは思いますが、そういうことではなくて、これは実施隊を組織することで新たな補助金に来て、それをもって猟友会の運営ができるということになってきておりますので、2,000円が1万円になればそれは喜ぶかもしれませんが、それをもって猟友会のメンバーがふえるということにはつながってっていないというのが今の現状でございます。

7番 3回目の質問でちょっと私は勘違いしていたところあったと思うんですけども、この2,000円をもらって町の特別職として働く猟友会の方がいたほかに、ほかにも猟友会の方がいると。こういうことなわけですから、ですよ、そうしますと、今全体で何人いて、何人その特別職になっているのか。一問一答なんですよ。ですけども、結局町が猟友会に出動要請をしたときに、ここの報酬対象の方だけが駆除に行くのか、それともほかのメンバー、特別職になっていない方も応援を頼んで駆除に行くのが重要になってくると思うんですよ。そこで、ここの年額をもらっている方だけならいいと思うんですけども、そこら辺のところの整理というんですか、人の使い方というのを把握しているんでしょうか。

町長 実施隊として出るというのは有害鳥獣駆除ということでありまして、それはその実施隊になっている人しか行くことができません。この方々だけです。21名の方々の中から有害鳥獣駆除に行きます。あとそのほかに一般狩猟として熊を捕まえたりとか鹿を捕まえたりとかということは認められておりますので、それは猟友会の方々の行事というか、そういうことでありまして、有害鳥獣駆除実施隊と猟友会の狩猟とは線が引かれております。

議長 ほかにありませんか。

6番 確認ですけども、今回提示されました内容等を見ますと、これまで民生児童委員の推薦委員会というか、会議等があったわけですが、そういったときに報酬等が出されていたようなことがありましたが、現在においては民生児童委員の推薦会議委員会というようなことはなくなったということでしょうか。

総務課長 これにつきましては、改正地方公務員法の第3条第3項に具体的に明示されております。その中で推薦委員会については該当しないということで確認をしておりますので、今回特別職からは外させていただきました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第9号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第9号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 舟形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第10号 舟形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 舟形町舟形若あゆ温泉「清流センター」等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第11号 舟形町舟形若あゆ温泉「清流センター」等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、この提案の中の新旧対照表のそれぞれ5倍の部分と2倍の部分について質問させていただきます。

昼夜とか午前、午後とかさまざまあるんですけども、この5倍をいただいている、今もあるのかどうかかわからないですけども、マッサージとかそういう健康器具を試して使っていただくとかそういった方々からも、今現在も、もしあればですよ、いただいているという経過があつてのこの提案なんでしょうか。今まではいただいてなかったんでしょうか。

まちづくり課長 営利を目的として使用する場合ということでございますけれども、その営利の内容によりまして判断をしているという現状でございます。その内容が集客につながるという内容という判断がありましたら、こちらについてはもらっていないという現状がございます。このことにつきましては、指定管理料という条例に基づきまして対応しているという現状でございます。

7番 私の記憶でしかないんですけども、詳しくは正確じゃないかもしれませんが、歌謡ショーとかあつたかなと記憶しております。それと、例えば廊下を歩いて行ってマッサージとか、要するにそういった健康器具を試して使っていただくときに500円払ったりとかというのがちょっと記憶にあるんですけども、そういった場合の判断基準ですかね、営利を目的とすとかしないとかというものの判断基準というのはあるんでしょうか。

まちづくり課長 その点の判断については指定管理者の判断に任せられている、委ねられているということでございますけれども、この件に関しましては、例えば今ご質問にありました歌謡ショーであったりとかは、例えば主催がどこなのかとか、振興公社が主催であればそういったものは当然いただかないですし、そういった事情に応じて判断をしているという現状でございます。

7番 そうしますと、今ここで私が何回もロビーの脇のマッサージとか聞いていますけれども、それはわからないということですか。あくまでも向こう側の判断で、町は余り関与していないと私は聞こえるんですけども、わかるんだったら、もらっているのか、もらっていないのかも含めてそこら辺のところを詳しく答弁してください。

まちづくり課長 ご質問のマッサージについては、使用料はいただいているということでございます。

議長 ほかにありませんか。

9番 今回、全面的に料金改正したわけですが、今年度の利用実績と人数等を勘案して、改定した後の料金の試算といたしますか、温泉の経営に与える影響といたしますか、それを試算しているのであれば答弁願います。

まちづくり課長 経営状況の試算というご質問でございますけれども、若あゆ温泉から平成31年度におけることし1月までの温泉の入浴者数の状況等資料をいただいておりますけれども、近隣市町村の同様の施設の経営状況なんかもございまして、昨年度と比較しますと、1月現在で平成30年度12万1,298人、今年度12万7,218人、5,920人ほどふえてございます。先ほど申し上げたとおり、近隣市町村で同様の施設が閉館したということで、利用客については伸びているという現状にあるかなと思います。

さらに、今回コロナウイルスの関係で宴会等の状況についてもお聞きしましたところ、まず温泉の利用客については、日中の利用客については若干減ってきているということ、それから夜間については同様の利用者がある見込みと。宴会については利用者の方からお断りの連絡があったり、また振興公社としても宴会は控えたい、3月中は控えたいという方針を持っているということもございまして、こういったところも鑑みますと温泉の利用料金についてはふえる見込みだろうと思いますが、この3月の状況に応じてはどうなのかなと思います。

実際に来年度に向けてですけれども、こういった施策を講じて見晴らしがよくなり、また小部屋ということで利用の増進を図るということから、利用料金についてはふえる見込みと考えてございます。

9番 私の言い方が悪かったか、済みません。この12万人何がしの温泉のお客さんいますけれども、その方が例えば大ホールを使ったり小宴会場を使ったりやっているわけですね。その実績を見て、この料金を改定した影響はどれくらいですか、それを聞きたかったんです。

副町長 大広間の利用でございますけれども、平成30年度の実績で申し上げますと約5,500名が利用してございます。今回利用料金50円アップしておりますので、5,500人に50円を掛けますと約25万円程度、実質的には半年間、冬期の間は暖房料を徴収しておりますので、実際に今回冷房料をいただくのは半年分になります。ですから25万円の約半分の12万5,000円が公社の収入として入ってくるという計算になっております。ただ、大広場がリニューアル後は若干

減ってございますので、実際の収入は若干減っているかと思うんですけども、今回の使用料、特に健康増進室、研修室、ロビー等につきましては、なかなかこの使用料条例に基づいて徴収するものが数ございませんので、一番大きいのは多目的交流ホールの個人の使用料ということで考えております。

9番 こういう料金を改定するには、改定する影響とかそういう試算をして金額を決めると思うんですよ。ですからそういう質問をしたわけですし、大広間はこういうことでわかりますけれども、そのほか今余りつかめないという話でございしますが、それぞれしっかりと精査をして料金改定をするべきではないかなと思って質問しました。答弁あればお願いします。

まちづくり課長 料金の算定につきましては、ご指摘を承りましたので、こういったところ今後の改定に努めてまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時02分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第6 議案第12号 町道路線の認定について

議長 日程第6 議案第12号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議長 日程第7 議案第13号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について

議長 日程第8 議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第15号 令和2年

度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算、以上7会計議案を一括上程いたします。

朗読・説明を求めます。

総務課財政係長（朗読、説明省略）

議長 ただいま上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。

議案第14号から議案第20号までの7議案を審査するため、10名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して審査する方法でいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、10名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第3項の規定により、全議員10名を指名したいと思えます。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、ただいま指名した全議員10名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、休憩をし、予算審査特別委員会の正副委員長互選のため、予算審査特別委員会を招集いたします。

ここで、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後1時24分 休憩

午後1時31分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長互選の結果を報告願います。

6番 それでは私から、舟形町予算審査特別委員会を開催し慎重に審議した結果、委員長には石山和春議員、副委員長には伊藤欽一議員と決定しましたので、ご報告申し上げます。

議長 ただいま奥山議員より報告がありましたように、予算審査特別委員会委員長に石山和春議員、副委員長に伊藤欽一議員が選任されました。

これにて予算審査特別委員会正副委員長互選の報告を終わります。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月10日まで休会いたします。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本会議を3月10日まで休会いたします。

本日はこれにて散会します。

午後1時32分 散会

令和2年3月11日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

令和2年舟形町議会第1回定例会第4日目

令和2年3月11日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
副町長	庄司雅人	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八畝照光
会計管理者	須貝孝子	総務課財政係長	八畝幸仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤武美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬昇	主事	伊藤優
--------	-----	----	-----

議事日程

日程第 1 議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

- 議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について
- 日程第2 議案第21号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 議案第22号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 議案第24号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 議案第25号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 議案第26号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 議案第27号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 議案第28号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 議案第29号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 議案第30号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第23号 舟形町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第31号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第32号 舟形町人権擁護委員の推薦について
- 日程第6 議案第33号 舟形町人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 議案第34号 第7次舟形町総合発展計画基本構想及びそれに基づく基本的な施策の策定について
- 日程第8 議案第35号 舟形町副町長の選任について
- 日程第9 議案第36号 舟形町教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第1 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第10 閉会中の所管事務調査報告
- 総務文教常任委員会
- 産業振興常任委員会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時02分 再開

議長 ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから9日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

-
- 日程第1** 議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について

議長 日程第1 議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算、以上7議案について議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。石山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 令和2年3月11日 舟形町議会議長 八楸太殿。予算審査特別委員長 石山和春。

予算審査特別委員会審査報告。

令和2年3月3日招集の3月定例会において、3月5日に付託されました議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算、以上7議案につきまして、本委員会は3月5日より3月9日まで5日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議長 ただいまの委員長報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「議長」の声あり)

議長 それでは、これより討論を行います。

暫時休憩をいたします。

午後1時06分 休憩

午後1時07分 再開

議長 会議を再開いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

4番 それでは、私から反対討論させていただきます。

都市防災施設整備事業の中の新しく建設予定の防災拠点施設について反対します。

その理由として、当町において2年続けて豪雨災害が起き、町の財政も大変厳しい状況の中、たとえ国の補助金があっても、多くの町民が望んでいない事業に2億6,000万円の多額の予算を計上し事業を行う時期ではないと考えます。また、防災拠点施設が必要だと考えるのであれば、リスク管理上においても役場庁舎近くではなく、長沢の学習センターや富田の旧小学校など空き校舎を有効活用し、予算の軽減を図るべきと思います。都市防災施設整備事業の中から防災拠点施設予算を削除し、予算の組み替えを提案いたします。

昨年9月の決算審査議会において代表監査委員から町の財政を危惧する意見書をいただいたことに議員皆様方と問題を共有し、私の提案に賛同していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 次に、原案賛成者の発言を許可します。

1番 それでは、賛成討論したいと思います。

都市防災施設整備に対する賛成討論といたしまして、私は、今年度の定例会において決議された令和元年度から令和3年度の事業期間を有する福祉避難所及び防災拠点施設について賛成するとともに、意見を述べたいと思います。

このたびの事業に対しましては、福祉避難所と防災拠点施設をともに行う事業であり、片方がよくて、片方が好ましくないということにはならない案件だと思います。賛否ある町民の意見を取り入れて町長の判断であり、巨額の事業費をいろいろな視点から国の補助対象に結びつけ、町の支出を極限まで下げた経緯もあります。また、老朽化を伴う役場第2庁舎を国

道の道路拡張整備の補助を受けながら施設の解体で駐車場も拡張されることもあり、極論に考えた末に導き出した施策だと思えます。

私は、9年前に発生した東日本大震災でいち早く支援物資を被災地に運ぼうと役場を訪れた際に、町全体の停電もあり、行政対応と防災対応が混在しており、三陸の情報収集に手間取った経緯がありました。また、平成30年度の豪雨被害も踏まえながら、日本のみならず、世界的に異常気象が頻繁に起きており、いつどこで大災害が起きるかも予測ができない中で、実際に町民を守る防災拠点の司令塔は必要だと感じます。

舟形町は合併をせずに、町民は町単独の道を選択したわけであり、財政も決して豊かではありませんが、町独自で前に進まなければいけないと思えますし、そのかじ取りを森町長に任せただけであります。過去の定例会の案件として既決されていることを踏まえて、可決した責任もあると思えますので、当初予算については賛成したいと思えます。以上です。

議長 4番議員以外に反対者の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、賛成者の討論を許可します。

3番 まず討論に入る前に、きょうで東日本大震災の発生から9年になりました。けさの山形新聞に、10日公表の警視庁のまとめが載っております。1万5,899人がお亡くなりになり、震災関連でも3,739人が死亡されております。心からご冥福をお祈りいたします。また、いまだに2,529人が行方不明となっており、4万7,737人の方が避難をされておられます。一日も早い行方不明者の発見と早期の復旧復興を願うばかりでございます。

それでは、賛成討論に入らせていただきます。

都市防災施設整備事業については、平成30年8月の豪雨災害の教訓を踏まえての案件であり、この豪雨で災害対策本部の役場本庁舎の地下ピロティーが浸水したことにより電源を喪失するなど、災害対策本部機能に一時支障を来しました。また、住民税務課や健康福祉課の窓口業務などにも影響を及ぼし、行政サービスの低下を招くなど、約1カ月にわたり不自由を来し、ご不便をおかけしたことは、町民の皆様も理解していることと思えます。さらに、町内4カ所の指定福祉避難所は、災害時に支援が必要な避難者を受け入れる施設であります。浸水などにより避難することができませんでした。

この都市防災施設整備事業は、3カ年にわたる事業で、整備に係る事業費は防災拠点施設が約3億円、福祉避難施設が約11億3,000万円、合わせて約14億3,000万円になりますが、国からの採択を受けており、国庫補助金が事業費の約2分の1の7億円、過疎対策事業債もあわせて活用でき、これに対する地方交付税で約5億円が措置されるので、約12億円が補助金となります。14億3,000万円の事業費から補助額の12億円を引けば実質的な町の負担は約2億3,000万円になります。この事業が有利な補助対象になるべく、多くの方々のご協力を得、多方面

にわたる要望、陳情などを行い、事業採択されたものであり、我々議員もその一翼を担ったものであります。

令和元年10月の台風19号の被害を受け、防災力の強化や国土強靱化対策は全国的に自治体のニーズが高まっている中で、仮にこの機会を逃してしまい、後になってからやはり施設が必要になったからといっても国からの支援を受けられる保証はなく、町単独で整備をすることは財政面から見ても無理があり、町民の負担がふえるばかりと考えます。

町民の生命、財産を守り、皆様が安心して暮らせるためにも必要な施設整備を盛り込んだ実効性のある予算であり、新規事業に取り組み、町民の福祉向上と町の将来像の実現に向けた予算になっていると考え、私は賛成します。以上であります。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第14号から議案第20号までの7議案について一括して原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第14号から議案第20号までの7議案については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第21号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第22号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第24号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第25号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第26号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第27号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第28号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第29号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第30号 舟形町農業委員会委員の任命について

議長 日程第2 議案第21号から議案第22号及び議案第24号から議案第30号 舟形町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第21号から議案第22号及び議案第24号から議案第30号については、一括提案、審議とし、採決については各個別に採決することにいたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決をいたします。

初めに、議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第23号 舟形町農業委員会委員の任命について

議長 日程第3 議案第23号 舟形町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 質疑の前に、地方自治法第117条の規定により、8番叶内富夫議員は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

(叶内富夫議員 退席)

午後1時37分 休憩

午後1時37分 再開

議長 会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第23号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

(叶内富夫議員 入場)

午後1時37分 休憩

午後1時38分 再開

議長 会議を再開します。

日程第4 議案第31号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第4 議案第31号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第5 議案第32号 舟形町人権擁護委員の推薦について

議長 日程第5 議案第32号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第33号 舟形町人権擁護委員の推薦について

議長 日程第6 議案第33号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第34号 第7次舟形町総合発展計画基本構想及びそれに基づく基本的な施策の策定について

議長 日程第7 議案第34号 第7次舟形町総合発展計画基本構想及びそれに基づく基本的な施策の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 舟形町副町長の選任について

議長 日程第8 議案第35号 舟形町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9 議案第36号 舟形町教育委員会教育長の任命について

議長 日程第9 議案第36号 舟形町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 質疑に入ります前に、本人が議場におられます。公正な審議を行うために退席をお願いしたいと思います。

暫時休憩をします。

(総務課長 退席)

午後2時10分 休憩

午後2時10分 再開

議長 会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、教育長予定の方の入場を許可します。

暫時休憩します。

(総務課長 入場)

午後 2 時 1 1 分 休憩

午後 2 時 1 1 分 再開

議長 会議を再開いたします。

ここで、資料配付のため暫時休憩をいたします。

午後 2 時 1 1 分 休憩

午後 2 時 1 2 分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第 1 発議第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議長 追加日程第 1 発議第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6 番 (朗読、説明省略)

議長 意見書の内容については、議会事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第 2 号を採決します。

発議第 2 号について、意見書を提出することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第 2 号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしま

した。

日程第10 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第10 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、佐藤広幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和2年3月11日、舟形町議会議長 八楸太殿。総務文教常任委員会委員長佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和2年2月12日（水）
2. 調査内容 現地視察、状況聞き取り

○健康福祉課

（1）現地視察

内山公民館（百歳体操実施団体の視察及び聞き取り）

水に放たれた魚のように元気よく、また水曜日に実施することから「いきいき水曜会」と名づけ、2016年10月26日から活動しています。いつも14から15人の参加者ですと楽しそうに話されていた。

（2）町担当者からの説明

百歳体操の効果（ポイント還元、健康ポイントについて）

高齢者宅の除雪支援について（制度及び実績について）

（3）所感

百歳体操を視察した委員も参加し、約40分で1サイクルの体操を体験した。適度な刺激があり、よい効果があると感じた。また、健康ポイントで交換した「いきいき百歳体操バンド」を使用し、体力に合わせた体操をしていた。休憩時にはお茶を飲みながら談笑することも楽しく参加する要因になっていると感じた。

百歳体操の効果については、人との交流の場としての楽しみ、生きがいつくりや、閉じこもり防止につながられている。特に冬期間は大変有効な取り組みと考える。健康ポイントの交換者は、平成30年度152名、令和元年度171名と増加しており、この制度が町民に理解され、定着してきていると評価したい。

今後の課題とし、男性の参加者を増加させる方策を検討されたい。健康ポイントの交換ができる商店について、わかりにくい表現がされていた。また、高齢者宅の除雪支援の金額についての表示も改善すべき点があった。

○住民税務課

(1) 現地視察

防災無線施設（生涯学習センター・町役場）

①学習センターに設置された屋外拡声機

音達距離450メートルから600メートルのソノコラムスピーカー（単体型）を設置しているが、屋外で試聴した際の距離の目安で、気象条件、周囲環境により変動する。

②庁舎内操作室

総務課隣室に設置されている親局の操作室内視察

(2) 町担当者からの説明

町防災無線の整備計画及び事業の進捗状況について

令和2年3月までの工事期間で、現在も施行中であり、月末まで終了したい。

屋外スピーカー設置近接地で戸別受信機不要だという住宅がある。

(3) 所感

屋外拡声機の音達距離は目安なので再度聴取し、到達の確認をされたい。

屋外拡声機では聞き取りにくい場合もあるので、極力戸別受信機を設置するよう説明し、了解を得られるようお願いしたい。

以上でございます。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、石山産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和2年3月11日 舟形町議会議長 八鍬太殿。産業振興常任委員会委員長 石山和春。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和2年2月21日（金）

2. 調査内容 状況説明、現地調査

(1) 若者向け定住・移住住宅建築の進捗状況について（現地調査）

①建設場所

最上郡舟形町舟形ハリヨ

②調査結果

工事は工程どおり進捗しており、4月からの入居に向け最終的な外構工事の段階であったが、北側の空き地、西側の境界柵の検討が必要である。

③今後の取り組み

県外からの応募者もあるなど需要が高いことから、今後とも定住促進住宅団地の整備とともに定住・移住住宅についての検討も必要である。

また、町内初の民間賃貸住宅も3月末完成で進捗し、入居希望もあることから、制度の活用促進に向け努力されたい。

(2) 舟形若あゆ温泉改修工事の進捗状況について（現地調査）

①工事概要

ア 健康増進室改修工事（30畳の和室研修室に改修）

イ 事務室の拡張改修工事（事務室と職員休憩室を統合）

ウ 農事研修室改修工事（食品庫、職員休憩室に改修）

エ 視聴覚室改修工事（10畳の和室3部屋に改修）

オ その他（照明のLED化、冷暖房機器改修）

②調査結果

工事のためホールが手狭で、利用者へ不便をおかけしているが、工事は工程どおり進捗しており、工期内完成の予定であった。

③今後の取り組み

若あゆ温泉は、浴場、多目的ホールに続き、今回で大規模改修工事はほぼ終了の予定である。今後の改修等については計画性をもって対応に努められたい。また、改修効果が出るよう利用促進にも努力されたい。

以上になります。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより産業振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、3月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

町長 令和2年度第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

3月3日から11日間の日程で、専決処分の承認が1件、令和元年度一般会計ほか特別会計の予算の補正が6件、令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出予算が7件、条例の設定が1件、条例の制定が4件、町道の認定が1件、計画変更が1件、農業委員、固定資産評価委員、人権擁護委員、副町長と教育長の人事案件が15件、合計37件につきまして、ご決議賜りましたこと、御礼を申し上げます。

令和2年度当初予算は、私にとって2期目のスタートの年であり、第7次総合発展計画のスタートの年であります。第7次総合発展計画の目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり『わくわく未来ふながたの創造』」に向けて、6本の柱とそれを支える1つの基盤の7つの基本目標を達成できるよう全力で取り組んでまいります。そして、オール舟形で「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」の着実な実現に向けて、防災拠点施設や福祉避難施設を整備する都市防災施設整備事業、ワンコインがん検診や外出支援事業などの100歳元気プロジェクト事業、婚活や不妊治療、高校生までの医療費無料化や未満児の保育や給食費無料化などの少子化対策・子ども育成プロジェクト事業、孫プロジェクトなどの定住・移住プロジェクト事業、情報発信力の強化やICTを活用した先進的少数社会の実現に向けたデジタルファースト事業、日本一のおいしい給食食育推進事業、縄文の女神活用発信事業、関係人口の拡大推進事業、園芸拡大スピードアップ推進事業など、しっかりと成果が上がるよう職員と一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましてはなお一層のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

そして、議決いただいた予算は、本来の目的が達成できるよう経済的かつ適正な執行に努めてまいります。また、一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいります。

きょう3月11日は、東日本大震災が発生した日であります。震災で亡くなられた方は1万5、

899人、体調悪化や自殺などの関連死が3,739人、今なお行方不明の方が2,529人、合わせて2万2,167人が犠牲となりました。改めて心よりご冥福をお祈りいたします。

震災から9年がたっても全国に避難している方は4万7,737人、今も仮設プレハブ住宅に住んでおられる方が709人です。9年の月日がたち、被災地から離れたところで暮らす私たちの記憶は薄れてまいりますが、被災された方々の今の窮状を見ますと決して記憶が薄れることなく、時間もとまったままなのかもしれません。

私も同じで、災害対策本部長として対策に当たった平成30年8月の二度にわたる豪雨災害の記憶は鮮明なままです。想定外の農業用水路からの溢水により役場庁舎に雨水が流入し、地下部分が浸水、電源が喪失し、一時対策本部機能が停止したこと、福祉避難協定を結んでいる施設も被災し、障害を持つ方等が避難できなかったことは、災害対策本部、そして災害対策本部長としてざんきにたえず、今も悔恨の念にたえません。この思いを全ての方と共有できなかったことは非常に残念ですが、この教訓を生かして、防災拠点施設、福祉避難所を町民の安全安心のためにしっかりと活用してまいります。

11日間、ありがとうございました。

議長 ここで、3月をもちまして退任されます庄司副町長及び齊藤教育長より一言ご挨拶をいただきたいと思えます。初めに、庄司副町長、お願いいたします。

副町長 このたびは発言の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。先ほど私の後任についてご選任いただきましたこともあわせて御礼を申し上げたいと思えます。

これによりまして私が退任をするということが決まりましたけれども、県の人事異動内示がまだでございまして、私がどこに行くかについてはまだわからない状況でございまして。

私が舟形町に着任いたしましたのは平成30年4月でございまして。以来2年間、長いようで本当にあっという間の時間、充実した時間でもございました。この間、議会の皆様方からは折に触れてご指導、ご鞭撻、お世話いただきましたこと、この場をおかりして深く感謝を申し上げたいと思えます。

副町長という重責、皆様方のご期待にどれだけ応えることができたのかということをお問自答いたしますと、甚だ心もとなく、もっとやるべきであったのではないかと、もっとやれたのではないかと、悔恨の念が尽きないわけでもございます。

ただ、平成30年8月の二度にわたる豪雨災害の際、まさに行政の最前線、行政の現場において、町長をはじめといたします職員の皆さん、そして議会の皆様と一緒に災害の対応、その後の復旧対策に当たらせていただいたことにつきましては、県庁では絶対に経験できないことでありまして、非常に勉強させていただいた出来事でもございました。行政は、やはり最前線の市町村役場があってこそだということを改めて再認識をさせていただいたところでございます。今はとにかく一日も早い完全復旧をご祈念しております。

話は変わりますが、私が着任いたしましたのは平成30年4月1日の日曜日でございますけれども、この日、振興公社若あゆ温泉に行く道すがらで一ノ関大橋から見ました最上小国川の流れ、そして遠くの山々、田んぼ、雪に包まれた田んぼ、まさしく山紫水明というのはこういう景色を言うんだろうということで、ただひたすら感動を覚えて眺めていたのを今でも覚えております。今でも一ノ関大橋から見た景色が一番大好きなんですけれども、それ以外にも舟形町の景色については本当に好きであります。それに加えて、鮎、ワラビをはじめといたします舟形の食べ物、そして舟形の人々、臆面もなく言わせていただければ、非常に平易な言葉で申しわけありませんけれども、舟形が大好きであります。

当初は本当に縁もゆかりもないところから参りましたけれども、舟形町に来たのは何かの縁でありますし、また皆様方とこのようにお知り合いになれたのも縁だと思っております。これからは、この縁、えにしをとにかく大切にしていきたいと考えております。

町長が日ごろおっしゃっておりますけれども、関係人口の端っこに私も加えていただいて、3億円は無理ですけれども、ふるさと納税もさせていただこうかと思っておりますし、またタイミングが合えば若鮎まつりをはじめとするイベントにも顔を出したいと考えております。県に戻りましても、どこに行くかまだわかりませんが、舟形の応援団として、舟形に思いを寄せて、舟形にも何かあれば舟形のために尽くしてまいりたいと考えております。県庁には私の前任の酒井もおります。県庁舟形会をつくりまして、引き続き舟形を応援していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

結びになりますけれども、舟形町議会の今後ますますの発展と議員各位のご健勝、ご活躍を祈念して、2年間、お世話になりました御礼の挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。（拍手）

議長 ありがとうございます。次に、齊藤教育長、お願いいたします。

教育長 7年間、大変お世話になりました。きょうはちょうど、先ほど来あります東日本大震災に重なったということで、9年前、私は新庄市内の782名の子供たちの校長をしておりまして、携帯や電話が通じなくなる中、安否確認に夜遅くまで対応していたなということを思い出しております。その後、2年後に舟形町にお世話になりました。旧制度で4年、新制度で3年ということで、皆様方よりいろいろご助言いただきました。

その間、7年間で本当にいろいろ変わったなど実感しております。着任したときは、小学校の統合、保育所、そして学童保育が教育委員会の管轄になったという年でございました。その奉職中のちょっと変化を振り返ってみますと、保育園では保育士の身分正職員化による研修の充実、それから奉職中におきましては例えば全児童を見て診断するという特別支援教育の充実、それから小中学校におきましては、それまでばらばらだったんですが、教育目標や授業スタイルを一緒に行うという協働の学び、探究型学習を現在やっております。そういう

ことで、本当に7年間で変わったと思います。

その成果といいますか、子供の姿でちょっとだけ、この本議会で話題にならなかったところをご紹介いたしますと、子供の姿なんですけど、本年、保育園では登園渋りがいなくなったという報告を受けております。それから、小中学校におきましては、不登校が全国的にも県内でもふえ続ける中、現在ゼロでございます。そのようなことも生徒指導上非常にいい形で現在推移しております。落ちついた中で推移しているところです。また、学業上、これも話題にならなかったんですが、例えば小学校の高学年におきましては国語におきまして国・県のレベルからかなり高いレベルに上がってきているのかなと、そういったことも一つありますし、体育面では皆様ご承知のように舟中の活躍が特に光っているんですが、非常にいろいろ活躍してきた近年だったなと思っております。そういうことで、子供たち、小中とも非常に頑張っている姿で推移しているということを改めて皆さんにご紹介申し上げます。

ここに来て新型コロナウイルスで本当に緊急事態に直面しております。しかし、必ずやこの危機を乗り越えていけるものと信じております。

皆様方の本当にこの7年間のご指導、ご助言に感謝申し上げます。またこれからの舟形町の教育の充実発展にさまざまな形でご助言いただきますことをご祈念申し上げます。私から皆様方への御礼と、そして7年間の感謝の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

議長 ありがとうございました。

庄司副町長におかれましては、2年間、舟形町発展のためにご尽力をいただきました。県に戻られましてもさらなるご活躍をご期待申し上げたいと思います。齊藤教育長におかれましては、平成25年4月より7年間、舟形町の教育行政発展のためにご尽力をいただきました。両名の方に議会を代表して深く感謝を申し上げたいと思います。今後とも舟形町発展のため、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本当にご苦労さまでございました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます前に、本日3月11日で東日本大震災の発生から9年目となります。発生時間でありまして14時46分が近づいております。震災で亡くなられた方に対して黙禱をささげたいと思います。皆さん、ご起立をお願いいたします。

（黙禱）

議長 黙禱を終わります。ありがとうございました。

以上で会議を閉じます。

令和2年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。

9日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後2時46分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 佐 藤 広 幸

署 名 議 員 荒 澤 広 光